



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	2
告示	神戸市一般廃棄物処理基本計画	環境局環境企画課	3
告示	令和8年度神戸市一般廃棄物処理実施計画	環境局環境企画課	28
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(各種証明書等の交付等に係る手数料の徴収事務)	地域協働局区役所課	70
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立海外移住と文化の交流センターの施設等及び駐車場の使用料の徴収事務)	地域協働局地域協働課	71
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(丸ヶ岡西自治会ほか)	地域協働局地域活性課	72
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(特定計量器定期検査手数料徴収業務)	地域協働局消費生活センター	75
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(市税徴収事務)	行財政局税務部収納管理課	76
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(令和8年度 小磯記念美術館に係る入館料等の徴収事務)	文化スポーツ局博物館 小磯記念美術館	77
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(令和8年度 神戸ゆかりの美術館に係る入館料等の徴収事務)	文化スポーツ局博物館 神戸ゆかりの美術館	78
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立博物館ミュージアムショップ図録等販売業務)	文化スポーツ局博物館学芸課	79
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立博物館画像提供業務及び物品売払代金の徴収業務)	文化スポーツ局博物館学芸課	80
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	81
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	82
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	83
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市しあわせの村)	福祉局政策課	84
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立総合福祉センター)	福祉局政策課	85
告示	口腔がん検診料徴収事務の委託業務	健康局保健所保健課	86
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立墓園)	健康局斎園管理課	87
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立西神斎場)	健康局斎園管理課	88
告示	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による国際経済事業の指定	経済観光局企業立地課	89
告示	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による国際経済事業の廃止	経済観光局企業立地課	90
告示	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による特例中核事業の廃止	経済観光局企業立地課	91
告示	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による中核事業の指定の一部改正	経済観光局企業立地課	92

種類	件名	所管部署	ページ
告示	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による特定事業の指定の一部改正	経済観光局企業立地課	93
告示	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による地域の指定(神戸エンタープライズゾーン)の一部改正	経済観光局企業立地課	102
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(特定非営利活動法人 AFRIKCLEAN)	経済観光局新産業創造課	103
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(下水道使用料徴収・収納事務)	建設局下水道部経営管理課	104
告示	磯上公園、貿易センター駅周辺における自転車等放置禁止区域の拡大	建設局中部建設事務所	105
告示	神戸電鉄鈴蘭台駅周辺自転車等放置禁止区域の変更	建設局北建設事務所	107
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	110
告示	道路法による道路の区域変更(市道 西垂水195号線)	建設局道路管理課	112
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(条例の規定に基づく手数料の徴収業務)	建設局駅前魅力創造課	113
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(条例の規定に基づく使用料の徴収業務)	建設局駅前魅力創造課	114
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(条例の規定に基づく使用料等の徴収業務)	建設局駅前魅力創造課	116
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(都市公園内駐車場料金収受等業務)	建設局公園部管理課	117
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(地形図等販売業務)	都市局都市計画課	118
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市営住宅使用料等コンビニエンスストア収納代行業務)	建築住宅局住宅管理課	119
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料の徴収事務)	建築住宅局政策課	120
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(港湾幹線道路使用料)	港湾局神戸港管理事務所	121
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(緑地使用料等)	港湾局神戸港管理事務所	122
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス)	港湾局経営企画課	123
告示	神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる徴収業務委託	港湾局経営課	124
告示	港湾施設の供用廃止	港湾局経営課	125
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(神戸市立御影公会堂)	東灘区地域協働課	126
告示	指定納付受託者の指定について	消防局危険物保安課	127
告示	指定納付受託者の指定の取消について	消防局危険物保安課	128
告示	指定納付受託者の指定の取消について	消防局危険物保安課	129
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(御影クラッセ)	経済観光局経済政策課	130
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(サザンモール六甲B612、サザンモール六甲PLUS+)	経済観光局経済政策課	135
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(舞多聞東3丁目地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	138
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	139
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	140
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	141
水道局	神戸市水道局物品会計規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	142

種類	件名	所管部署	ページ
水道局	水道事業手許現金取扱規程及び工業用水道事業小口現金取扱規程を廃止する規程	水道局経営企画課	147
交通局	神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	154
交通局	神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	183
交通局	神戸市交通局高速鉄道安全管理規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	187
交通局	神戸市交通局会計規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	202
交通局	自動車事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務委託	交通局自動車部市バス運輸サービス課	206
交通局	路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について	交通局市バス運輸サービス課	207
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託	交通局営業推進課	211
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務委託にかかる告示事項の変更	交通局営業推進課	213
交通局	指定納付受託者の指定	交通局営業推進課	214
人事委員会	神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	215
固定資産評価審査委員会	神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程	固定資産評価審査委員会	217
市税事務所	市税事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	行財政局税務部税制企画課	219
市税事務所	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定について(特定非営利活動法人 東灘地域助け合いネットワーク)	行財政局税務部市民税企画課	228
福祉事務所	福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	福祉局政策課	229

神戸市告示第554号

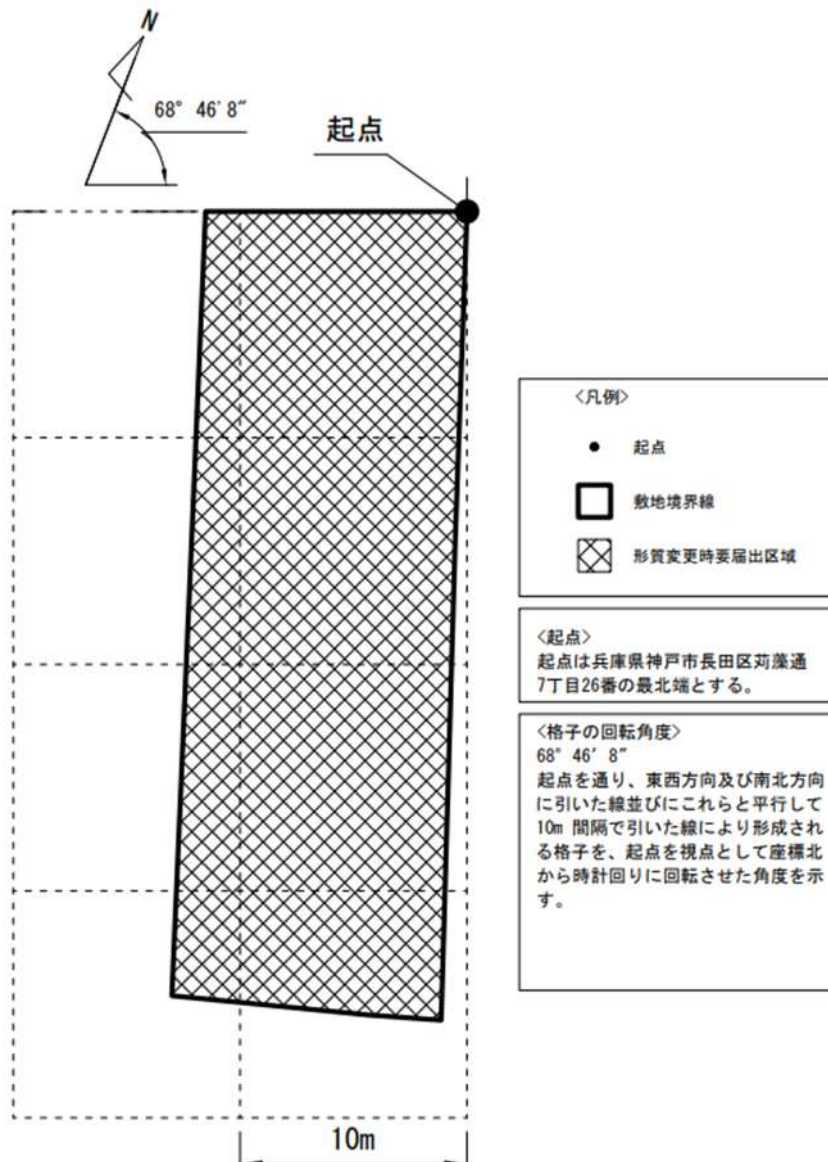
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
長田区苅藻通7丁目26番、28番  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物  
鉛及びその化合物

別図



神戸市告示第555号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年3月19日

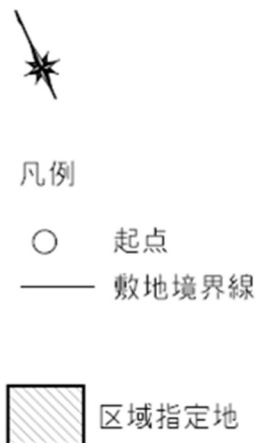
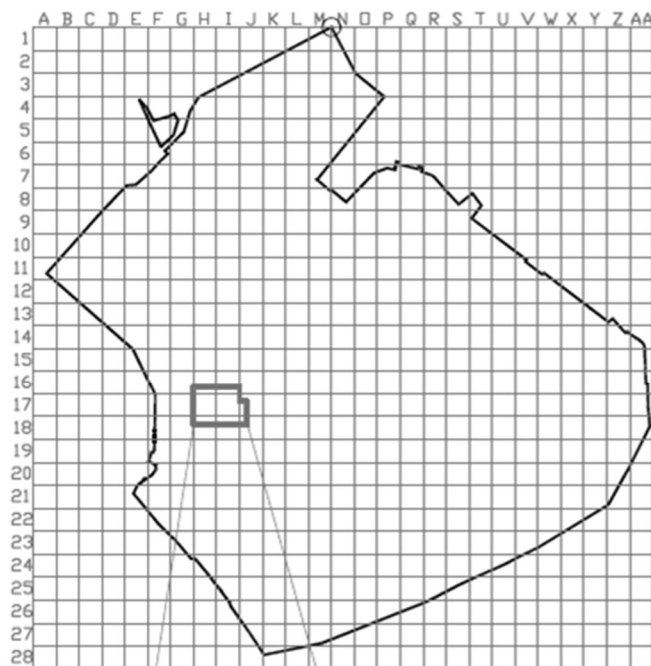
神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域  
中央区東川崎町2丁目14番、20番、20番2、東川崎町3丁目29番、39番1の各一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

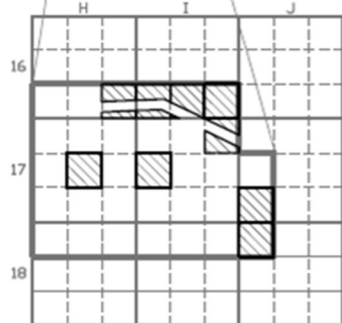
別図

< 起点 >  
起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

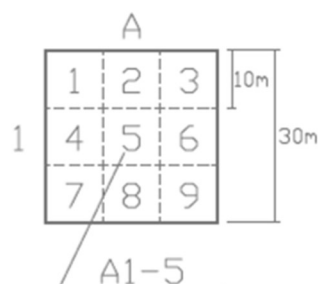
< 格子の回転角度 >  
24°12' 28"  
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



< 30m格子図 >



単位区画番号



< 10m格子図 >

神戸市告示第572号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、神戸市一般廃棄物処理基本計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造



# 神戸市一般廃棄物処理基本計画 2026年3月



# Contents

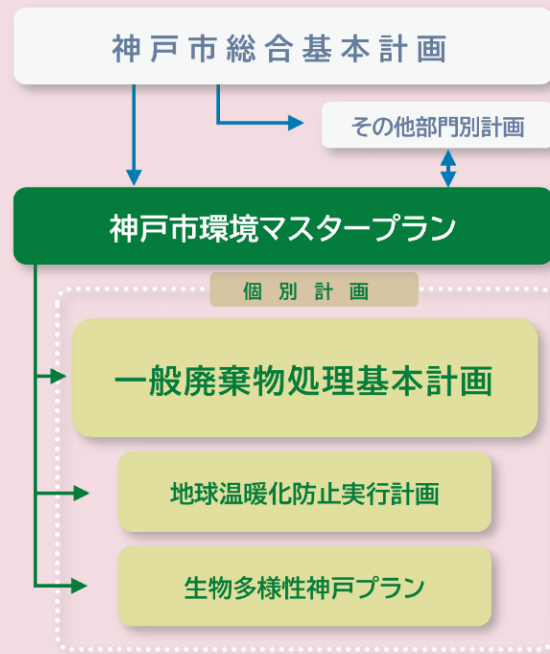
Chapter 01	計画策定の基本的事項
Chapter 02	ごみ処理の現況
Chapter 03	前計画の総括
Chapter 04	ごみの現状
Chapter 05	ごみ処理の将来像
Chapter 06	基本方針（目標達成に向けた施策）
Chapter 07	ごみ処理の方向性
Chapter 08	食品ロス削減推進計画
Chapter 09	生活排水処理基本計画
Chapter 10	私たちができる環境行動ガイド





### 「一般廃棄物処理基本計画とは」

- 本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)という。)第6条1項の規定に基づき策定するものです。
- また、「神戸市環境マスタープラン(環境基本計画)」の個別計画です。



「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を内包しています。

### 「計画策定の背景」

- 近年、地球温暖化の影響による自然災害の激甚化や海洋プラスチックごみによる生態系への影響などの環境問題が深刻化しています。
- 少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化を踏まえ、資源を有効に活用して廃棄物を減らし、温室効果ガスの発生抑制を図るとともに、環境への負荷を低減する「循環型社会」への変革が必要となっています。
- 循環型社会の実現には、生産から廃棄までの全ての段階で、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取り組みや、廃棄物の適正処理が不可欠です。
- 廃棄物処理の安定性と効率性・経済性を両立した、持続可能な一般廃棄物に関する施策を展開していくため「神戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。





計画策定の基本的事項

国・県の動向

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などにより、持続可能な社会づくりへの取り組みが進み、最新の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、「循環経済」への移行を国家戦略として位置づけています。  
兵庫県は、「兵庫県資源循環推進計画」においてサーキュラーエコノミーへの移行、プラスチック資源循環の促進、廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの促進など、プラスチック対策、温暖化対策、循環経済を打ち出しています。

法律等

**食品ロスの削減の推進に関する法律**  
〔2019年10月〕

本来食べられるのに廃棄される食品(=食品ロス)を削減するため、消費者・事業者・行政など多様な主体が連携して、社会全体で取り組むことを目的に制定されました。

**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**  
〔2021年6月〕

プラスチックごみの流出による海洋汚染や生態系への影響などが世界的に問題となっており、プラスチック製品の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体での資源の循環に取り組むことを目的に制定されました。

**第五次循環型社会形成推進基本計画の策定**  
〔2024年8月〕

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を進めることが示されました。

循環型社会の将来像

資源循環に配慮した消費行動

適量購入、繰り返し使用・耐久性に優れた商品の選択、再生利用が容易な商品の選択、リサイクル製品の優先購入等

メンテナンス・リペア

リデュース・リユース・リサイクル

製品の有効活用

ストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルが推進

情報開示

環境価値に関する表示を伴った多様な選択肢が提供され、消費者のライフスタイル転換を促進

シェアリング・リース

分別の徹底

拠点回収・店頭回収や工場等での生産端材の回収を含め、適切かつ積極的な分別回収が促進

環境配慮設計

分解しやすい、リサイクルしやすい、単一素材を使用するなど、製品等の設計段階における環境配慮が徹底

収集運搬

高齢化世帯の増加にも対応した廃棄物収集運搬システムの設計・実装が促進

リサイクル

廃棄物処理

天然資源の消費抑制

循環資源や再生可能資源の割合をできるだけ高め、天然資源を利用せざるを得ない場合には環境負荷の少ない調達先を選択

バイオプラスチック普及のための技術開発や資源回収を最適化するための高度な破碎・選別技術の開発が進展

再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分



### 「計画期間」

計画期間は2026年度～2035年度までの10年間

### 「対象区域」

本市全域

### 「計画の対象とする一般廃棄物」

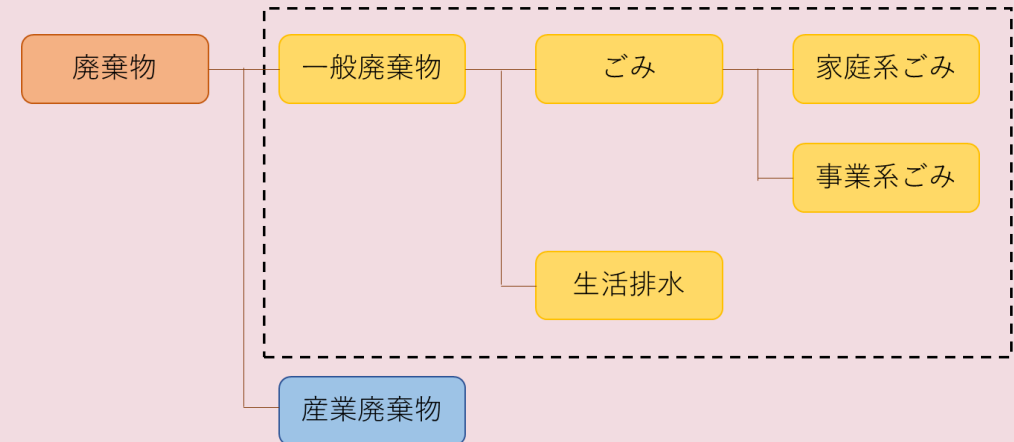
廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます  
本計画において対象とする廃棄物は、生活排水(し尿・浄化槽汚泥)を含む「一般廃棄物」です

2030年度以降、芦屋市の可燃ごみ(家庭系ごみ・事業系ごみ)の広域処理を開始します

※芦屋市のごみの減量については、芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、取り組みます。

- 家庭系ごみ (家庭から排出されるごみ)
- 事業系ごみ (事業活動等に伴い排出されるごみ)
- 生活排水 (し尿・汚泥)

### 【廃棄物の体系図】

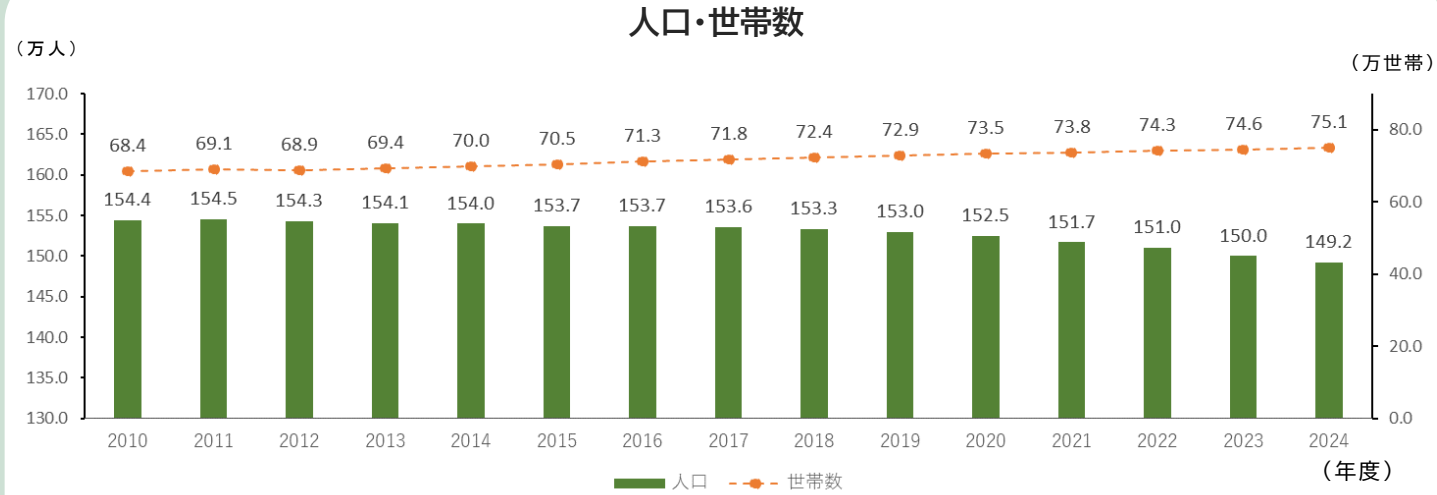


※産業廃棄物は、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正処理を行う必要があります。



社会環境（人口・世帯数）

人口は2011年の154.5万人をピークに減少する一方、世帯数は増加しています



出典:神戸市将来人口推計2024(神戸市企画調整局)

社会環境（事業所数・従業者数）

事業所数・従業者数は2009年から2021年にかけて減少しています

産業別では、卸売業・小売業が事業所数・従業者数とも最も多くなっています

	事業所数		従業者数	
	2009年	2021年	2009年	2021年
全産業（公務を除く）	72,748	62,228	741,814	725,828
農林漁業	72	109	676	992
鉱業，採石業，砂利採取業	5	1	28	6
建設業	4,228	3,726	33,268	27,793
製造業	4,623	3,550	91,554	83,388
電気・ガス・熱供給・水道業	38	69	1,723	2,215
情報通信業	935	850	16,826	16,111
運輸業，郵便業	2,406	2,089	57,048	51,966
卸売業，小売業	19,676	15,233	170,131	152,798
金融業，保険業	1,056	946	16,723	16,849
不動産業，物品賃貸業	6,017	5,161	23,506	23,919
学術研究，専門・技術サービス業	3,321	3,566	22,207	28,520
宿泊業，飲食サービス業	12,339	8,842	89,854	67,776
生活関連サービス業，娯楽業	5,698	4,608	33,046	26,216
教育，学習支援業	2,332	2,379	31,015	33,997
医療，福祉	5,095	6,305	83,934	111,008
複合サービス事業	271	225	2,587	3,040
サービス業(他に分類されないもの)	4,636	4,569	67,688	79,234

出典:経済センサス基礎調査結果(総務省統計局) 6



「家庭系ごみ」

家庭系ごみは、資源物として缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの他、燃えるごみ、燃えないごみ、カセットボンベ・スプレー缶、大型ごみの6分別としています。市が規格のみを定める単純指定袋制度を導入しています。

原則、クリーンステーションへ排出されたごみを収集していますが、大型ごみは有料とし、事前申し込みによる戸別収集を行っています。

家庭系ごみの分別

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬体制	収集回数	排出の方法	搬入先
缶・びん・ペットボトル	神戸市全域	市（直営）	週1回	市が収集しているごみ集積場（クリーンステーション）を活用した定点方式	市の資源化選別等処理施設又は中継施設
容器包装プラスチック		市（直営）	週1回		市の中継施設
燃えるごみ		市（直営又は委託）	週2回		市の焼却施設又は市の中継施設
燃えないごみ		市（直営）	月2回		市の破碎施設又は市の中継施設
カセットボンベ・スプレー缶		市（直営）	月2回		民間の破碎施設
大型ごみ		市（委託）	随時	大型ごみ受付センターへの事前申し込みにより受付センターが指定した方法	市の破碎施設又は市の中継施設

「事業系ごみ」

事業系ごみは4区分(可燃ごみ、粗大(不燃)ごみ、資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)、カセットボンベ・スプレー缶)としています。市のごみ処分手数料を袋の販売価格に上乗せする有料指定袋制度を導入しています。

自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬により、市または民間の処理施設で受け入れています。

事業系ごみの分別

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬体制	収集回数	排出の方法	搬入先
可燃ごみ (可燃物で一边がおおむね50cm以下のもの)	神戸市全域	自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者	許可業者との契約による	許可業者との契約による	市の焼却施設若しくは、市の中継施設又は民間の資源化施設
粗大(不燃)ごみ (可燃物のうち一边がおおむね50cmを超えるもの、不燃物又は不燃物及び可燃物からできているもの)					市の破碎施設又は民間の資源化施設
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)					市の資源化選別等処理施設
カセットボンベ・スプレー缶					民間の破碎施設





「ごみ処理施設の配置と概要」

施設配置図



焼却施設

名称	所在地	設備能力
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	900t/日(300t/24h×3基)
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	600t/日(200t/24h×3基)
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番圃74-1	600t/日(200t/24h×3基)

中継施設

名称	所在地	中継方式	対象となる収集物
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	ビット方式	燃えないごみ、大型ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	ビット方式	缶・びん・ペットボトル、燃えるごみ
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3-12-28	ビット方式	燃えるごみ
落合クリーンセンター	須磨区中落合3-1-1	ビット方式	燃えるごみ
妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1-1	ビット・ヤード方式	燃えないごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	ヤード方式	容器包装プラスチック

破碎施設

名称	所在地	設備能力	対象となる廃棄物
布施畑環境センター 破碎選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	300t/日(150t/5h×2基)	燃えないごみ、大型ごみ(木質系廃棄物除く)
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	20t/日(10t/5h×2基)	木質系廃棄物

選別・圧縮施設

名称	所在地	設備能力
資源リサイクルセンター	西区見津が丘1-9	90t/日(45t/5h×2基)

最終処分場

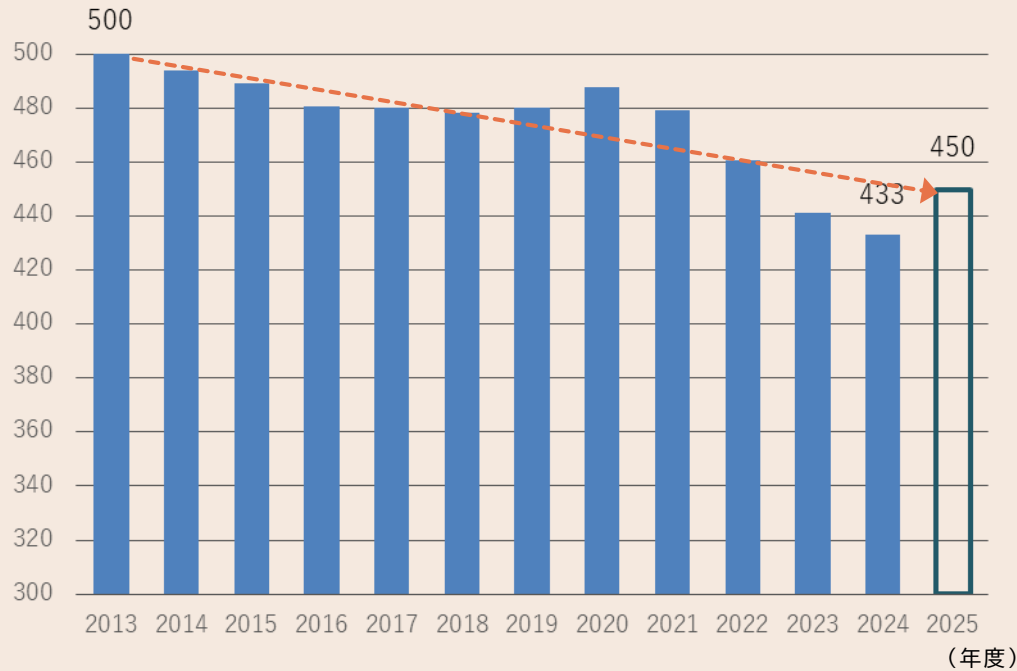
名称	所在地	埋立容積	残余容量 (2023年度末時点)	埋立対象物
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	23,500千㎡	4,180千㎡	不燃性残渣
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700千㎡	5,540千㎡	不燃性残渣
大阪湾圏域広域処理場整備事業 (7エック事業)神戸沖埋立処分場	東灘区向洋町	15,000千㎡		焼却灰



前計画の総括

家庭系ごみ1人1日あたり排出量

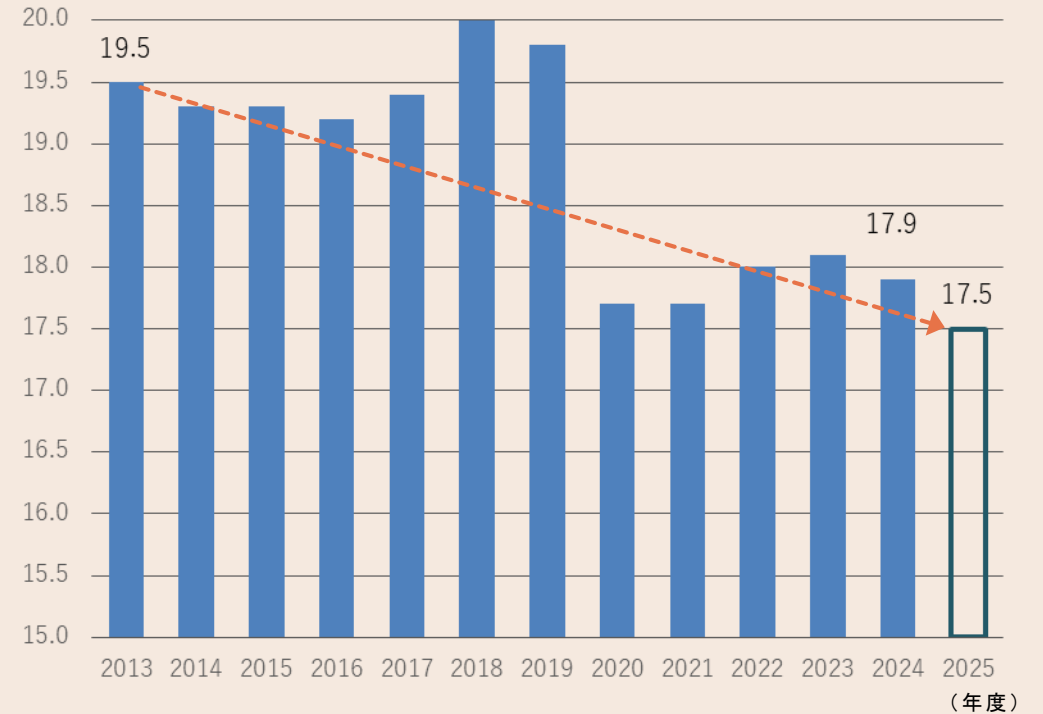
(単位:g/人・日)



減少傾向で推移しており、2019～2021年度に一時的に増加したが、減量・資源化の進展等により、再度減少に転じ、目標の450g以下を達成

事業系ごみ総排出量

(単位:万t/年)

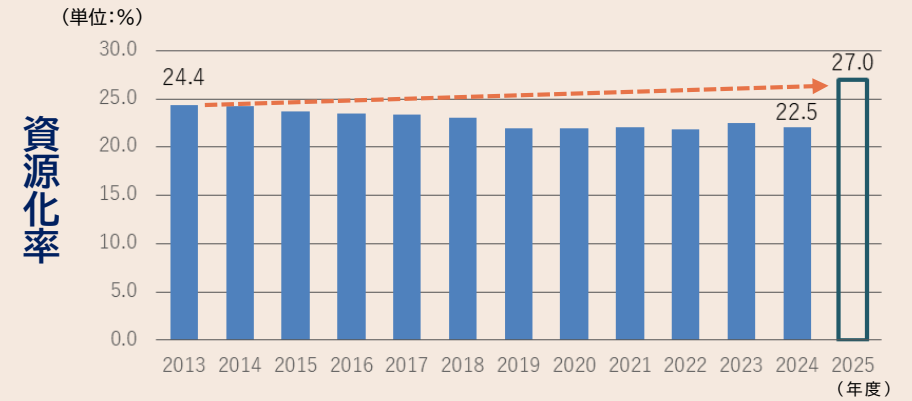
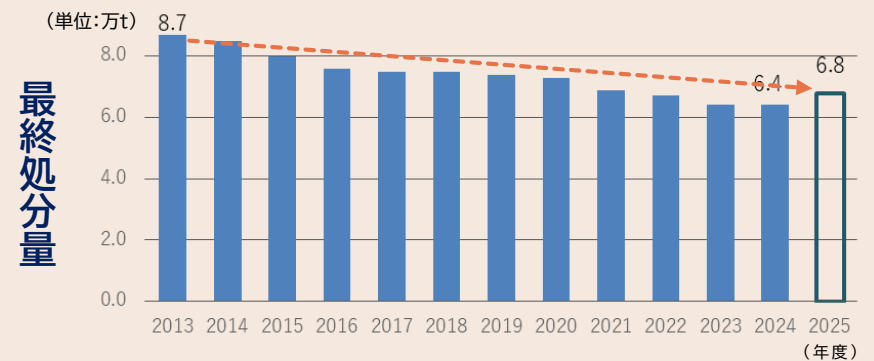
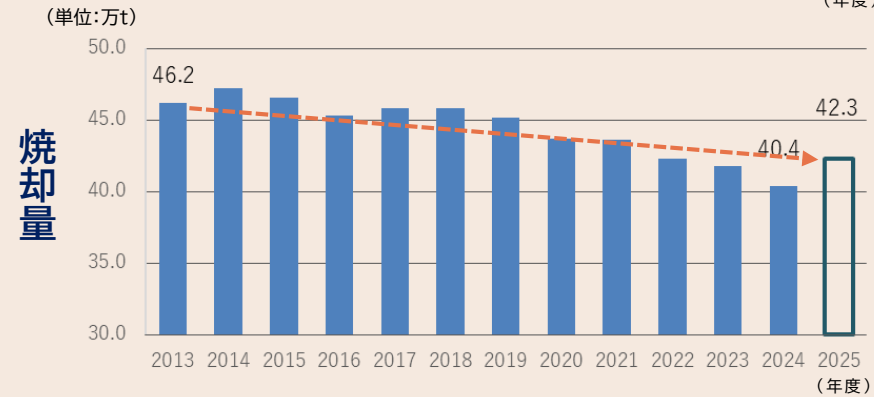
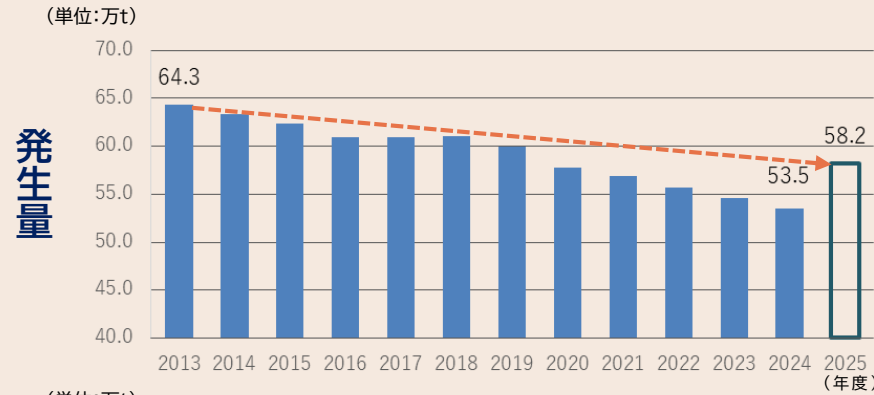


2020・2021年度に大幅に減少したのち、増加したものの、おおむね目標を達成見込

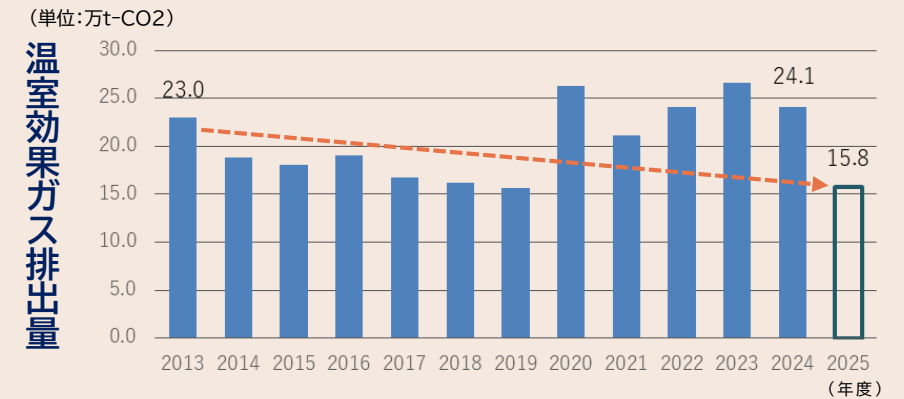


前計画の総括

目標指標の達成状況② 令和8年3月31日 神戸市公報第3956号



ペーパーレス化社会の浸透などにより、排出・回収される古紙が大幅に減少するなど、資源化率は微減傾向



焼却量は減少しているものの、測定対象となるプラスチック類等の割合・量の増などにより基準年度(2013)を超過

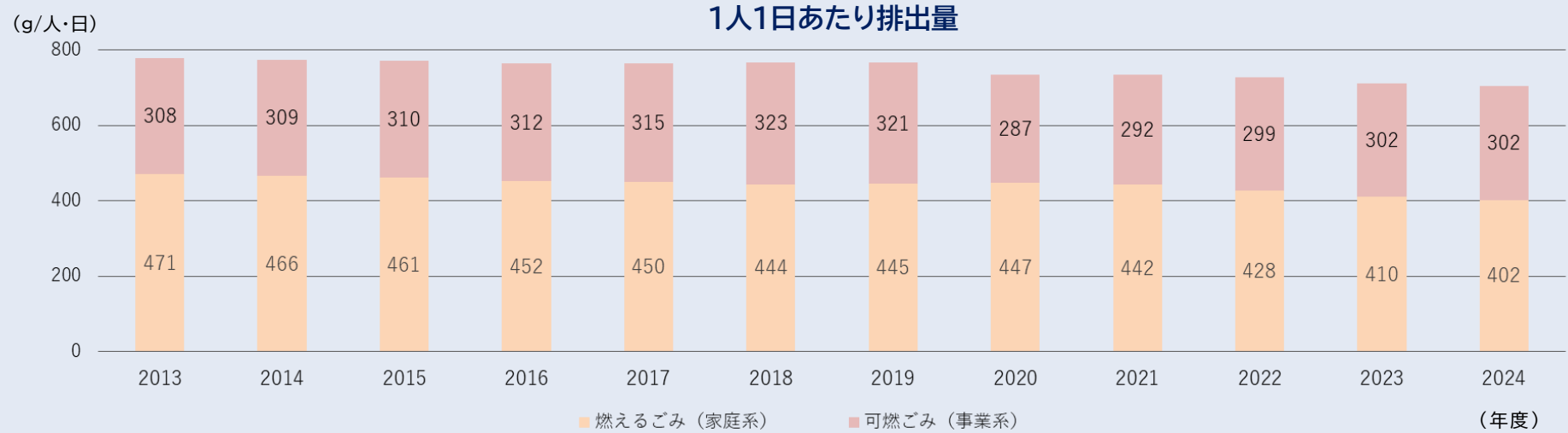
人口減少や減量・資源化の進展により、「発生量」「焼却量」「最終処分量」が減少し、目標の達成見込



令和8年3月31日 神戸市公報第3956号

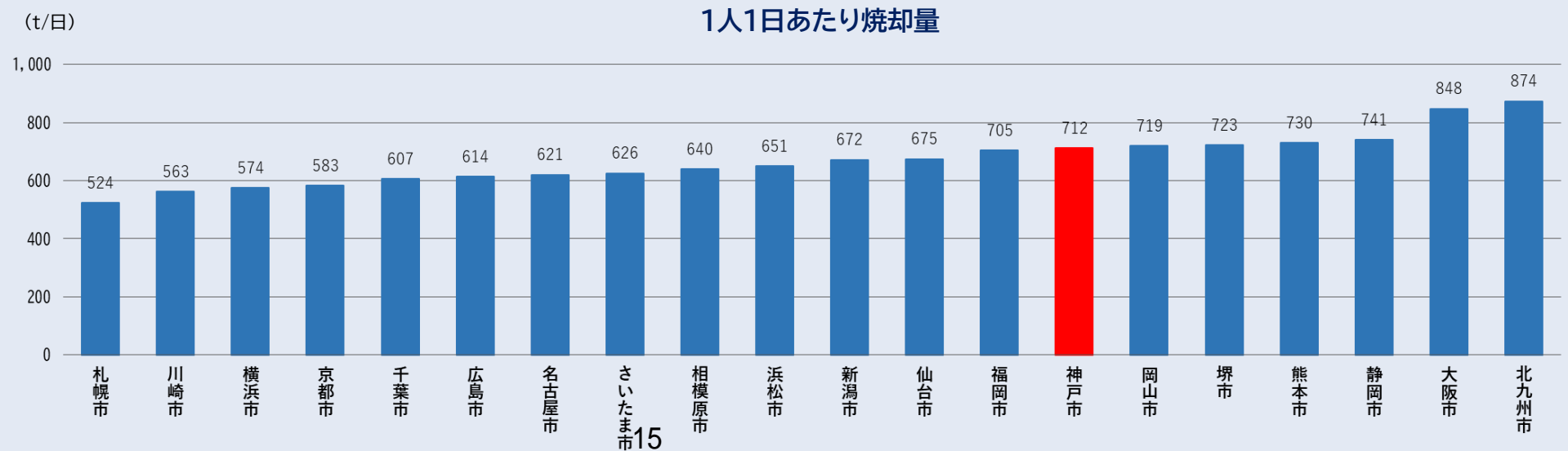
燃えるごみ（家庭系）・可燃ごみ（事業系）排出量の推移

□ 1人1日あたりの排出量は減少傾向



他政令市との比較（1人1日あたりの焼却量）

□ 1人1日あたり焼却量は、政令市中位よりも多い状況

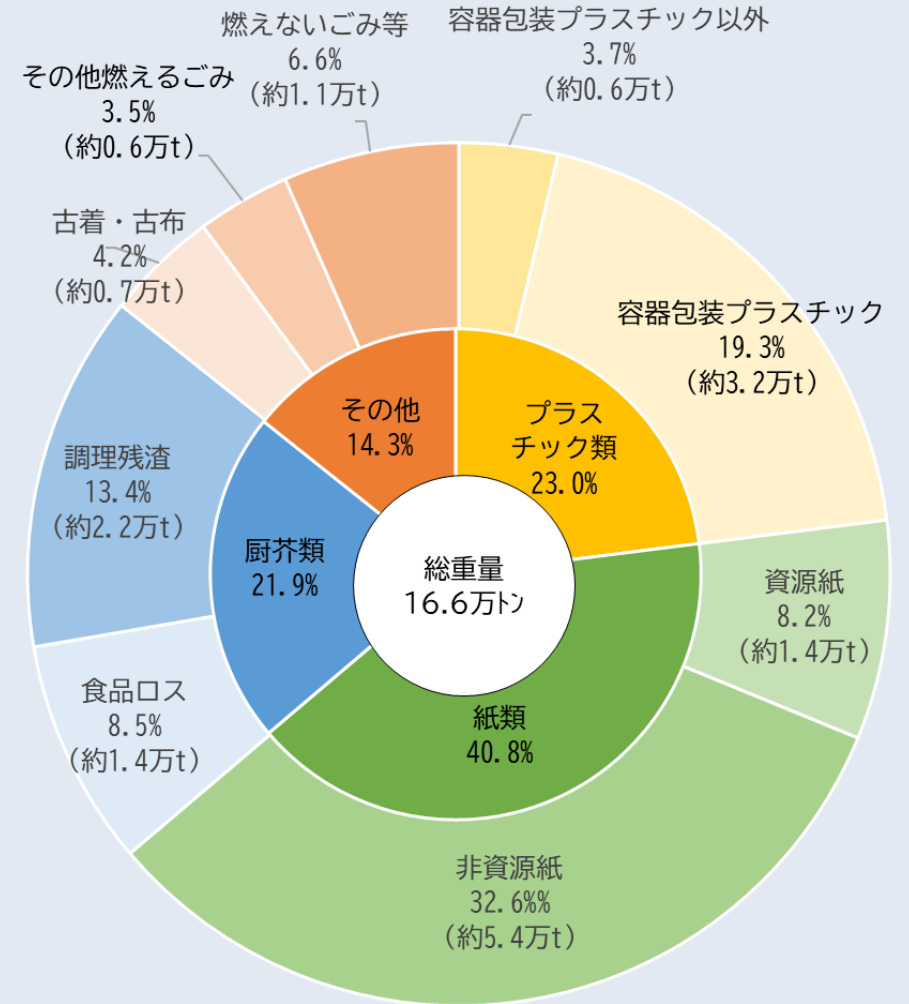
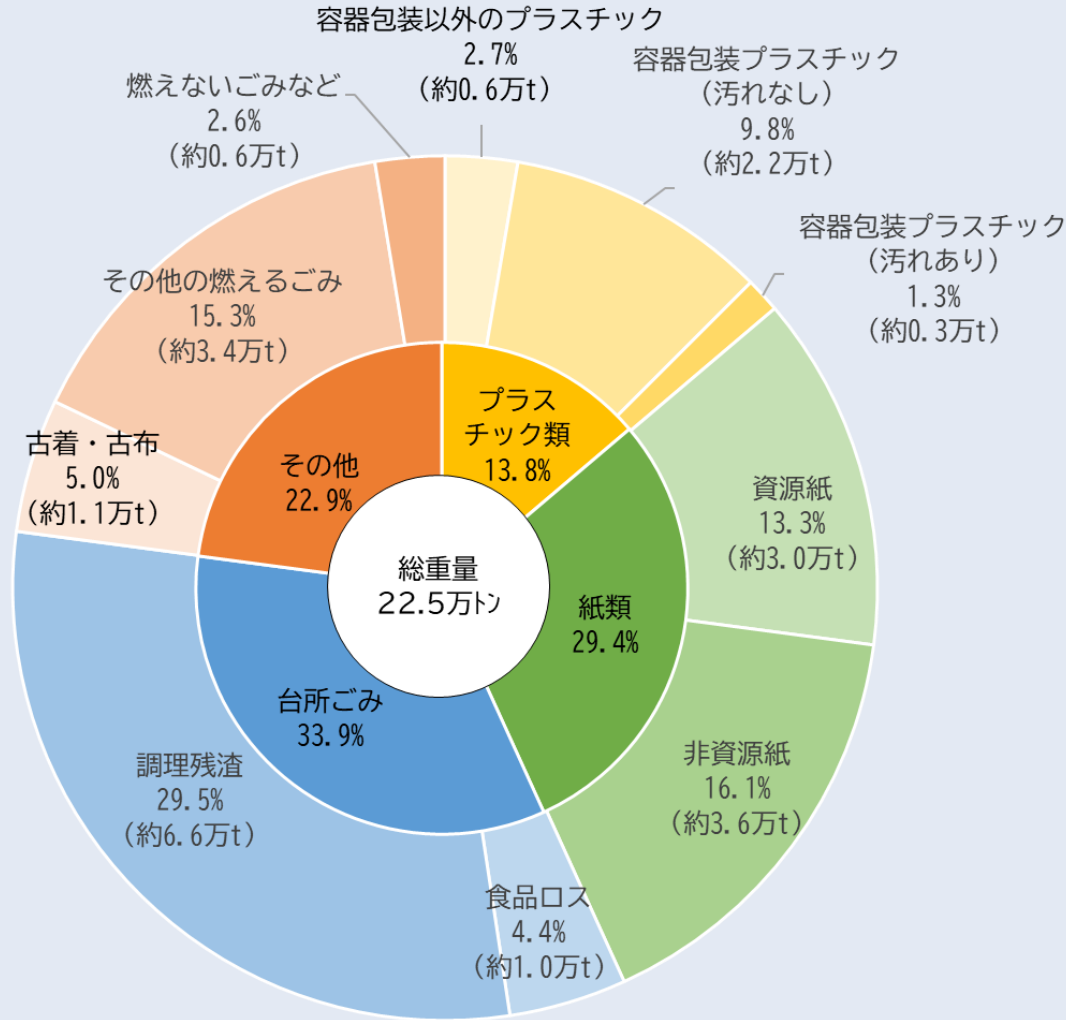


「燃えるごみ（家庭系）の組成」

「可燃ごみ（事業系）の組成」



ごみの現状



※2023年ごみ排出量に2016年組成調査結果の割合を乗じて推計量を算出

「基本理念」

「もったいない」で、ひと・まち・資源が、つながる・まわりつづける

製造者・販売者・消費者・再商品化する者、あらゆる主体が、持続可能なかたちで、「もったいない」を継承

安定性と効率性・経済性を両立した持続可能な一般廃棄物に関する施策を展開

天然資源の投入量削減や温室効果ガス排出抑制により、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに貢献



ごみ処理の将来像

「基本方針」

生産・流通・消費・廃棄などの全ての段階において、市民・事業者・行政がごみの発生抑制と資源の循環的利用を図り、環境と経済の好循環を生み出す循環経済の実現に取り組みます

基本方針1

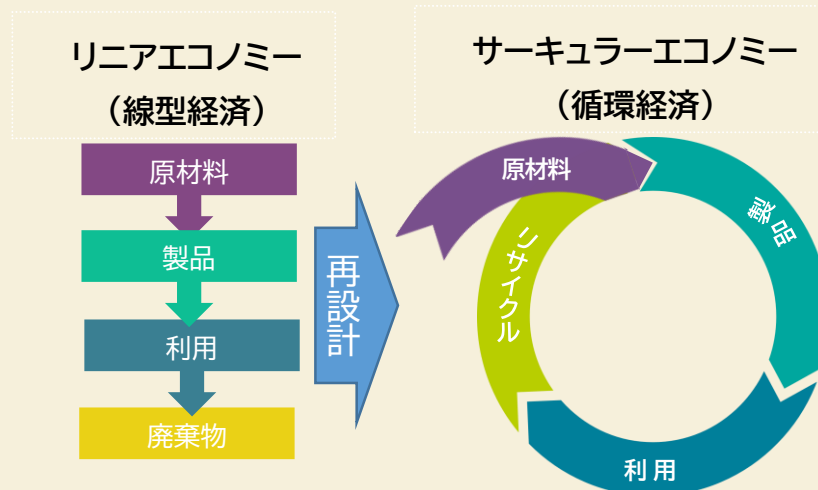
✓ 徹底的な減量・資源化の推進

基本方針2

✓ 廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理

「取組の視点」

本計画は、「神戸市地球温暖化防止実行計画」と「生物多様性神戸プラン」とも連携し、ごみの減量と資源の循環に取り組むことで、ごみ処理時に排出される温室効果ガスを減らすとともに、自然へのごみの流出を防ぎ生物多様性への影響を減らすなど、相乗効果をもたらします



「循環経済」  
製造時から再利用を考慮し資源と成長を両立されるシステム

出典:環境省WEBサイトを基に作成

「目標設定」

燃えるごみ

「目標指標と目標値」



ごみ処理の将来像

「1人・1日あたりごみ排出量」



食品ロス(生ごみ)を減らそう    プラスチック混入をなくそう    資源物の混入をやめよう



目標指標	基準年度 (2023年度)	目標値・最終年度 (2035年度) ※4
燃えるごみ(家庭系)の排出量	22.5万 t	17.3万 t
可燃ごみ(事業系)の排出量	16.6万 t	13.0万 t
ごみ発生量	54.6万 t	46.0万 t
総処理量	45.0万 t	36.4万 t
焼却量(残渣等含む)	41.8万 t	32.3万 t
最終処分量(埋立量)	6.4万 t	5.0万 t
排出抑制量/ごみ発生量	18%	21%
温室効果ガス排出量	26万 t-CO2 (基準年度2013年度)	13万 t-CO2
焼却処理される食品ロス量	2.4万 t	2.1万 t
容器包装プラスチックの分別協力率	27%	60%

※1:((燃えるごみ(家庭系)+可燃ごみ(事業系))÷基準年度人口÷366日で算出

※4:芦屋市の可燃ごみ2.1万tの処理量含まず

※2:((燃えるごみ(家庭系)+可燃ごみ(事業系))÷目標・最終年度人口÷366日で算出

※3:環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」における1人1日あたり平均排出量を準用



基本方針1

徹底的な減量・資源化の推進

目標達成に向けた施策

2R(リデュース・リユース)の推進により、できるだけごみを出さず、資源化可能なものはできるだけリサイクルを行うことで  
令和6年3月31日 神戸市公報第3956号  
 ごみの発生抑制と資源の循環的利用を創出した暮らしの確立

● リデュース、リユースによる環境負荷の低減

- ・ むだをなくし、ものを繰り返し使うことでごみをできるだけ出さないライフスタイルを確立し、環境負荷の低減を図ります
- ・ 地球環境にやさしい製品づくりやサービスの提供を製造・販売事業者働きかけるなどごみをできるだけ出さない社会を目指します
- ・ リユースショップやフリマアプリ等の活用を推進し、市民への意識醸成を図るとともに機会の創出を図ります
- ・ 捨てるはずのものを活用し、元より価値の高い製品を生み出すアップサイクルを推進します

● リサイクルによる環境負荷の低減

- ・ 地域で取り組む「資源集団回収」やスーパー等の「店頭回収」を促進するため、回収拠点マップを活用し、リサイクルの推進を図ります
- ・ 質の高いリサイクルを目指すエコノバ(資源回収ステーション)の拡充・利用促進を図ります
- ・ 「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や「ボトルtoボトルリサイクル事業」などまわり続けるリサイクルを推進します

● 資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進

- ・ 紙類の更なる減量・資源化に向けた取組を推進するため、「拠点回収の強化」や「事業系ごみの排出ルールの見直し」を行います
- ・ プラスチック類の減量・資源化に向けた取組を推進するため、「製品プラスチックの分別回収の実施」や「事業系ごみの排出ルールの見直し」を行います

● 生ごみの削減や食品ロスの削減

- ・ 生ごみのうち約7割を占める水分を減らす「水切り運動」の推進、コンポストなどの推進により、生ごみの削減を図ります
- ・ 市内の事業者と協力して、「てまえどり」やフードバンクの取組を推進し、食品ロスの削減を図ります
- ・ 食品ロス削減協力店や食べ残しの持ち帰り推進など食品関連事業者の取組を推進し、食品ロスの削減を図ります

● 環境美化の推進

- ・ 海洋プラスチック問題となるプラスチックごみの陸域から河川及び海洋への流出を抑制するため市民への意識啓発に取り組みます
- ・ 地域と行政の協働による「美しいまちづくり」を進めるため、クリーン作戦の支援を図ります
- ・ ばい捨ての防止やまちの美化の推進を図ります
- ・ 不法投棄に対する監視体制を強化することで未然防止に努め、また、資源物の持ち去り対策の実施に努めます

手法

- ・ 市民、事業者の行動変容を促す情報発信に取り組みます
- ・ 学校と連携した子どもたちへの環境教育の推進や幅広い年齢層に対応した学習プログラムの充実を図ります

人口減少やごみの減量・資源化の進展を前提に、地方自治体の責務として公衆衛生の確保・適正処理を果たすとともに、収集・運搬・処理・処分に必要な施設、体制の確保



## 基本方針2

着実な適正処理の強靱化と  
廃棄物管理基盤の強靱化と

目標達成に向けた施策

### ● 安定的なごみの収集、運搬体制の確保

- ・ DXツールである「収集運搬管理システム」を活用した収集体制の最適化、収集作業の円滑化・効率化の促進を図ります
- ・ ごみの減量・資源化の状況などを踏まえ、処理費用の負担の見直しを総合的に検討します
- ・ 高齢や障がいなどによってごみ出しができないごみ出し困難者に対し、ごみ出し支援の体制整備を図ります
- ・ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品の適正な回収処理を図ります

### ● 処理、処分に必要な施設・体制の確保

- ・ 複数の焼却施設・中継施設によるネットワークを活用した効率的・経済的安定的な処理を図り、適正な管理・運営に努めます
- ・ 個別の施設整備においては、環境負荷低減のため高効率・高性能なものにするとともに、省スペース・省力化を積極的に検討するなど、トータルコストの削減に努めます
- ・ 国の財政支援を最大限に活用し、高性能・高効率な施設整備を行い、施設の適正配置を図ります
- ・ 最終処分量の削減に努め、最終処分場の適正な管理・運営に取り組み、引き続き大阪湾フェニックス事業に参画します

### ● エネルギーの効率的な回収・利用

- ・ ごみ発電のエネルギーの地産地消を進め、脱炭素化を図ります
- ・ 収集運搬や中間処理のごみ処理工程における温室効果ガス排出量の削減を進めます

### ● ごみ処理の広域的体制の構築

- ・ 芦屋市との可燃ごみの処理の連携により、脱炭素・環境負荷の低減を図ります
- ・ 近隣市との資源化処理施設の広域連携に向けた検討を進めます

### ● 災害時における連携体制の強化と適正かつ円滑な処理の実施

- ・ 神戸市災害廃棄物処理指針の運用を適切に行えるよう適宜見直し、災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を実施できるよう備えます
- ・ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定により、周辺自治体との連携強化を図ります
- ・ 関係機関との連携強化を図り、災害発生時も安定的にごみ処理を行える体制を構築します



## 家庭系一般廃棄物

- 1 基本的な考え方**
  - 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適切に収集運搬を行います
  - 排出量等を考慮しながら、適切な収集形態、収集回数、収集体制等を確保していきます
  - 効率的な体制を維持するとともに、中継地を活用して小型車両から大型車両に積み替えを行うなど、環境負荷の低減に努めていきます
  - DXツールを活用し、効率化と省力化に取り組みます
- 2 収集運搬の方法**
  - 原則、クリーンステーション収集とし、大型ごみは事前申し込み制での戸別収集(有料)とします
  - 市の各処理施設に持ち込むことも可能とします  
※申請手続きと搬入手数料が必要になります
- 3 ごみ出し困難者への対応**
  - 高齢者や障がい者などの単身世帯においてごみ出しが困難となっている現状を踏まえ、ひまわり収集や大型ごみの持ち出し支援等を継続します

- 4 地域の資源集団回収や民間の回収拠点**
  - 行政が設置している資源物の回収拠点の拡充を図るとともに、地域団体等による資源集団回収やスーパーマーケットなど小売店での店頭回収によるリサイクルも推進します
  - 回収場所や品目、利用可能時間など、回収拠点マップとしてホームページに掲載、見える化をすることで、市民の利便性の向上と回収量の増加を促進します

## 事業系一般廃棄物

### 事業系ごみの適正な処理方法

市の処理施設に自ら持ち込む※か、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります

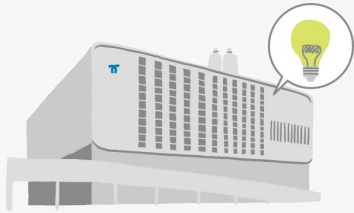
※事業系有料指定袋には、ごみ処分手数料が含まれています

1 基本的な考え方

- 市民の良好な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、法令等に基づく基準を遵守し、安全・安心な適正処理を行います
- 将来のごみ量予測や地理的特性、収集時間、維持管理、災害等を考慮し、適切に施設を配置することで、ごみを安定的に適正処理します
- 各施設は、十分な点検・補修期間を確保し、適切に運転・管理していきます
- 機能回復及び大規模改修工事を適切に行い、できる限り施設の長寿命化を図りながら、ファシリティマネジメントを推進します
- すべての焼却施設において焼却熱を利用したごみ発電を行うことで、環境負荷低減と歳入確保に取り組みます
- 燃えるごみの広域処理を行うことで、圏域の脱炭素・環境負荷低減に貢献します
- また、民間の中間処理施設については、適正に処理・資源化が可能となるよう、引き続き指導していきます
- 災害等の緊急時も安定的に対応できる廃棄物処理システムづくりを検討していきます

2 中間処理施設の整備

- 効率的・経済的・安定的な焼却・中継施設によるネットワークを維持していくため、老朽施設の建て替えや集約化を検討します
- 再整備にあたっては環境負荷低減や支出抑制の観点からも既存施設・用地を最大限活用します
- 焼却施設は、環境負荷低減と歳入確保のため高効率なごみ発電を行いながら、整備費用・維持管理費用の高騰に対応すべく、施設の集約化により施設あたりの処理能力を維持確保します
- また、中継施設は省スペース化や省力化を積極的に検討します
- 持続可能なかたちでトータルコストを抑制しながら、必要不可欠な社会インフラとしてのごみ処理ネットワークを維持します
- 2050年カーボンニュートラルを目指し、処理施設においても新技術を積極的に研究・採用していきます
- また、エネルギー施設・資源化施設として、さらなる地域との共生・市民への還元を目指します



ごみ処理の方向性  
(中間処理)





1 基本的な考え方

最終処分量の削減に努め、限りある埋立処分地(環境センター・大阪湾フェニックス)を長期にわたって使用していきます

2 最終処分方法

当面は現行の最終処分方法を継続します

不燃性残渣

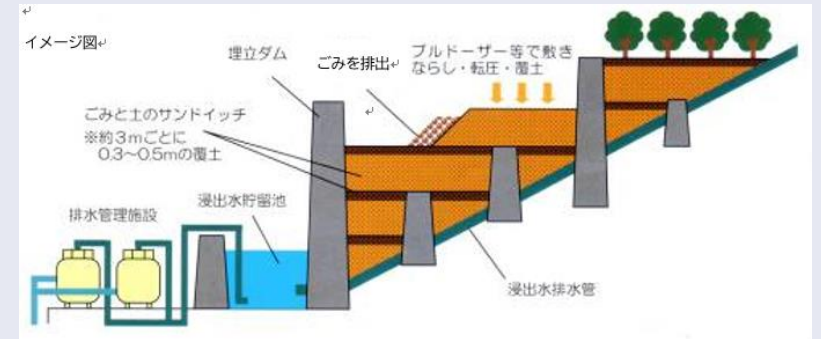
焼却不適物や不燃性廃棄物については、破碎処理の後、可燃物や資源物を取り除いて不燃物だけを適正に埋立処分します

焼却残渣

家庭や事業所から出たごみは焼却施設で燃やされ、焼却灰や燃えかすの“焼却残渣”は、大阪湾フェニックスセンターにて適正に埋立処分します

3 最終処分場

市環境センターでは、排水処理設備等の点検・補修・更新を適切に行うことで、周辺環境に配慮した、安定運転・管理を行います



〔環境センターでの処分方法〕



〔神戸沖埋立処分場〕



食  
品  
ロ  
ス  
削  
減  
推  
進  
計  
画

1 背景

食品ロス削減のためには、国民一人ひとりが自分の問題と捉え、具体的な「行動」に移すことが必要。国では、国・自治体・事業者・消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進していくことを基本的な方向として設定。

2 本市の状況

【家庭系(家庭から出る食品ロス)】

2023年度の1人1日あたり排出量約**18g**

【事業系(小売店や飲食店から出る食品ロス)】

2023年度の事業系可燃ごみに含まれる食品ロス約**1.4万トン**

3 目指すべき将来像

- 市民が食品ロスを自分の問題と捉え、買い物から保存、調理、食事、在庫管理に至るまで「もったいない」という気持ちをもって、適量購入・調理や在庫管理、食べきりが習慣的に、あたりまえにできている姿。
- スーパーマーケットやコンビニ、飲食店等においても、食品ロスが出ない工夫が行われ、市民も協力している姿。

4 計画の基本方針

	家庭から出る食品ロスを減らす	小売店や飲食店から出る食品ロスを減らす
発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロスの見える化 ⇒食品ロスダイアリーの普及</li> <li>食品在庫の上手な管理 ⇒野菜の保存と使い切り情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売店での販売期限切れによる廃棄削減 ⇒てまえどりの拡大</li> <li>飲食店からの廃棄削減 ⇒食べ残しの持ち帰り推進</li> <li>食品ロス削減に取り組むお店の拡大 ⇒食品ロス削減協力店の登録拡大</li> </ul>
余剰食品・未利用食品の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>余剰食品の寄付活動 ⇒フードドライブへの参加推進、フードバンク実施団体の育成 24</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄されそうな食品の流通促進 ⇒フードシェアリングサービスの登録・利用促進</li> </ul>



生活排水処理基本計画

生活排水処理

1 現状

- ・2023年度末現在の汚水処理人口普及率（現行計画は「生活排水処理率」となっています）は99.8%
- ・公共下水道は2005年度、農業集落排水処理施設は2008年度に整備が概ね完了

2 方針

今後、市街化区域においては公共下水道の整備を、市街化調整区域においては合併処理浄化槽への転換をはじめ、地域の実態に応じた生活排水処理事業を推進していきます

3 計画

2035年度を目標年度として、汚水処理人口普及率100%を目指します

4 合併処理浄化槽への転換の推進

国の循環型社会形成推進交付金を活用し、浄化槽設置整備事業（国の交付金に市が上乘せして補助）により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を進めていきます

し尿・浄化槽汚泥処理

1 現状

- ・本市では、家庭系し尿については、市と契約した民間事業者が収集を行っています
- ・事業系し尿については、全て許可業者が収集しています  
また、浄化槽汚泥の収集運搬についても、許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施しています
- ・収集したし尿及び浄化槽汚泥は、全て高松作業所において前処理後、中央水環境センターに投入し、処理されています

（単位：kl）

	2024年度実績	2035年度見込み
家庭系し尿	1,336	1,110
事業系し尿	799	900
浄化槽汚泥	16,991	16,000
合計	19,126	18,000

〔し尿及び浄化槽汚泥の排出状況及び2035年度での排出見込量〕

2 方針

災害時にも、衛生的かつ迅速なし尿収集を行えるように、平常時から安全・安心な収集処理を行います

ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、「ごみの減量・資源化」を推進する

令和8年3月31日 神戸市公報第3956号

リデュース  
（ごみになるものを減らそう）

- 環境にやさしい商品やサービスを選ぼう
- 再利用可能なパッケージの商品を選ぼう
- マイボトル、マイバッグを使おう
- 台所ごみを水切りしてみよう
- コンポストなど自然の力でごみをなくそう
- スーパーで買い物をする際は、てまえどりに取り組もう
- 買いすぎや食べ残しに気をつけよう
- 余っている食べ物は、フードドライブの協力店に持っていこう

リユース  
（ものを繰り返し使おう）

- ものは修理して長く使おう
- リユースショップやフリマアプリ等を活用しよう
- 不要になった育児、子供用品を譲ってみよう

リサイクル  
（もう一度資源にまわそう）

- 地域の資源集団回収を利用しよう
- 店頭回収や古紙回収ボックスを利用しよう
- エコノバ（資源回収ステーション）を利用しよう
- 市HPで回収拠点マップやワケトンブック（ごみと資源の分け方・出し方）で調べてみよう
- リチウムイオン電池や使用製品は正しく捨てよう
- 家庭でごみを捨てる際も、分別に取り組もう

まちをきれいにしよう

- ごみや吸い殻のぽい捨てはやめよう
- 海や川にプラスチックごみを含む海洋ごみ流れ出ないようにしよう

ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、「ごみの減量・資源化」を推進する

つくるとき、売るとき

- つくるもの、売るものに責任を持とう
- 廃棄物の少ない製品開発をしよう
- 長期使用、長寿命の製品開発をしよう
- リサイクルしやすい製品を開発しよう
- 神戸産の農水産物や木材を使用しよう
- 製造過程で出る廃棄物を分別し、リサイクルしよう
- 過剰包装を減らそう
- 梱包材にリユース・リサイクル可能なものを使おう
- 回収してリサイクルするしくみを考えよう
- 取引先と連携して環境に配慮した取組をしよう
- 環境に配慮した取組を積極的に発信しよう

使うとき、捨てる時

- ペーパーレス化に取り組もう
- 使い捨て商品の購入を減らそう
- 社内研修でごみ減量に対する意識を高めよう
- 食べ残しゼロ、食べ残しの持ち帰りを呼びかけよう
- コンポストを使って生ごみを減らそう
- ごみの排出量を把握、記録してみよう
- 資源化可能なものを分別しよう

神戸市告示第573号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和8年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

令和8年度 神戸市一般廃棄物処理実施計画

1 基本的事項

- (1) 計画区域 神戸市全域
- (2) 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 一般廃棄物処理基本計画に定める目標値の見込み

		令和5年度 (基準年度)	令和8年度 (見込み)	令和17年度 (目標年度)
目標値	1人1日あたり燃えるごみ排出量	712g/人・日	695g/人・日	600g/人・日

2 ごみ処理実施計画

神戸市一般廃棄物処理基本計画に基づいて、『「もったいない」で、ひと・まち・資源が、つながる・まわりつづける』の実現に向け、生産・流通・廃棄などの全ての段階において、市民・事業者・行政がごみの発生と資源の循環的利用を図り、環境と経済の好循環を生み出す循環経済の実現に取り組む。

【基本方針】

基本方針1：徹底的な減量・資源化の推進

2R（リデュース・リユース）の推進により、できるだけごみを出さず、資源化可能なものはできるだけリサイクルを行うことでごみの発生抑制と資源の循環的利用を創出した暮らしの確立

基本方針2：廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理

人口減少やごみの減量・資源化の進展を前提に、地方自治体の責務として公衆衛生の確保・適正処理を果たすとともに、収集・運搬・処理・処分に必要な施設、体制の確保

(1) 目標達成に向けた「ごみの減量・資源化施策」

①リデュース、リユースによる環境負荷の低減

ア リデュースにつながる情報発信・意識啓発

不要なもの、過剰なものを買わないなど、ごみの発生抑制のための意識啓発を図るための情報発信に取り組む。

イ エコバック、マイボトル等の利用推進

レジ袋の代わりにエコバックやプラスチックなどの使い捨て容器に替わり、水筒やタンブラーなどの繰り返し使える飲料容器の利用促進を図る。

ウ リサイクル工房等の運営

地域の3R啓発及びリサイクルの拠点として、子育て世帯向けの啓発等を進めていくとともに、古着・古布の回収などを行う。

エ 古着、古布の拠点回収の推進

衣類の回収拠点のマップについて、今後もさらに多くの回収拠点を掲載できるよう、回収を行う事業者に対して積極的に掲載を促す。

オ 民間事業者と連携したリユース促進

リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報の投稿サイト「ジモティー」の紹介を市ホームページ等で行うことで活用を促す。

カ ジモティースポットの利用促進

「ジモティースポット神戸ジェームス山店」と連携し、家具・家電・衣類などのリユース促進を図る。

キ エシカル消費の推奨

製造者や販売者は、環境にやさしい商品やサービスを提供し、消費者は環境にやさしい商品やサービス選択して消費する「つくる責任つかう責任」の行動を促す。

②リサイクルによる環境負荷の低減

ア 資源集団回収 助成制度の実施

自治会や婦人会など地域団体が中心となり資源（古紙など）を集め、回収業者に引き渡してリサイクルを進めていく活動を支援することで、継続的かつ安定的な資源集団回収活動を促進する。

イ 店頭回収の利用促進

スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進を図るため、市ホームページで店頭回収実施店舗を紹介し、市民の店頭回収の利用を促す。

ウ 回収拠点マップの活用による、リサイクルの推進（地域や店頭での資源回収促進）

無料で資源を持ち込むことができる回収場所を品目別に掲載したweb上のマップを作成し、リサイクルの推進を図る。

エ 質の高いリサイクルを目指すエコノバ（資源回収ステーション）の拡充・利用促進

プラスチックを中心とした資源の回収拠点である「エコノバ（資源回収ステーション）」について、地域拠点施設に加えて空き家や空きテナント等も活用し、設置を拡大する。

オ つめかえパックリサイクルプロジェクトの推進

日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」に取り組む。

カ ペットボトルの「ボトル to ボトルリサイクル事業」推進

収集した使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生するボトル to ボトルリサイクルに引き続き取り組む。

キ 乳酸菌飲料容器回収プロジェクトの回収実証事業

ポリスチレン（PS）容器の水平リサイクルを目指し、日本初の乳酸菌飲料容器回収・資源プロジェクトを引き続き、実証事業として取り組む。

ク 使用済み使い捨てカイロの回収実証事業

製造事業者と連携し、使用済みカイロから鉄鋼原料へのリサイクルを目指すため、エコノバ（資源回収ステーション）で使用済みの使い捨てカイロを専用の回収ボックスで回収実証を行う。（11月末まで）

ケ 廃食用油の回収実証事業

家庭用の調理等により出た植物性廃食油をペットボトルで回収し、回収した油は持続可能な航空燃料、バイオディーゼル燃料などのサステイナブルな燃料としてリサイクルを行う。

コ 小型家電リサイクル事業の推進

家庭から排出される使用済みの小型家電を回収するため、区役所や一部民間商業施設に専用の回収ボックスを設置する。回収した小型家電については小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引渡し再資源化する。

サ リチウムイオン電池等の拠点回収、資源化

処理過程において発火事故を招く恐れのあるリチウムイオン電池及びその内蔵製品について、危険性など周知啓発を図るとともに、「電池類回収ボックス」・「小型家電リサイクルボックス」による回収を行い、資源化を図る。

シ ガラスびん残渣資源化事業

びんの資源化工程で発生したびん残渣を民間事業者に委託して再資源化を図る。

③資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進

ア 資源集団回収及び回収拠点マップの発信強化

区役所での転入手続きの際の配布物やワケトン BOOK を通じて、資源集団回収及び回収拠点マップを紹介するなど、効果的に市民に情報の提供を図る。

イ 事業系紙類の資源化促進

古紙受入協力事業者、古紙類回収拠点の募集・調査を行い、古紙類回収拠点マップの作成など事業系古紙類の資源化を進めます。

ウ 展開検査の実施

市の処理施設に持ち込まれる廃棄物を定期的に検査し、検査結果に基づき排出事業者への適正排出指導を実施する。

エ 組成調査の実施

ごみの組成分析調査を実施し、ごみに含まれる資源化可能な紙やプラスチック類の実態把握を行うことによる施策の効果検証や、対応策を検討する。

④生ごみの削減や食品ロスの削減

ア コンポストの普及促進

生ごみの削減、CO2 排出量の削減などの効果があるコンポストについて、これまで取り組んできた「キエーロ」に加え、アーバンファーミング運営団体等と連携したコミュニティ型講習会を実施し、コンポストの普及促進を図る。

イ 台所ごみの水切りの徹底

台所ごみのうち約7~8割を占める水分の減量による燃えるごみの削減を目的として、「台所ごみの水きり徹底」について、ホームページで動画を紹介して啓発を行う。

ウ 食品ロス削減の市民啓発

事業者やNPOと連携した啓発イベントなどを実施し、市民への訴求を図る。

エ 食品ロスダイアリーの普及啓発

家庭で廃棄する手つかず食品や食べ残しを記録することで食品ロス削減に効果があることから、記録できるアプリの普及を進める。

オ 食べ残しの持ち帰りの推進

神戸市食品ロス削減協力店を中心に、外出時に発生する食べ残しを持ち帰る「mottECO(もってこ)」の普及拡大を図る。

カ フードドライブ実施店舗の拡大と認知拡大

食品ロス削減に効果的なフードドライブを事業者と協力して実施し、フードバンク団体や福祉団体などを通じて、食支援が必要な方々に提供する。

キ フードバンク活動団体に対する助成の実施

市内のフードバンク機能の維持確保及び拡充、食品ロス削減の促進を図ることを目的として「神戸市フードバンク活動支援助成金」を活動団体へ交付する。

ク フードロスロッカーの設置・利用促進

市内の主要駅等に「フードロスロッカー」を設置する事業に対する補助を実施し、食品ロスの削減、物価高への対策を進める。

ケ フードシェアリングサービスの利用促進

フードシェアリングアプリ等の利用促進に向けて、食品販売事業者や飲食店等に対し、初期登録費用を補助するなど、サービス参加を促すとともに、市民への周知及び広報を実施する。

⑤環境美化の推進

ア プラスチックごみに係る市民への意識啓発

ウェブサイトを通じた広報啓発や、「海洋ごみ学習教材」等を用いた出前トーク等を実施する。

イ 地域が行うクリーン作戦の支援

行政と地域の協働による「美しいまちづくり」を進めるため、活動資材の提供などの支援を行う。

ウ 民間啓発員によるばい捨て防止重点区域等の巡回・指導

「路上喫煙禁止地区」において、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収を通じて喫煙マナーの徹底を図るほか、「ばい捨て防止重点区域」において、民間啓発員の巡回による路上喫煙・ばい捨て防止の指導・啓発を強化する

エ スマートごみ容器の活用

ソーラー発電によって溜まったごみを5分の1に自動圧縮する機能を有し、企業のSDGsメッセージ等をラッピング広告として掲載した、デザイン性の高いごみ容器を設置することで、ばい捨て防止に取り組む。

オ サンキタエリアにおける環境美化対策の推進

事業系廃棄物の排出状況等の調査を実施し、カラス除けネットボックスを実証的に設置してその効果と課題を検証するとともに、店舗・事務所等の排出事業者へのヒアリングを行って実態を把握し、今後の対策について検討を行う。

カ 資源物の持ち去り禁止の啓発・パトロールによる取り締まり強化

クリーンステーション等から資源物等の持ち去り行為を禁止し、パトロールによる注意・啓発に取り組む。悪質な持ち去り者については、氏名公表や警告、命令書の交付を行い、警察と連携し告発へと繋げ、持ち去りの撲滅を図る。

キ クリーンステーションの鳥獣被害対策の強化

カラス対策ネットの支給に加え、ネットボックス等の設置拡大、また収集後の清掃やネットの片付けにより、クリーンステーションの鳥獣被害の軽減を図る。

ク 折り畳み式ネットボックス等の購入助成制度の新設

ネットでは防ぎきれないクリーンステーションにおいて、市民に購入助成制度の活用を促し、折り畳み式ネットボックスの設置を推進する。

ケ 不法投棄の防止対策

不法投棄防止カメラと取り外し可能な電池式カメラを効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることによって不法投棄を許さないまちづくりを進める。

#### ⑥市民、事業者の行動変容を促す情報発信

ア 私たちができる環境行動ガイド（市民編・事業者編）の周知・啓発

令和8年3月に改定した神戸市一般廃棄物処理基本計画に掲載のある「私たちができる環境行動ガイド」を広く周知し、市民・事業者に行動変容を促す。

イ 市ホームページ、SNS を活用した3Rに関する情報発信・意識啓発

市ホームページやSNSを活用し、環境イベントなどの情報をタイムリーに配信するとともに、ウェブサイト「KOBE PLASTIC NEXT」を活用して、プラスチック問題や啓発活動を進める。

ウ 外国人への情報発信

日本語学校等とも連携しながら、外国人が適正に家庭ごみを排出できるよう、多言語ちらしや多言語対応用二次元コード等を活用したごみ出しルールの啓発を進める。

エ 出前トーク、地域説明会の実施

ごみと資源とリサイクルをはじめとしたテーマで環境局職員が直接地域に出向き、地域団体に説明を実施する。

オ 販売店や製造事業者と連携したイベントブース出展等

まわり続けるリサイクルに関する事業者等と連携した広報啓発活動を実施する。

カ 適正排出に関するコンテンツの充実と周知

事業系ごみの分別方法が簡単に検索できるよう神戸市FAQに事業系ごみの分別に関する項目を設け、事業者が適正に事業系ごみを排出できるよう促す。

ク 大規模事業所等への指導・啓発の強化、充実

大規模事業所への立入検査時に、減量・資源化につながる参考となる取り組み事例を紹介する。

ケ 廃棄物管理責任者への減量・資源化等に関する説明会の開催

事業系一般廃棄物の減量・資源化等に関する理解を深めるため、指定建築物の廃棄物管理責任者を対象に説明会を実施する。

コ 環境マネジメントシステムの普及促進

環境マネジメントシステムの取り組みを事業者に対して普及促進するとともに、自らも環境負荷の低減に努める。

サ 環境保全協定に基づく環境保全計画書・報告書制度の運用

環境保全協定締結事業者から提出いただいた環境保全報告書及び計画書を本市ホームページにて公開し、事業者の取り組みを発信する。

シ 温室効果ガス排出量の情報提供

市域全体の温室効果ガス排出量を算定・公表することで、市民・事業者の脱炭素に向けた行動変容を促す。

ス ごみ処理コストの情報提供

ごみ処理にかかる経費を算出し、一般廃棄物処理計画の「年次レポート」及び小学生向け教材「くらしとごみ」で、全体及び市民1人あたりの経費を公表する。

⑦学校と連携した子どもたちへの環境教育の推進や幅広い年齢層に対応した学習プログラム

ア 社会科副読本「くらしとごみ」による学校・家庭等と連携した環境教育の推進

市立小学校4年生の社会科の学習支援として、副読本「くらしとごみ」を作成・配布している。ごみと資源の出し方のルールを守ることを知るとともに、ごみの減量・リサイクルについて考えるきっかけを作り、日々の生活における減量・リサイクルの実践を促進する。

イ 事業所職員による「ふれあいごみスクール」の実施

市立小学校4年生を対象に、事業所職員が小学校にパッカー車を持ち込み、ごみの分別やごみ出しルール、パッカー車の仕組み等について、体験学習を取り入れながら授業を行っている。スクールを通して、ごみ出しルールの遵守、ごみの減量・資源化に取り組んでもらうきっかけとなるようにする。

ウ 環境学習講座を通じた人材育成の推進

小学生以上の幅広い世代を対象に、参加・体験型の環境学習講座を開催している。環境にやさしい行動を実践するきっかけとなるよう、様々な環境学習の機会を提供していく。

エ コンポストを活用した小学校での環境学習の実施

市立小学校と連携し、給食調理くずを使ったキエーロの取組みに加えて、野菜の栽培・収穫などの体験を通じて、資源の循環を学ぶ環境学習プログラムを実施する。

(2) ごみ処理の適正処理

①安定的なごみの収集、運搬体制の確保

ア 「収集運搬管理システム」の導入

ごみ収集業務にデジタル技術を活用することにより、市民からの問い合わせや要望に迅速に対応する。また、収集状況に関するデータを蓄積し、分析することで収集体制の最適化を図り、家庭ごみを効率的かつ安定的に収集運搬していく。

イ ひまわり収集の実施

地域や身近な人たちによるごみ出しの協力が得られず、かつ、ごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、玄関先でのごみ収集「ひまわり収集」を、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

ウ 大型ごみ持ち出し支援の実施

要介護・要支援認定者、障がい者だけでお住まいの世帯を対象に大型ごみの収集時に、宅内からの持ち出し支援を有料で行う。

エ 「家財の片付けサポート」事業の周知

高齢社会の進展に伴う家財の片付け需要への対応するため、すまいるネットと連携し、家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」を紹介する。

オ 電池類回収ボックスによるリチウムイオン電池等の拠点回収

電池類回収ボックスを設置し、使わなくなった電池類（乾電池、ボタン電池、コイン電池、モバイルバッテリー、リチウムイオン電池等）を回収する。

カ 家庭系の単純指定袋制度に関する情報提供

袋価格にごみ処理手数料を上乗せする有料指定袋制ではなく、市が袋の規格を定め、それにあった製造等事業者の袋を承認し、自由に販売してもらい単純指定袋制を導入している。ごみや資源を分別区分ごとに排出することで、市民の分別意識の向上、排出ルール徹底を図る。

②処理、処分に必要な施設・体制の確保

ア 中間処理施設の適正な管理・運営

日々排出される廃棄物を安全かつ衛生的、継続的に処理できるよう、施設の維持管理を行い、適正な運営に取り組む。

イ ストックマネジメントの考え方に基づく既存施設の機能回復及び大規模改修

施設の計画的な管理として、竣工から25年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修を引き続き行う。また、老朽化が進んでいる苅藻島クリーンセンターについては、中継施設の再整備等に関する基本計画を策定する。

ウ 大阪湾フェニックス事業への参画

一般廃棄物の最終処分場の建設及び改良・維持その他の管理について、大阪湾広域臨海環境整備センターへの委託等を通じ、引き続き、大阪湾フェニックス事業に参画する。

エ 焼却灰のセメントリサイクル事業への参画

クリーンセンターで発生した焼却灰は、金属くずを除去して高温で焼成し、セメントの原料として再資源化に取り組む。

オ 水銀廃棄物の適正処理

水銀汚染の防止をはかるため、不要となった水銀式の体温計・温度計・血圧計を、各区の環境局事業所で回収する。

カ 蛍光管（水銀含有）の拠点回収

水銀汚染の防止をはかるため、不要となった蛍光管を、販売店等で拠点回収を行う。

キ 拡大生産者責任に関する国等への要望

国や容器包装材の製造事業者に対して、分別リサイクルが容易な製品開発や消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務付けなど、生産から消費・廃棄の過程において資源が容易に循環するシステムを構築するよう引き続き要望を行う。

③エネルギーの効率的な回収・利用

ア ごみ発電等熱エネルギーの回収推進

クリーンセンターでは ごみを焼却する際に生じる熱から作った蒸気でタービンを回して発電することで、エネルギーを回収している。この発電した電力を市内の施設で利用することで、エネルギーの地産地消を進める。

イ CO2 排出の低減と収集体制の効率化

ごみ収集車両にクリーンディーゼルパッカー車を積極的に導入し、収集・運搬にあたっては、引き続き効率的な体制を維持するとともに、中継地を活用して小型車両から大型車両に積み替えを行うなど、環境負荷の低減に努める。

④ごみ処理の広域体制の構築

ア 芦屋市の可燃ごみの受入れ協議の継続

令和12年度以降の広域処理に向けて、芦屋市と連携を図り、引き続き協議・調整を行う。

イ 兵庫県の「ごみ処理広域化・集約化協議会」への参画

兵庫県では、令和9年度末までに、「長期広域化・集約化計画」を策定しており、本市においては、長期的な施設整備の在り方の検討にあたって、近隣自治体の動向を注視する必要があることなどから積極的な参画を行う。

⑤災害時における連携体制の強化と適正かつ円滑な処理の実施

ア 大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会への参画

災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携に関する情報共有を進める。

イ 大規模災害時の災害廃棄物処理に関する他都市との連携・協力

兵庫県や各市町等と「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害時の他自治体との連携をはじめ、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及び円滑な復旧・復興対策に備える。

ウ 災害時のトイレ対策

令和7年度において避難所となっているすべての小中学校へ凝固剤の備蓄が完了しており、使用期限が到達した凝固剤の入れ替えを行う。

また、令和7年度に導入したトイレカーについては、フェーズフリーな使用を想定し、平時においても有効活用を図る。

(3) 資源化量

① 排出（収集）前資源化施策

主 な 施 策	見込み量
資源集団回収活動の支援	90,300 t
店頭回収の促進	
小型家電リサイクル回収事業の実施	
電池類回収事業の実施	
蛍光管回収事業の実施	
古着・古布の回収（リサイクル工房）	
つめかえパックリサイクルプロジェクト	
大規模事業所における資源化の促進（紙ごみ、生ごみ等）	

② 排出（収集）後資源化施策

主 な 施 策	見込み量
指定法人への引渡し（びん・ペットボトル・容器包装プラスチック）	22,970 t
アルミ缶・スチール缶売却事業	
ガラスびん残渣資源化事業	
ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル>事業	
ステーション古紙回収事業	
エコノバ（資源回収ステーション）事業	

③ 中間処理段階の資源化施策

主 な 施 策	見込み量
破碎選別施設等での金属回収	2,810 t
焼却灰リサイクル事業	320 t
焼却施設での発電（余剰電力は売却）	215 百万 kWh

(4) 収集・運搬計画（収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分）

① 家庭系一般廃棄物（家庭生活に伴って排出される一般廃棄物）


ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類 (分別の区分)	収集 区 域	収集・ 運搬主体	収集回数	収集の 方法	搬入先	見込み量
缶・びん・ペットボトル	神戸 市 全 域	市 (直営)	週1回	市が収集 している ごみ集積 場（以下 「クリー ンステー ション」 という。） を活用し た定点方 式	市の資源化選 別等処理施設 又は市の中継 施設	16,200 t
容器包装プラスチック					市の中継施設	8,900 t
燃えるごみ		市 (直営 又は 委託)	週2回		市の焼却施設 又は市の中継 施設	213,700 t
燃えないごみ		市 (直営)	月2回		市の破碎施設 又は市の中継 施設	10,300 t
カセットボンベ・スプレ ー缶					民間の破碎施 設	300 t
大型ごみ		市 (委託)	神戸市大型ご み受付センタ ー（以下「受 付センター」 という。）が指 定した日		受付セン ターへの 事前申し 込みによ り受付セ ンターが 指定した 方法	市の破碎施設 又は市の中継 施設

イ 分別の区分の対象物


(ア) 缶・びん・ペットボトル

〔缶・びん・ペットボトル例〕

- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・商品としての飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、 がつ  
いたもの

(イ) 容器包装プラスチック

- ・「容器包装プラスチック」とは、商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物

でその商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの（がついたもの）。

〔容器包装プラスチック例〕

・カップ・パック類、トレイ類、袋・ラップ類、ボトル類、チューブ類などのプラスチック製容器や包装物、商品梱包用の発泡スチロール

(ウ) 燃えるごみ

・「燃えるごみ」とは、45ℓの指定袋に入れて口を結ぶことができる大きさで、単品で5kg以下の重さの燃えるもの。

〔燃えるごみ例〕

- ・調理くず、食べ残し、茶殻、果物の皮、油類（サラダ油、食用油）などの台所（生）ごみ
- ・紙くず、紙コップなどの資源化に適さない紙類
- ・靴、かばん、まくら、座布団などの皮革・繊維類
- ・カセットテープ、ビデオテープ、バケツ、洗面器、歯ブラシ、レジャーシート、スポンジ、ビニール製品、ゴム製品、使い捨てライターなどのプラスチック類
- ・小さな木製品、板、棒、草・花、落ち葉、木の枝などの木質ごみ
- ・紙おむつ、ペットのトイレ専用砂など

(エ) 燃えないごみ

・「燃えないごみ」とは、45ℓの指定袋に入れて口を結ぶことができる大きさで、単品で5kg以下の重さの燃えないもの。

〔燃えないごみ例〕

- ・コップ、灰皿、ガラス、化粧品のびん、割れたびん、LED製品、白熱電球、鏡、茶碗、植木鉢、皿などのガラス・陶器類
- ・ラジカセ、アイロン、ポット、トースター、電話機などの小型の家電製品
- ・鍋、やかん、包丁、乾電池、スプーン、フライパン、傘、金属製おもちゃ、ペンキの缶、一斗缶などの小型の金属類

(オ) カセットボンベ・スプレー缶

〔カセットボンベ・スプレー缶例〕

- ・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール缶

(カ) 大型ごみ

・「大型ごみ」とは、45ℓの指定袋に入れて口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの、又は45ℓの指定袋に入っても単品で5kgを超える重さのもの。

〔大型ごみ例〕

- ・こたつ、電子レンジ、ガスコンロ、石油ストーブなどの電気・ガス・石油器具類
- ・いす、カーペット、食器棚、たんす、机、布団、ベッドなどの家具・寝具類
- ・オルガン、ゴルフクラブ、自転車、ベビーカー、物干し竿などの趣味・スポーツ用品、その他の生活用品

ウ 排出場所（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月31日条例第57号。以下「条例」という。）第10条の2第2項の所定の場所その他市長が指定する場所）

- (ア) 「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「カセットボンベ・スプレー缶」については、クリーンステーションとする。
- (イ) 「大型ごみ」については、受付センターへの事前申し込みにより、受付センターと確認した場所とする。
- (ウ) クリーンステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者等を対象に実施する「ひまわり収集」については、原則、自宅前とする。
- (エ) 夜勤のため、決められた曜日・時間にクリーンステーションにごみ出しできない方については、次表に定める排出拠点のうち、市が承認した場所とする。

排出拠点	所在地	対象となる一般廃棄物の種類	排出時間
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号	「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「カセットボンベ・スプレー缶」、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」	月曜日～金曜日の 9:00から 16:00まで
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号		
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号		
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号		
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1		
長田事業所	長田区真野町9番24号		
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号		
垂水事業所	垂水区本多間7丁目1番1号		
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地		
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「燃えるごみ」	月曜日～金曜日（祝日を除く）の 10:00から 12:00まで、 13:00から 15:30まで
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番圃74番地の1		
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3丁目12番28号		

※苅藻島クリーンセンターは 15:00 まで

- (オ) 再生利用を目的に市が指定する品目については、エコノバ（資源回収ステーション）にも排出することができる。

エ 市民の責務等

- (ア) 家庭系一般廃棄物を排出するときは、後掲別紙1によること。
- (イ) 家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、決められたクリーンステーションに排出すること。
- (ウ) 市の定める収集日の午前5時から午前8時の間に排出すること。なお、それまでは家庭内で保管すること。
- (エ) 市で定める排出禁止物はクリーンステーションに排出しないこと。
- (オ) 市の定める分別の区分（大型ごみを除く）ごとに、市長が指定する袋に入れて排出すること。

と。市長が指定する袋とは、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」は、指定袋（後掲別紙2）、カセットボンベ・スプレー缶は中身の見える袋（容量15ℓまで）とする。ただし、事前に環境局事業所と調整を行った場合にはこの限りでない。なお、大型ごみは指定袋に入れずにそのまま排出すること。

- (カ) エコノバ（資源回収ステーション）に排出するときは、施設の開館時間内とし、指定袋に入れずにそのまま品目ごとの回収ボックスに排出すること。
- (キ) カラス被害防止及び飛散防止のための器具等が設置されているクリーンステーションでは、その効果を十分に発揮させるために適正に使用すること。
- (ク) クリーンステーションを利用する際には、利用者により決められた清掃等の管理に協力し、クリーンステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
- (ケ) クリーンステーションの新設及び増設・移設・廃止等の変更については、「神戸市クリーンステーションの設置及び清潔保持に関する要綱」により環境局事業所と協議のうえ行うこと。
- (コ) 市の許可を受けずに不用品を回収している事業者等に廃棄物を引き渡さないこと。

② 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）


ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類 (分別の区分)	収集 区域	収集・運搬 主体	収集 回数	収集 の 方法	搬入先	見込み量
可燃ごみ (可燃物で一辺がおおむね50cm 以下のものをいう。以下同じ。)	神戸市 全域	後掲別紙4 の一般廃棄 物収集運搬 許可業者(以 下「許可業 者」という。) 又は自己搬 入	許 可 業 者 と の 契 約 に よ る	許 可 業 者 と の 契 約 に よ る	市の焼却施設若しくは、市の中継施設又は2(5)⑤アの資源化施設	164,900 t
粗大(不燃)ごみ(可燃物のうち 一辺がおおむね50cmを超える もの、不燃物又は不燃物及び可燃 物からできているものをいう。以 下同じ。)					市の破碎施設又は2 (5)⑤アの資源化施 設	7,700 t
資源ごみ(缶、びん、ペットボト ルをいう。以下同じ。)					市の資源化選別等処 理施設	4,900 t
カセットボンベ・スプレー缶					民間の破碎施設	100 t

イ 分別の区分の対象物

(ア) 資源ごみ

〔資源ごみの例〕

- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・商品としての飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、 がつ  
いたもの

(イ) カセットボンベ・スプレー缶

〔カセットボンベ・スプレー缶例〕

- ・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール缶

ウ 事業者の責務等

(ア) 事業系一般廃棄物は、市の定める分別の区分ごとの指定袋(後掲別紙3)で排出すること。

(イ) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則第3条の5の規定により、指定袋以外の方法で事業系一般廃棄物を排出するときは、あらかじめ本市の指示を受け処理すること。

(ウ) 大量又は継続的に発生する廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずは産業廃棄物として処理すること。また、水銀使用製品(蛍光灯等)は、少量であっても産業廃棄物として処理すること。

- (エ) プラスチック使用廃製品については、再資源化に努めること。
- (オ) 木くずや食品残渣などリサイクル可能なものは、2(5)⑤アに掲げる資源化施設等を利用してリサイクルを図ること。
- (カ) 魚類に係る固形状不要物については、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託し、再資源化施設で再生を図ること。
- (キ) 事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物を排出するクリーンステーションに排出しないこと。
- (ク) 住宅の改築等の工事を事業者に請け負わせたことに伴い生じた廃棄物については、当該工事に係る排出事業者（元請業者）の責任において、事業系廃棄物（一般廃棄物又は産業廃棄物）として適正に処理すること。
- (ケ) 不要になった輸入青果物等の難燃性の可燃ごみを一時に多量（1回の排出量が概ね500kg以上）に排出するときは、あらかじめ市の指示を受け処理すること。（東クリーンセンター・港島クリーンセンターにおいて日量9t、西クリーンセンターにおいては日量6t（土・日・祝日・年末年始は除く）を目途に受け入れ。）ただし、前段のクリーンセンターの処理能力を超えるため搬入できない場合は、2(5)⑤アに掲げる資源化施設等を利用して、適正に食品廃棄物の処理を行うこと。
- (コ) 事業用の建築物の所有者は、条例第28条第1項の規定に従い、廃棄物その他再利用の対象となる物を保管する場所又は施設（以下、「保管場所等」という。）を当該建築物又は敷地内に設置するよう努め、当該建築物の占有者は当該建築物から生じる事業系一般廃棄物を保管場所等を集めること。なお、事業用の建築物を建設しようとする者は条例第28条第2項の規定により、当該建築物又は敷地内に保管場所等を設置すること。
- (サ) 排出場所及び保管場所等は、清掃する等清潔に保つこと。
- (シ) 市の廃棄物処理施設に搬入しようとする事業系一般廃棄物については、条例第21条第2項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- (ス) 大量又は継続的に発生しない（排出量の制限を受ける）一般廃棄物の粗大（不燃）ごみについては、以下の要領によること。ただし、港島クリーンセンターに搬入できる木質系の粗大（不燃）ごみの木質系廃棄物は除くものとする。
  - a 原則、自社の貸借対照表の固定資産に類する財産であった不要物を市の破砕施設へ搬入することができる。
  - b 商取引行為で発生した下取り品等を含んだ動産（流動資産）における不要物の粗大（不燃）ごみについては、原則、産業廃棄物として市の破砕施設以外で処理をする。ただし、許可業者が市の破砕施設へ搬入するときは、この限りではない。
- (セ) 搬入車両及び運搬容器は、事業系一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (ソ) 市が市の廃棄物処理施設内で行う事業系一般廃棄物の抜き取り検査に協力すること。
- (タ) 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、市の指示に従うこと。
- (チ) (ア)から(タ)までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等のうち事業系一般廃棄物の排出方法等に適合する事項については、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

エ 住居部分を有する建築物の所有者等の責務

(ア) 事業用の店舗等と住居が併設している建築物の所有者等は、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物を明確に区別して、それぞれ適正に処理すること。

(イ) 共同住宅の建築物の所有者等が当該建築物の住居部分の占有者によって排出される家庭系一般廃棄物を当該建築物の事業の一環として事業系一般廃棄物として処理しようとする場合は、以下によること。

a 事業系一般廃棄物として処理すべき合理的な理由があること。

b 共同住宅の占有者による分別は、後掲別紙「1 家庭系一般廃棄物の排出方法等」に準じて実施することとし、建物所有者等が事業系ごみ有料指定袋の分別区分に従って入れ直して排出するものとし、占有者に対して事業系ごみ有料指定袋による排出をさせないこと。

ただし、大型ごみ、容器包装プラスチックについては家庭系一般廃棄物として排出、処理させること。

c 事業系一般廃棄物の収集運搬については、後掲別紙「4 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く）収集運搬業者」に委託すること。

③ 自己搬入する場合

自ら一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設へ搬入する場合は、次表の「一般廃棄物の種類」ごとに分別したうえで、「搬入できる一般廃棄物」の種類に適合した施設に搬入すること。

ア 搬入施設

一般廃棄物の種類		搬入施設	受付時間
家庭系	事業系		
燃えるごみ	可燃ごみ	・東クリーンセンター（※） ・港島クリーンセンター（※） ・苅藻島クリーンセンター ・西クリーンセンター（※）	平日（土・日・祝日・年末年始は除く） 10:00～12:00、13:00～15:00 （※は 15:30 まで受付）
燃えないごみ 大型ごみ	粗大(不燃)ごみ	・布施畑環境センター	平日（土・日・年末年始は除く）、 8:30～12:00、13:00～16:00 祝日（土・日・年末年始は除く） 8:30～12:00、13:00～15:00
木質系廃棄物	木質系の 粗大(不燃)ごみ	・港島クリーンセンター	平日（土・日・祝日・年末年始は除く）9:00～12:00、13:00～15:00
缶・びん・ペットボトル	資源ごみ	・資源リサイクルセンター	平日（土・日・祝日・年末年始は除く）8:30～12:00、13:00～16:00

イ 搬入できる一般廃棄物

一般廃棄物の種類		搬入できる一般廃棄物
家庭系	事業系	
燃えるごみ	可燃ごみ	・燃えるものでかさの小さいもの（一辺が 50cm 以下で太さが 5cm 以下のもの）
燃えないごみ 大型ごみ	粗大(不燃)ごみ	・大型の家庭用品、小型の家電製品、小型の金属類、ガラス・陶器等 （土砂・ガレキ、「燃えるごみ」、「木質系の粗大（不燃）ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」、「市が収集しない一般廃棄物（*）」は不可。）
木質系廃棄物	木質系の 粗大(不燃)ごみ	・庭木、街路樹などの剪定枝、幹 ・畳・襖・障子、家具類 （釘類を除く金具及び鏡等のガラス類は取外すこと。）
缶・びん・ペットボトル	資源ごみ	・商品としての飲料又は食品の入っていたもの（中身を使い切って、キャップを外し、中を水洗いする。ペットボトルはラベルも外してつぶすこと。）

※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

※一般廃棄物を自己搬入する際は、手数料条例に定める手数料を納付すること。

\* 条例第 21 条第 2 項に規定する受入れの基準に適合するものを除く。

ウ 家庭系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設に自己搬入する際は、以下の要領によること。

(ア) 条例第21条第2項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。

(イ) 搬入車両及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。

(ウ) 市が行う一般廃棄物の抜取り検査に協力すること。

(エ) 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、本市の指示に従うこと。

(オ) 火災により生じた廃棄物を搬入するときは、次によること。

a 居住の用に供する家屋、又は家屋のうち居住の用に供する部分（以下、「居宅」という。）で発生した場合に限り搬入可能とする。

b 現に居住、又は所有していた居宅が火災に遭い損害を被ったり災者自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと。

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

④ 犬、猫等の死体

ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集の方法	処理先	見込み件数
犬、猫等の死体	神戸市 全域	市（委託）	戸別方式又は 市の指定場所 に搬入する	動物管理 センター	8,000 件

イ 排出方法等

(ア) 犬、猫等の死体は、布又は丈夫な紙に包み、ダンボール等の箱に入れてひもでくくり、その箱には、可燃物以外の物やプラスチック類を混入しないこと。

(イ) 犬、猫等の死体の引き取りを市に依頼するときは、受託事業者（藤定運輸株式会社）に依頼すること。

(ウ) 自ら搬入する場合は、下記ウの搬入指定場所へ搬入し、クリーンステーションには排出しないこと。

(エ) 飼い主がいる犬、猫等の死体の処理を市に依頼する際は、手数料条例に定める手数料を納付すること。

ウ 犬、猫等の死体の搬入指定場所

指定場所	所在地
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町5番8号
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1
長田事業所	長田区真野町9番24号
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号
垂水事業所	垂水区本多間6丁目8番10号
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地

※各事業所への搬入は、路上死体等、飼い主のいない動物死体に限る。

⑤ 市が収集しない一般廃棄物の概要

ア 条例第14条第1項に基づくもの（排出禁止物）

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
特別管理一般廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条第1号に掲げる「廃電子レンジ」については、製造者によるPCB部品の除去を受け、点検済票を貼り付けたうえ、排出すること。</li> </ul>
重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物	重量が70kgを超える物、又は体積が2.5立方メートルを超える物（*1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと（*2）。</li> <li>・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。</li> </ul>
	単車、ピアノ、FRP船、耐火金庫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。</li> <li>・単車については、二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店へ持ち込むこと。</li> <li>・FRP船については、FRP船リサイクルシステムに基づく登録販売店に相談のうえ処理を行うこと。</li> </ul>
引火性又は爆発性を有する物	火薬類、石油類、カセットコンロ用ボンベ類（中身が残っているもの）、消火器、リチウムイオン電池（膨張、破損しているもの）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。</li> <li>・中身が残っているカセットコンロ用ボンベ等は、環境局事業所へ持ち込むこと。</li> <li>・消火器については、消火器回収システムに基づく消火器取扱い窓口会社に引取りを依頼すること。</li> <li>・膨張、破損したリチウムイオン電池等については、環境局事業所へ持ち込むこと。</li> </ul>
有毒性のもの	農薬や園芸用薬品等の化学薬品類、自動車等バッテリー（鉛蓄電池）、ボタン電池、水銀使用製品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。</li> <li>・ボタン電池については、ボタン電池回収処理事業に基づく回収協力店に持ち込むこと。</li> <li>・水銀使用製品（水銀体温計、水銀血圧計等）については、環境局事業所へ持ち込むこと。</li> </ul>
著しく悪臭を発する物	し尿、ペット等のふん尿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿については、3(2)イ及びウの規定によること。</li> <li>・ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土、砂等を除去して、便所に流すこと。</li> </ul>
市が行う処理に著しく支障がある物	在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、犬、猫等の死体、事業活動に伴って生じる魚類に係る難燃性の固形状不要物、廃ゴムタイヤ、住宅用太陽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物については、医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。</li> <li>・犬、猫等の死体については、2(4)④イの規定によること。</li> <li>・事業活動に伴って生じる魚類に係る難燃性の固形状不</li> </ul>

光パネル又は一時多量のごみ等		<p>要物については、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託し、再資源化施設で再生を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ゴムタイヤについては、当該物を取り扱う小売店に引き取りを求め、当該店が、適正に処理すること。</li> <li>・住宅用太陽光パネルは購入した販売店、取り付けを行った施工業者もしくは、当該物を取り扱っている専門業者などに依頼し、適正に処理すること。</li> <li>・庭の大規模な剪定等に伴って生じる一時多量のごみは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと(*2)。なお、引越しに伴って生じる一時多量のごみ(以下、「引越廃棄物」という。)に関しては、上記処理により難しい場合のみ、引越請負業者に対し、①引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越廃棄物を所定の場所において市町村又は許可業者に引き渡すこと、の2点が書面で委任されていれば、引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで引越請負業者に運搬させることができる。</li> </ul>
----------------	--	---

\*1 神戸市手数料条例施行規則別表(第5条関係)で種類1から4に定める品目に規定するもので、市が認める場合はこの限りでない。

\*2 市の一般廃棄物処理施設へ自己搬入する際は、2(4)③の規定によること。

イ 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	<p>家電リサイクル法施行令(令和5年政令第380号)第1条各号に規定する機械器具(エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・有機エレクトロルミネセンス式・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機。以下「機械器具」という。)</p>	<p>・機械器具は、自ら家電リサイクル法(平成10年法律第97号)第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所(西濃運輸株式会社神戸支店:東灘区向洋町東3丁目)に搬入し、又は同法第9条に規定する小売業者に引き取りを求め、若しくは許可業者に委託して当該場所に搬入させること。</p>

ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	<p>資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)第7条</p>	<p>(1)パーソナルコンピュータ及び携帯電話用装置は、次のとおり出すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が含まれる場合は、排出者自らデータ消去を</li> </ul>

<p>別表第6に規定する指定再資源化製品。</p>	<p>行っただうえで排出等、個人情報の保護に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、当該製造等の事業を行う者の自主回収に出すこと。</li> <li>・小型家電リサイクル法に基づき、法の認定を受けた者が行う回収に出すこと。</li> <li>・市が設置する小型家電リサイクルボックスに出すこと。</li> </ul> <p>(2) 加熱式たばこデバイスは、次のとおり出すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、当該製造等の事業を行う者の自主回収に出すこと。</li> <li>・市が設置する小型家電リサイクルボックスに出すこと。</li> </ul> <p>(3) 密閉形蓄電池及び電源装置は、絶縁処理を行っただうえで次のとおり出すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、当該製造等の事業を行う者の自主回収に出すこと。</li> <li>・市が設置する電池類回収ボックスに出すこと。</li> </ul>	
---------------------------	---	--

エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	自動車リサイクル法（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の所有者は、当該自動車の購入時、車検時又は廃車時に再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理人（販売店等を經由）に対して預託し、当該自動車在使用済自動車（廃車）となったときは、都道府県知事等の登録を受けた引取業者（取扱店等）に当該使用済自動車を引き渡すこと。</li> </ul>

オ 高圧ガス保安法に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）における高圧ガス容器等（LPガスボンベ、炭酸ガスシリンダー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガスボンベ、炭酸ガスシリンダーは、メーカーや販売店・取扱店に返却すること。</li> </ul>

カ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」）に基づくもの

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）第2条第3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品は、メーカーや販売店に引き取りを求め、当該店が適正に処理すること。又は第一種フロ</li> </ul>

項に規定する業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの。(以下「第一種特定製品」という。)	ン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼し、フロン類を抜いたことがわかる証明書がある場合、自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、もしくは大型ごみとして出すことができる。
--	--

(5) 中間処理計画 (一般廃棄物処理施設の種類とその処理方法)

① 焼却施設 (焼却する)

ア 市が設置する施設

名称	所在地	型式	処理能力	見込み量
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	連続 運轉 式焼 却炉	300t/24h×3基	392,600 t
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		200t/24h×3基	
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番鬮74番地の1		200t/24h×3基	

※発電設備

② 破碎施設 (破碎若しくは、破碎及び選別する)

ア 市が設置する施設

名称	所在地	型式	処理能力	見込み量
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	せん 段式	10t/5h×2基	21,400 t
布施畑環境センター 破碎選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172番地の2	回転 式	150t/5h×2基	

イ 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる 廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目 2番2・3・4	カセット ボンベ・ス プレー缶	1.0t/日	市 (委託)	400 t
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町1番2、 7番1・2、9番1		1.2t/日		

※カセットボンベ・スプレー缶穴あけ処理

③ 中継施設

ア 市が設置する施設

名称	所在地	対象となる収集区分
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「缶・びん・ペットボトル」 「容器包装プラスチック」 「燃えないごみ」 「大型ごみ」
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	「缶・びん・ペットボトル」
蒔藻島クリーンセンター	長田区蒔藻島町3丁目12番28号	「燃えるごみ」、「可燃ごみ」
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号	改修工事のため令和8年度より搬入停止
妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	「缶・びん・ペットボトル」 「容器包装プラスチック」 「燃えるごみ」、「可燃ごみ」 「燃えないごみ」
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	「容器包装プラスチック」

④ 資源化選別等施設（選別など処理する）

ア 市が設置する施設

名称	所在地	対象となる廃棄物	処理能力	見込み量
資源リサイクルセンター	西区見津が丘1丁目9番	缶・びん・ペットボトル	45t/5h×2基	21,100 t

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に基づく保管施設

イ 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目2番2・3・4	容器包装プラスチック	50t/日	市 (委託)	8,900 t
神港衛生株式会社	長田区蒔藻島町2丁目1番72・75		65t/日		

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に基づく保管施設

⑤ その他資源化等処理施設

ア 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる廃棄物	種類	最大処理能力	処理主体	成果品の処理方法
株式会社 神戸ポート リサイクル	中央区港島 9丁目13	木くずの破碎（「臨港地区及び港湾区域、並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし、同区域外で発生する廃棄物（神戸市内発生廃棄物に限る。）であっても、同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認める場合はこの限りでない。）	破碎	45.6 t /日	後掲別紙8の一般廃棄物処分業者	木くずチップとして売却
マツダ 株式会社	東灘区住吉浜 町17番地の 8	食品残渣	堆肥化	4.8 t /日		堆肥として売却
藤定運輸 株式会社	兵庫区遠矢 浜町19番1 他	木くず、繊維くず	破碎	4.9 t /日		木くずチップとして売却
		木くず	破碎	49.5 t /日		
		木くず、繊維くず、紙くず	破碎	33.9 t /日		燃料として売却
		木くず、繊維くず、紙くず	減容 固化	16.5 t /日		
大栄環境 株式会社	東灘区向洋 町東2丁目 2番2・3・ 4	木くず	破碎	28 t /日		木くずチップとして売却
株式会社 萩原林業	西区見津が 丘6丁目1 番2	木くず	破碎	46.4 t /日		木くずチップとして売却
			切削	42.4 t /日		
株式会社 コベック	兵庫区遠矢 浜町4番38 号	食品残渣	メタン 発酵	126 t /日	バイオガス 発電	
藤定運輸 株式会社	兵庫区遠矢 浜町2番1 他	動物のふん尿	堆肥化	4.4 t /日	市 (委託)	堆肥として 売却

(6) 最終処分計画（廃棄物処理施設の種類とその処理方法）

① 最終処分場（埋立て）

ア 市が設置する施設

名称	所在地	形式	埋立地面積	全体容量 (令和6年度 未残余容量)	見込み量
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	サンド イッチ 方式	355,000 m <sup>2</sup>	770 万 m <sup>3</sup> (552 万 m <sup>3</sup> )	12,500 t
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字 丸畑 1172 番地の 2		1,020,000 m <sup>2</sup>	2,350 万 m <sup>3</sup> (416 万 m <sup>3</sup> )	

※排水管理施設併設

② 大阪湾広域臨海環境整備センターに関する事項

名称	所在地	全体埋立容量	見込み量
大阪湾広域処分場	神戸市東灘区向洋町地先（神戸沖処分場）	1,500 万 m <sup>3</sup>	48,200 t

※2府4県169市町村から受入れ

(7) 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 市外で処理する廃棄物

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬	処理	処理を行なう地域	処理方法	対象量
実験に伴う動物の死体等	事業者	株式会社猪名川動物霊園（後掲別紙5）又は自己搬入	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町	焼却	135 t
		株式会社美濃ラボ（後掲別紙5）		岐阜県海津市		40 t
調理等に伴って発生する食品廃棄物等	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合コープこうべ		兵庫県三木市	資源化	390 t
	スターバックスコーヒージャパン株式会社	明雪運輸株式会社	ハリマ産業エコテック株式会社	兵庫県姫路市		84 t
販売、調理等に伴って発生する食品廃棄物等	イオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社	株式会社北神	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター	兵庫県三木市	資源化	119 t
	株式会社ダイエー					9 t
ガラスびんのカレット等	神戸市	株式会社タカハシ		大阪府東大阪市	資源化	7,006 t
水銀使用廃製品等	神戸市	市（委託）	野村興産株式会社	大阪府大阪市	選別 破碎	38 t
				北海道北見市	焙焼	
スプリングマットレス	神戸市	市（委託）	JFE 条鋼株式会社 水島製造所	岡山県倉敷市	資源化	168 t

② その他

再生利用として神戸市が認める製造事業者に引き渡す場合に限っては、引渡し時に廃棄物に該当しないとして取り扱うため、自治体間協議を不要とする。

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理に係る計画

事業の種類	事業計画
公共下水道事業	処理場建設事業 汚水幹枝線布設事業 施設改良事業
農業集落排水事業	機能強化事業
浄化槽整備事業	設置補助 27 件

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る計画

① 水質汚濁対策

施策名	事業主体	対象者
浄化槽整備事業	市	市民
公衆便所	市	市民
市民トイレ	市、事業者	市民

② 収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
家庭系し尿	神戸市 全域	市（委託）	概ね月1回	戸別 方式	高松作業所	1,700 k ℓ
事業系し尿		後掲別紙6の許 可業者	必要な都度			1,000 k ℓ
浄化槽汚泥		後掲別紙7の許 可業者	年1回			18,700 k ℓ

※処理槽付きディスポーザー汚泥処理システムから発生する汚泥については、浄化槽汚泥に準じて処理することとする。

イ 市民の責務等

(ア) 便所は、くみ取り口等から雨水が流入し、若しくはし尿が外部に流出し、又は使用する際に多量の水を使用することのない構造にすること。

(イ) 便所は、異物の混入又は流入がないように適正に管理し、し尿以外の物を投入しないこと。また、くみ取り口周辺は十分な広さを確保すること。

(ウ) 浄化槽の機能に悪影響を及ぼす物を流入させないこと。

(エ) し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ア「収集運搬の概要」の「収集・運搬主体」に依頼すること。

ウ 事業者の責務等

(ア) 事業系し尿（事業活動に伴って排出されるし尿）及び浄化槽汚泥以外の物を市の廃棄物受入施設に搬入しないこと。

(イ) 搬入車両及び運搬容器は、し尿が流出し若しくは悪臭が漏れるおそれがないものであること。

(ウ) 市が行う搬入物の抜き取り検査等に協力すること。

(エ) 市の廃棄物受入施設内では、本市の指示に従うこと。

③ 中継施設の概要

名称	所在地	容量	対象となる廃棄物
妙賀山	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	90 k ℓ	し尿
淡河	北区淡河町野瀬字南山	90 k ℓ	
平野	西区平野町黒田字西山752-19	90 k ℓ	
布施畑	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	50 k ℓ	

④ し尿及び浄化槽汚泥受入施設

名称	所在地	型式	処理能力	処理主体	見込み量	処分方法
高松作業所	兵庫区高松町1番55号	固液分離方式	70 k ℓ /h	市	21,400 k ℓ	下水道投入

1 家庭系一般廃棄物の排出方法等

(1) 家庭系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物以外のものをいい、一般家庭生活において、自ら居住する土地又は建物の専有部分から生じた廃棄物のことをいう。

① 分譲集合住宅等から排出するときは、次によること。

ア 分譲集合住宅等においては、建物の区分所有に関する法律（以下「区分所有法」という。）第2条第4項に規定する共有部分から排出される廃棄物を含む。ただし、住戸部分及び店舗部分を有する複合用途型集合住宅等においては、住戸部分の共有部分に限る。

イ 管理組合などによる、日常の清掃業務によって排出される廃棄物においては、家庭系一般廃棄物とする。

ウ 大規模改修工事などに伴い区分所有法上の専有部分及び共有部分から排出される一時多量の廃棄物は、市が収集しない一般廃棄物とする。

② 賃貸集合住宅等においては、賃貸集合住宅等の共有部分から排出される廃棄物を除いた賃借人（占有者）の専有部分から生じた廃棄物に限る。ただし、賃貸集合住宅等の共有部分から排出された廃棄物において、建物の管理形態、契約形態及び運用形態の性質が社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 家庭系一般廃棄物の分別区分ごとの排出方法等

① 缶・びん・ペットボトルを排出するときは、次によること。

ア 缶は、必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いして排出するとともに、キャップなどを取り外すこと。なお、外したキャップなどは「燃えないごみ」で排出すること。

イ びんは、必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いして排出するとともに、キャップなどを取り外すこと。なお、外したキャップなどは分別区分に従って排出すること。また、キャップが本体に固定されて取れない場合は、そのまま排出すること。

ウ ペットボトルは、キャップ、ラベルとも取り外したうえ、つぶして排出すること。なお、外したキャップ、ラベルは「容器包装プラスチック」で排出すること。

エ 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて排出すること。

オ 指定袋の口をしっかりと結び、一袋につき5kg以下にして排出すること。

カ リターナブルびん（ビール瓶・一升瓶など）はできる限り販売店などに返却すること。

キ スーパーなどの店頭回収を活用し、リサイクル回収に協力すること。

② 容器包装プラスチックを排出するときは、次によること。

ア 必ず中身を使い切り、汚れの付いたものは軽くふき取るか水洗いすること。

イ 中身や汚れが簡単に取れない場合は「燃えるごみ」に排出すること。

ウ 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて排出すること。

エ 重ねたり、はさみで切るなど、できるだけかさを減らすこと。

オ 食品トレイなどは、スーパーなどの店頭回収を活用し、リサイクル回収に協力すること。

カ 洗剤やシャンプーなど使用済みの日用品のつめかえパックは、つめかえパックリサイクルプロジェクトによる回収ボックスを活用し、リサイクル回収に協力すること。

③ 燃えるごみを排出するときは、次によること。

- ア 台所ごみ（食べ残しなど）は、十分に水切りをしてから排出すること。
- イ 食用油等の液状の物は、紙又は布類に染み込ませるか、油処理剤で固めて、小さなポリ袋などに入れてから指定袋に入れて排出すること。
- ウ 竹串など先のとがったものは、二つに折り、紙に包んでから指定袋に入れること。
- エ 新聞、雑がみ、段ボール、古着、古布は、できる限り資源集団回収、店頭回収、拠点回収を活用し、リサイクル回収に協力すること。
- オ プラスチック製の使い捨てライターは、必ず中身を完全に使い切って、水に浸し、着火しないようにして排出すること。また、一度に大量に排出しないこと（1～2本まで）。
- カ マッチ、花火などは、水に浸してから排出すること。また、一度に大量に排出しないこと。
- キ インクカートリッジは、できる限り販売店等へ持ち込みリサイクルに協力すること。
- ク 木の枝など、長いものを複数排出するときは50 cm以下に切ってから指定袋に入れること。
- ケ 棒状のもの（木製バットなどおおむね100センチメートル以内のもの）は、45ℓの指定袋に斜めに差し込むなど、できる限り奥まで入れて、袋の口をしっかりと結んで排出すること。
- コ 紙おむつ・ペットシート・猫砂などは、汚物を除去し、ポリ袋などに入れてから指定袋に入れて排出すること。
- サ 粉末状で飛散のおそれがあるもの（小麦粉、灰など）は、水などで湿らせて飛散しないようにしたうえで、ポリ袋などに入れてから指定袋に入れて排出すること。
- シ マイクロビーズを含む製品は、袋を二重にするなどし、指定袋内の空気を抜いたうえで、中身が飛散しないようにして排出すること。また、中にマイクロビーズが入っていることを不要紙等に記載し、指定袋に貼付して排出すること。
- ス 在宅医療に伴って生じた感染性廃棄物（カテーテル・チューブ類、プラスチックバッグ類、血液や体液が付着したガーゼ・脱脂綿・包帯など）を排出するときは、不要紙などで包みポリ袋などに入れ密閉したうえで、指定袋に入れること。また、輸液バッグ内の液、ストーマ袋の汚物はトイレに流すこと。ただし、注射針、輸液ラインの針部は、医療機関、薬局などに返却して適正に処理すること。
- セ 指定袋の口をしっかりと結び、一袋につき5 kg以下にして排出すること。

④ 燃えないごみを排出するときは、次によること。

- ア 先の尖ったものや鋭利なもの（ガラス、陶器類、包丁、ナイフ、フォークなど）は紙に包み、不要紙等に「キケン」と記載したものを指定袋に貼付して排出すること。
- イ 在宅医療により使用したガラス製点滴ボトルを排出するときは、ボトル内の液は排水口などに流して空にしてポリ袋などに入れるなど二重に梱包し、不要紙等に「キケン」と記載したものを指定袋に貼付して排出すること。
- ウ 棒状のもの（傘や直管型のLED製品、突っ張り棒などおおむね100センチメートル以内のもの）は、45ℓの指定袋に斜めに差し込むなど、できる限り奥まで入れて、袋の口をしっかりと結んで排出すること。
- エ 使用済みの小型家電製品は、小型家電リサイクル法に基づくリサイクル回収事業に協力し、市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すか、小型家電認定事業者による家電販売店での店頭回収、又は宅配便での回収を活用すること。
- オ 小型充電式電池が付属する製品（電動工具、デジタルビデオカメラなど）は、電池を外し

たうえで排出すること。

カ 小型充電式電池が内蔵された製品（充電電池が取外せないもの）は、できる限り市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すか、家電量販店や小型家電認定事業者によるリサイクル回収を活用すること。

キ 蛍光管は、割れないように新聞紙等で包んで、できる限り拠点回収を実施している回収協力店に排出すること。

ク 乾電池（アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム乾電池）、リチウム一次電池（コイン型・円筒型・ピン型）は、機器から外して電極にテープを張って絶縁処理のうえ排出すること。公共施設等に設置されている電池類回収ボックスによるリサイクル回収も活用すること。

ケ 指定袋の口をしっかりと結び、一袋につき5 kg以下にして排出すること。

⑤ カセットボンベ・スプレー缶を排出するときは、次によること。

ア 中身を完全に使い切ったうえで、付属するキャップ等を取り外すこと。

イ 穴をあけずにカセットボンベ・スプレー缶だけを中身の見える袋（容量15ℓ程度まで）に入れて排出すること。

ウ クリーンステーションに排出するときは、「燃えないごみ」とは分けてクリーンステーションの端に排出すること。

エ 公共施設などの拠点場所に設置しているカセットボンベ・スプレー缶の専用回収箱も利用すること。

⑥ 大型ごみを排出するときは、次によること。

ア 45ℓの指定袋に入れて口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの、又は45ℓの指定袋に入っても単品で5 kgを超え、70 kg以下の重さのものは、「大型ごみ」として排出すること。ただし、神戸市手数料条例施行規則別表（第5条関係）で種類1から4に定める品目に規定するもので、市が認める場合はこの限りでない。

イ あらかじめ、受付センターに申込み、大型ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。なお、神戸市手数料条例別表第1備考に基づく一般収集にかかる大型ごみの申込みは1回につき5点まで、特別収集にかかる申込みは1回につき3点までとする。

ウ 受付センターで確認した手数料を大型ごみ処理手数料納付券（以下「シール券」という。）の取扱店で納付、又はインターネット申込の際にキャッシュレス決済を選択し、キャッシュレス決済で納付すること。なお、シール券の取扱店で納付した場合は、シール券の交付を受けること。

エ シール券に受付番号（キャッシュレス決済で納付した場合は、任意の紙に受付番号等）を記入し、大型ごみの見やすいところに貼付すること。

オ 一般収集にかかる大型ごみについては、受付センターが指定した日の午前5時から午前8時の間に、排出する大型ごみの重量及び体積その他の事項を勘案して品目ごとに排出者と受付センターが確認した場所に排出すること。この際、大型ごみの転倒を防止するなど、周囲の安全上支障がないように配慮して排出すること。

カ 特別収集にかかる大型ごみについては、市が収集を委託する事業者を引き渡す場合に、大型ごみが容易に持ち出せるよう必要な取外しや解体その他特別な作業は事前に行っておくとともに、玄関までの動線を確保しておくこと。また、作業時の注意事項について確認すること。

キ ガスコンロ、石油ストーブなどの自動着火式器具類は、必ず乾電池を外すこと。

ク 石油ストーブ（石油ファンヒーター）は、必ず灯油を抜き取ること。

ケ ふとん・カーペット・じゅうたんは丸めたり、折りたたむなどし、ひも等でしばって排出すること。

コ 電動アシスト自転車・電動車いす・コードレス掃除機などはバッテリーを取り外すこと。

サ 照明器具類は電球、蛍光管などを外して排出すること。

シ 食器棚などガラス扉が付いている家具類を排出するときは、ガラス扉が開かないようにテープなどで止めるとともに、ガラスが割れて飛散しないように養生すること。

⑦ プラスチック・布・革・木等と、金属との複合物を排出するときは、次によること。

ア 金属部分が簡単に取り外せるものは、金属部分を取り外して、金属部分は「燃えないごみ」へ、可燃部分（プラスチック・布・革・木）は「燃えるごみ」として排出すること。

イ 金属部分が簡単に取り外せないもののうち、

・家電製品は「燃えないごみ」として排出すること。

・プラスチックと金属の複合物は、原則として「燃えないごみ」として排出すること。ただし、大部分がプラスチック製のものやビデオテープ、カセットテープ、ボールペン（金属製以外）、シャープペンシル等、金属の回収・資源化に不向きなものに限り「燃えるごみ」として排出すること。

・布・革・木と金属の複合物は、割合により総体として金属部分が多いものは「燃えないごみ」として排出すること。布・革・木の部分が多いものは「燃えるごみ」として排出すること。

(3) 法律により家庭から排出される廃棄物で市では収集しないものの処理に関する事項

① 家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ（※）、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」）を排出するときは、次によること。

※ブラウン管式・液晶・有機エレクトロルミネセンス式・プラズマ式のものが対象（プロジェクションテレビは対象外のため「大型ごみ」で排出すること。なお、対象製品であるか不明な場合は、一般財団法人家電製品協会ホームページ等で確認すること。）

ア 家電販売店などにリサイクル料金及び引き取り運搬料金を支払って、引き取りを依頼し、適正に処理すること。

イ 自ら指定引取場所に持ち込むときは、事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、製品とリサイクル券を一緒に持ち込むこと。

② パソコンを排出するときは、資源有効利用促進法及び小型家電リサイクル法に基づき、メーカーによるリサイクル回収を活用するか、小型家電認定事業者による家電販売店での店頭回収、又は宅配便でのリサイクル回収を活用すること。もしくは市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すこと。

③ 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）又はモバイルバッテリーを排出するときは、次によること。

ア 資源有効利用促進法に基づき、一般社団法人 J B R C によるリサイクル回収協力店（家電販売店、ホームセンターなど）又は公共施設などに設置している電池類回収ボックスに持ち込み適正に処理すること。持ち込むときは、電極にテープを貼り絶縁処理を行うこと。

なお、膨張・破損したものについては、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

イ 電動アシスト自転車のバッテリーは、自転車販売店か一般社団法人 J B R C によるリサイクル回収協力店又は公共施設などに設置している電池類回収ボックスに持ち込み適正に処理すること。持ち込むときは、電極にテープを貼り絶縁処理を行うこと。

④ スマートフォン及び加熱式たばこを排出するときは、メーカーによるリサイクル回収を活用するか、もしくは市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すこと。

⑤ 高圧ガス容器（L P ガスボンベ、炭酸ガスシリンダーなど）を排出するときは、高圧ガス保安法に基づき、販売店もしくは製造元に返却すること。ただし、使用済みの 100ml 以下のものや再充填できない使い捨てのもの（ヘリウムガスなど）については、高圧ガス保安法の対象外のため「燃えないごみ」に排出すること。

⑥ 冷媒としてフロン類を使用している機器を排出するときは、次によること。

ア 第一種特定製品（業務用冷凍冷蔵庫、業務用エアコン、スポットクーラーなど）を排出するときは、フロン排出抑制法に基づき第一種フロン類充填回収業者に依頼し、適正に処理すること。

イ フロン排出抑制法の対象外である家庭用機器（除湿器、冷風扇など）は、「大型ごみ」又は「燃えないごみ」で排出すること。

(4) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第 14 条第 1 項により、家庭から排出される廃棄物で市では処理できない排出禁止物の処理に関する事項

① 重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物に関する事項

ア 重量が 70 kg を超えるもの、又は体積が 2.5 立方メートルを超えるものを排出するときは、当該物を扱っている販売店、製造元などに引き取りを依頼すること。又は自ら一般廃棄物処理施設に搬入する（一般廃棄物処理施設の受け入れ基準内のものに限る。）か、もしくは許可業者に委託して適正に処理を行うこと。ただし、神戸市手数料条例施行規則別表（第 5 条関係）で種類 1 から 4 に定める品目に規定するもので、市が認める場合はこの限りではない。

イ ピアノ、耐火金庫等を排出するときは、当該物を扱っている販売店、製造元などに引き取りを依頼し、適正に処理すること。

ウ 自動二輪車、原動機付自転車を排出するときは、廃棄二輪車取扱店に依頼し、適正に処理すること。

エ F R P 船（ボート、水上オートバイなど）を排出するときは、F R P 船リサイクルシステムに基づく、登録販売店に依頼し、適正に処理すること。

② 引火性又は爆発性を有する物に関する事項

ア 消火器を排出するときは、消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱い窓口会社に引き取りを依頼し、適正に処理すること。

イ 石油類（ガソリン、灯油など）を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店（ガソリンスタンドなど）に処理を依頼し、適正に処理すること。

ウ 引火性のある有機溶剤（アルコール類、シンナー類）又は塗料などを排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに処理を依頼し、適正に処理すること。ただし、塗料やシンナー類など少量の場合は、換気の良い場所で不要紙や布などに染み込ませて完全に乾燥

させる、又は塗料固化材等を使用して固めてから「燃えるごみ」で排出すること。

エ プリンター用のトナーカートリッジを排出するときは、販売店やメーカーによるリサイクル回収を活用すること。

オ 中身の残っているカセットコンロ用ボンベ、エアゾール缶などを排出するときは、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

カ 膨張、破損したりリチウムイオン電池などを排出するときは、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

③ 有毒性の物に関する事項

ア 農薬や除草剤などの毒物、劇物などの薬品類を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに処理を依頼し、適正に処理すること。

イ 塩素系漂白剤や酸性洗剤（混ぜるな危険表記があるもの）を排出するときは、換気の良い場所で通常の使用量と同程度の量を、水で少量ずつ薄めながら排水すること。

ウ ボタン電池（SR：酸化銀電池、PR：空気亜鉛電池、LR：アルカリボタン電池）を排出するときは、電極にテープを貼って絶縁処理のうえで、一般社団法人電池工業会のリサイクルシステムに基づく回収協力店に持ち込むこと。

エ 自動車用などのバッテリー（鉛蓄電池）を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに処理を依頼し、適正に処理すること。

オ 水銀使用製品（水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計）を排出するときは、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

④ 著しく悪臭を発する物に関する事項

ア ペットなどのふん尿については、土、砂などを取り除いて、便所に流すこと。

⑤ 市が行う処理に著しく支障がある物に関する事項

ア 在宅医療などで生じた感染性廃棄物（針付き注射器、点滴針など鋭利な物）は、医療機関、薬局などに引き取りを依頼し、適正に処理すること。

イ 廃ゴムタイヤ（自動車、自動二輪車用など）を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに依頼し、適正に処理すること。

ウ 住宅用太陽光パネルは購入した販売店、取り付けを行った施工業者もしくは、当該物を取り扱っている専門業者などに依頼し、適正に処理すること。

エ 通常の生活に伴って生じるごみ以外の一時的多量ごみ（引っ越しごみ、家財などの片付けごみ、庭などの大規模な剪定によって生じたごみなど）を一度に排出しようとするときは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入する（一般廃棄物処理施設の受け入れ基準内のものに限る。）か、もしくは許可業者に委託し、適正に処理を行うこと。ただし、地域の清掃活動（クリーン作戦）などによって生じた落ち葉、草などは、環境局事業所に事前に連絡のうえ排出日、排出場所などを調整して排出すること。

(5) その他家庭から排出される廃棄物で市では収集できないもの

- ① 自ら居住する土地又は建物の専有部分から出た廃棄物であっても、工事業者などによる、改築工事、造園工事などによって生じた建築資材、剪定枝、コンクリートがらなど（家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物として、施工を行った事業者などが適正に処理すること。）

- ② 電気工事士などの特殊な資格が必要な工事に伴って生じた電化製品など（家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物として、施工を行った事業者などが適正に処理すること。）

(6) アスベスト含有家庭用品の処理に関する事項

① 排出時における留意事項

ア 廃棄する家庭用品にアスベストが含まれているかどうかは、メーカーや経済産業省及び厚生労働省のホームページのリスト等で確認すること。リスト等により、メーカー及び販売店等による回収が行われていると判明した製品については、当該製品のメーカー及び販売店等の指示に従うこと。

イ リストのうち、珪藻土製品について、メーカー及び販売店等による回収が行われている製品の可能性があるが、判断できないものについては、割るなどせずにそのままの状態、粉塵が飛散しないように二重に梱包し、必ず環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。

ウ リストのうち、床材、システムバス、キッチン、トイレ等の建材については、交換の際にアスベスト飛散のおそれがあるため、リフォームなどで交換を予定している場合には、廃棄も含めて施工業者に相談すること。なお、施工業者等に依頼せずに個人でリフォームを行うなどにより建材を廃棄する場合には、飛散しないように梱包又はシートで覆うなどしたうえで、必ず環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。

エ リストのうち、飛散性のアスベストが使用された製品（石綿灰）については、粉塵が飛散するおそれがあるため、水などで湿らせて飛散しないようにしたうえで、二重に梱包し、必ず環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。

オ リストのうち、上記ア～エのいずれにも該当しない製品については、分解せず、そのままの状態、「燃えないごみ」又は「大型ごみ」として排出すること。

② 処分時における留意事項

アスベスト含有家庭用品廃棄物のうち、前記①イ、ウ及びエについては、一定の場所において分散することがないように埋立てを行う。

2 家庭系一般廃棄物の指定袋

(1) 燃えるごみ用

紙のリサイクルで、ストップ食品ロスで、  
家庭ごみを減らそう!

**-10%が目標だ!**

台所ごみ、皮革・繊維類、プラスチック(ラミネート包装など)  
●リサイクルできる紙は、地域の資源集団回収へ。  
●食品ロス(食べ残し、手つかず食品)をなくしましょう。

**燃えるごみ** 収集当日の午前5時から午前8時の間に、  
必ず決められた場所へ出してください。

<b>Burnable Garbage</b> Put out your garbage and recyclables in their designated locations between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Rác đốt được</b> Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Xin hãy bỏ rác đúng giờ tại đúng nơi quy định.
<b>타는 쓰레기</b> 당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주시기 바랍니다.	<b>LIXO QUEIMÁVEL</b> Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>可燃性垃圾</b> 収集収集日朝早上5時開始迄之、 指定場所指定場所へ。	<b>BASURA COMBUSTIBLE</b> Tira la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 **家庭用45L** Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(2) 燃えないごみ用

**燃えないごみ** 食器類、ガラス・陶器類  
**カセットボンベ・スプレー缶は  
入れないでね!**

●カセットボンベ・スプレー缶は  
指定袋以外の中身の見える袋で  
出してください。  
●穴あけは不要です。

**燃えないごみ** 収集当日の午前5時から  
午前8時の間に、必ず決められた  
場所へ出してください。

<b>Non-burnable Garbage</b> Put out your garbage and recyclables in their designated location between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Rác không đốt được</b> Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Xin hãy bỏ rác đúng giờ tại đúng nơi quy định.
<b>타지 않는 쓰레기</b> 당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주시기 바랍니다.	<b>LIXO NÃO QUEIMÁVEL</b> Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>非可燃性垃圾</b> 収集収集日朝早上5時開始迄之、 指定場所指定場所へ。	<b>BASURA NO COMBUSTIBLE</b> Tira la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 **家庭用45L** Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(3) 缶・びん・ペットボトル用

飲み物・食べ物の  
**空き缶、空きびん、  
ペットボトル専用だよ。**

●「カセットボンベ・スプレー缶」は絶対に入れないでください。  
●ペットボトルのキャップ、ラベルは容器包装プラスチックへ。

**缶・びん・ペットボトル** 収集当日の午前5時から  
午前8時の間に、必ず決められた  
場所へ出してください。

<b>Cans, Glass Bottles, PET Bottles</b> Put out your garbage and recyclables in their designated location between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Lon - Chai - Bình nhựa trong</b> Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Xin hãy bỏ rác đúng giờ tại đúng nơi quy định.
<b>캔, 병, 페트병</b> 당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주시기 바랍니다.	<b>LATAS/GARRAFAS DE VIDRO/ GARRAFAS DE PLÁSTICO</b> Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>罐子・瓶子・塑料瓶</b> 収集収集日朝早上5時開始迄之、 指定場所指定場所へ。	<b>LATAS/BOTELLAS DE VIDRO/ BOTELLAS DE PLÁSTICO</b> Tira la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 **家庭用45L** Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

(4) 容器包装プラスチック用

**このマークが目印ね!**

●中身を使い切り、汚れを取り除いてください。

**容器包装プラスチック** 収集当日の午前5時から  
午前8時の間に、必ず決められた  
場所へ出してください。

<b>Plastic Containers and Packaging</b> Put out your garbage and recyclables in their designated location between 5:00am and 8:00am on collection days.	<b>Khay nhựa, túi nilong</b> Giữ thùng rác từ 5 giờ đến 8 giờ sáng. Xin hãy bỏ rác đúng giờ tại đúng nơi quy định.
<b>플라스틱 포장용기</b> 당일 오전 5시부터 오전 8시 사이에 반드시 정해진 장소에 배출하여 주시기 바랍니다.	<b>VASKHAMES E EMBALAGENS PLÁSTICAS</b> Por favor, coloque o lixo do respectivo dia nos pontos de coleta entre 5:00 e 8:00 da manhã.
<b>容器包装塑料</b> 収集収集日朝早上5時開始迄之、 指定場所指定場所へ。	<b>ENVASES Y ENVOLTORIOS DE PLÁSTICO</b> Tira la basura en el lugar indicado de 5:00 a 8:00 de la mañana del día correspondiente.

神戸市指定袋 **家庭用45L** Household Use 가정용 家庭用  
[承認番号0000号] Dùng cho hộ gia đình Para uso doméstico

- (5) 指定袋の容量は、分別区分ごとに 45ℓ・30ℓ・15ℓ の3サイズとする。
- (6) 指定袋の形状は、平袋(取っ手なし)又はU形袋(取っ手付き)とする。
- (7) 一部、デザインの変更を行う予定。

3 事業系一般廃棄物の指定袋

(1) 可燃ごみ用

**神戸市 事業系ごみ 有料指定袋**

**可燃ごみ専用**

가연물 쓰레기 **可燃垃圾** **Burnable Wastes** **事業系 45L**  
 Rác dễ cháy **Basura Combustible** **Lixos Queimáveis**

**可燃物で一边が50cm以下のもの**  
 가연물로 1면이 약 50cm 이하인 것. **边长小于50cm的可燃物。**  
 Use a burnable waste bag. **The size of waste must be less than 50 cm.**  
 Objetos combustibles cuyos lados sean menores de 50 cm.

**取扱上の注意**  
 △警告  
 ・可燃物、燃焼中物として取り扱われる廃棄物の危険性があります。  
 ・燃焼中物や燃焼物として取り扱われる廃棄物として扱ってください。  
 ・この袋には、偽造防止対策が施されています。

(2) 粗大(不燃)ごみ用

**神戸市 事業系ごみ 有料指定袋**

**粗大(不燃)ごみ専用**

자랑봉투에 들어가는 **可燃進専用袋의** **Bulk(Non-burnable) Waste that can fit in designated bags** **事业系 45L**  
 대형(불연)쓰레기 **대형(不燃)쓰레기** **대형(不燃)쓰레기** **Large (non-combustible) waste**

**「不燃物と可燃物からできているもの」「金属などの不燃物」「可燃物のうち一边が50cmを超えるもの」(口を縛って、はみ出さないこと)**

**取扱上の注意**  
 △警告  
 ・可燃物、燃焼中物として取り扱われる廃棄物の危険性があります。  
 ・燃焼中物や燃焼物として取り扱われる廃棄物として扱ってください。  
 ・この袋には、偽造防止対策が施されています。

(3) 資源ごみ用

**神戸市 事業系ごみ 有料指定袋**

**資源ごみ専用**

자원 쓰레기 **可回收垃圾** **Recyclable Wastes** **事业系 45L**  
 Rác thải có thể tái chế **Residuos Reciclables** **Lixos recicláveis**

**飲料・食品の入っていた空き缶、空きびん、ペットボトル**  
 캔, 병, 페트병(음료나 음식이 들어 있던 것) **空瓶、空瓶(用子入り食品)**  
 Cans, bottles, PET bottles **Vũ lon, và chai chai nhựa**  
 (containers for drinks, food and seasoning) **(chilling đồ hộp, chai, lọ đựng thực phẩm, đồ uống)**  
 Latas, botellas de vidrio y botellas de plástico **Latas, garrafas de vidro e PET**  
 (que no contengan bebidas ni alimentos) **(recipientes para bebidas, comidas e temperos)**

**取扱上の注意**  
 △警告  
 ・可燃物、燃焼中物として取り扱われる廃棄物の危険性があります。  
 ・燃焼中物や燃焼物として取り扱われる廃棄物として扱ってください。  
 ・この袋には、偽造防止対策が施されています。

(4) カセットボンベ・スプレー缶用

**神戸市 事業系ごみ 有料指定袋**

**カセットボンベ・スプレー缶専用**

**事业系 45L**

**取扱上の注意**  
 △警告  
 ・可燃物、燃焼中物として取り扱われる廃棄物の危険性があります。  
 ・燃焼中物や燃焼物として取り扱われる廃棄物として扱ってください。  
 ・この袋には、偽造防止対策が施されています。

(5) 指定袋の容量は、可燃ごみ用は 30 l ・ 45 l ・ 70 l ・ 90 l の 4 サイズ、カセットボンベ・スプレー缶用は、30 l ・ 45 l の 2 サイズ、その他の区分は 30 l ・ 45 l ・ 70 l の 3 サイズとする。

4 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く）収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
石原アメニテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号ミント神戸ビル13階
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社川崎環境開発興業	神戸市中央区脇浜町3丁目2番21号
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田338番地
株式会社キズナックスエコロジー神戸	神戸市長田区荻藻通6丁目3番2号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
神港衛生株式会社	神戸市長田区荻藻島町2丁目2番11号
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町17番地の6
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
有限会社大清	神戸市長田区荻藻島町1丁目1番43号
有限会社内外クリーナー	神戸市兵庫区中道通6丁目1番6号
有限会社ナガタ商会	神戸市須磨区多井畑字池ノ奥口7番地の8
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社舞子運送	神戸市西区伊川谷町潤和1015番地の1
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4番3号
一般社団法人神戸清港会 ※	神戸市中央区港島3丁目5番地

※ 処理区域は、臨港地区及び臨港予定地区における一般社団法人神戸清港会の会員の事業場に限る。

5 実験に伴う動物の死体に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

6 事業系し尿に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市北区藤原台中町 4 丁目 6 番 13 号
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町 2 丁目 2 番 8 号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通 4 丁目 2 番 6 号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通 1 丁目 1 番 16 号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 4 号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 14 号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通 7 丁目 1 番 35 号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番 1 号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924

7 浄化槽汚泥に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市北区藤原台中町 4 丁目 6 番 13 号
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町 2 丁目 2 番 8 号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通 4 丁目 2 番 6 号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通 1 丁目 1 番 16 号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 4 号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 14 号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通 7 丁目 1 番 35 号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番 1 号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924
阪神連合清掃株式会社	神戸市西区神出町古神 473 番地の 3

8 一般廃棄物処分業者

業 者 名	施設所在地	事 業 の 範 囲
株式会社神戸ポート リサイクル	神戸市中央区港島9丁目13 番地	木くずの破碎（「臨港地区及び港湾区域、並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし、同区域外で発生する廃棄物（神戸市内発生廃棄物に限る。）であっても、同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認める場合はこの限りでない。）
マツダ株式会社	神戸市東灘区住吉浜町17番 地の8	食品残渣の堆肥化
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町19番 1他	木くず、繊維くず、紙くずの破碎 木くず、繊維くず、紙くずの減容固化
大栄環境株式会社	神戸市東灘区向洋町東2丁目 2番2・3・4	木くずの破碎
株式会社萩原林業	神戸市西区見津が丘6丁目1 番2号	木くずの破碎・切削
株式会社コベック	神戸市兵庫区遠矢浜町4番 38号	食品残渣のメタン発酵

9 魚類に係る固形状不要物に関する再生輸送業指定業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社泰成総業	神戸市長田区六番町2丁目1番地の39
有限会社高井商店	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の107
有限会社富田海産	神戸市東灘区深江浜町1番地の1 神戸市東部中央卸売市場内

神戸市告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者  
東京都港区芝浦3丁目4番1号  
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社  
BPO事業本部 本部長 藤原 理絵
- 2 指定公金事務取扱者に委託する事務  
長田区役所・西区役所窓口にて交付する各種証明書の交付等にかかる手数料の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定年月日  
令和8年3月31日
- 4 指定公金事務取扱者へ委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年9月30日

神戸市告示第575号

神戸市立海外移住と文化の交流センター条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体  
代表者 ピアサービス株式会社  
代表取締役 岸本 吉充

(2) 事務所の所在地 神戸市中央区山本通3丁目19番8号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月17日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月31日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 条例別表（第9条関係）の使用料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市地域協働局地域協働課  
(2) 電話 078(322)6583

神戸市告示第576号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、丸ヶ岡西自治会、生野自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	丸ヶ岡西自治会	生野自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の277	神戸市北区道場町生野285番地
代表者の氏名	持田 武司	喜多 正博
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の277	神戸市北区道場町生野316番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 丸ヶ岡西自治会

平成19年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の366	神戸市西区神出町東1188番地の274
代表者の氏名	先久 捨利	久富木 健二
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の366	神戸市西区神出町東1188番地の274

平成21年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の274	神戸市西区神出町東1188番地の236
代表者の氏名	久富木 健二	向山 龍美
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の274	神戸市西区神出町東1188番地の236

平成23年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の236	神戸市西区神出町東1188番地の275
代表者の氏名	向山 龍美	長岡 英雄
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の236	神戸市西区神出町東1188番地の275

令和8年3月31日 神戸市公報第3956号

平成25年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の275	神戸市西区神出町東1188番地の366
代表者の氏名	長岡 英雄	先久 捨利
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の275	神戸市西区神出町東1188番地の366

平成27年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の366	神戸市西区神出町東1188番地の275
代表者の氏名	先久 捨利	長岡 英雄
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の366	神戸市西区神出町東1188番地の275

平成29年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の275	神戸市西区神出町東1188番地の317
代表者の氏名	長岡 英雄	津村 謙二
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の275	神戸市西区神出町東1188番地の317

平成31年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の317	神戸市西区神出町東1188番地の275
代表者の氏名	津村 謙二	長岡 英雄
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の317	神戸市西区神出町東1188番地の275

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の275	神戸市西区神出町東1188番地の317
代表者の氏名	長岡 英雄	津村 謙二
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の275	神戸市西区神出町東1188番地の317

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町東1188番地の317	神戸市西区神出町東1188番地の277
代表者の氏名	津村 謙二	持田 武司
代表者の住所	神戸市西区神出町東1188番地の317	神戸市西区神出町東1188番地の277

(2) 生野自治会

令和8年2月28日変更

	変更前	変更後
目的	<p>快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。</p> <p>(2) 区域内の生活環境の整備を図ること。</p> <p>(3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。</p> <p>(4) 福利、厚生に関すること。</p> <p>(5) 生活改善、文化等に関すること。</p> <p>(6) 市政との協力及び連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 道場町自治会との協力及び区域内関係諸団体の育成に関すること。</p> <p>(8) その他目的達成に必要なこと。</p>	<p>快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。</p> <p>(2) 区域内の生活環境の整備を図ること。</p> <p>(3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。</p> <p>(4) 福利、厚生に関すること。</p> <p>(5) 生活改善、文化等に関すること。</p> <p>(6) 市政との協力及び連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 道場町連合自治会との協力及び区域内関係諸団体の育成に関すること。</p> <p>(8) その他目的達成に必要なこと。</p>

神戸市告示第577号

神戸市手数料条例（以下「条例」という。）第7条の規定による神戸市指定定期検査機関が実施する定期検査の手数料徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名  
条例の規定による特定計量器定期検査の手数料徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者  
神戸市中央区東町 116 の 2  
一般社団法人神戸市計量士会  
会長 奥田 啓二
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年2月18日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 5 委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
特定計量器定期検査の手数料

神戸市告示第578号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元 喜造

業務の名称	指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者として指定した日	委託期間
コンビニエンスストアにおける市税の収納業務	岐阜県日置市1丁目58番地 株式会社電算システム	市税	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
				令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

神戸市告示第579号

神戸市立小磯記念美術館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等および条例の定める事業に参加する際の負担金の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 株式会社フィールズ 代表取締役 中山徳子

(2) 事務所の所在地 大阪府大阪市福島区福島3-7-39-611

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

神戸市告示第580号

神戸 ゆかりの美術館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく入館料等の  
収納業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2  
第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」とい  
う。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 株式会社フィールズ 代表取締役 中山 徳子

(2) 事務所の所在地 大阪市福島区福島3-7-39-611

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

神戸市告示第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 名称 株式会社北野美術館

(2) 所在地 神戸市中央区北野町1丁目5番7号

2 業務の名称

神戸市立博物館ミュージアムショップ図録等販売業務

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

ミュージアムグッズ等の売上代金

4 指定をした日

令和8年3月18日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第582号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務の名称

神戸市立博物館画像提供業務及び物品売払代金の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号

株式会社概査DNPアートコミュニケーションズ

代表取締役社長 室田秀樹

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

画像利用料

4 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月17日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第583号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)デイサービス たいのはた (旧)デイサービス りきゅう まえ	(新)神戸市須磨区多 井畑字前所15番地1 (旧)神戸市須磨区離 宮前町2丁目9番30 号	株式会社 ヒロ	神戸市須磨区 南落合1丁目 14番17号	令和7 年4月 15日	介護予防通 所介護 地域密着型 通所介護 通所型サー ビス(独自)

神戸市告示第584号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
太田 優菜（ハピネス治療院）	太田 優菜	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和8年2月19日
戸部 翔也（兵庫大開治療院）	戸部 翔也	神戸市長田区二番町1丁目18番地1	令和8年3月1日

2. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
太田 優菜（ハピネス治療院）	太田 優菜	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和8年2月19日
戸部 翔也（兵庫大開治療院）	戸部 翔也	神戸市長田区二番町1丁目18番地1	令和8年3月1日

神戸市告示第585号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
S u n + 訪問看護ステーション	神戸市西区森友1丁目12番地	令和8年3月1日
訪問看護ステーション東灘さんさん	神戸市東灘区住吉本町1丁目5番11号	令和8年3月1日
春風訪問看護ステーション	神戸市垂水区舞多間西8丁目10番3号	令和8年3月1日

神戸市告示第586号

神戸市しあわせの村条例及び神戸市都市公園条例の規定に基づく行為許可の使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

神戸市しあわせの村条例及び神戸市都市公園条例の規定に基づく使用料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

会長 長田 淳

(2) 事務所の所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月26日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月26日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

神戸市しあわせの村条例第8条及び神戸市都市公園条例第4条に基づく行為許可の使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市福祉局政策課

(2) 電話 078 (322) 5197

神戸市告示第587号

神戸市立総合福祉センター条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 株式会社ビケンテクノ

代表取締役 梶山 龍誠

(2) 事務所の所在地 大阪府吹田市南金田2丁目12番1号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年12月18日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月11日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

条例別表（第11条関係）の使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市福祉局政策課

(2) 電話 078 (322) 5197

神戸市告示第588号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務の名称

口腔がん検診料徴収事務の委託業務

2 受託者

神戸市中央区三宮町2丁目11番14号

公益社団法人 神戸市歯科医師会

会長 宮本 学

3 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入

(1) 口腔がん検診検診料

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第589号

神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）並びに神戸市立墓園条例（以下「墓園条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

- (1) 手数料条例の規定に基づく埋火葬に関する証明手数料及び神戸市立墓園又は附属施設の使用許可書の書換え又は再交付手数料の徴収、収納業務
- (2) 墓園条例の規定に基づく墓園使用料及び附属施設使用料の徴収、収納業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 日本管財株式会社 本店第4本部 本部長 上平健史
- (2) 事務所の所在地 神戸市中央区御幸通7丁目1番15号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月24日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月30日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで \*指定期間

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 手数料条例第2条第1項(6)の手数料
- (2) 墓園条例別表第2(第6条関係)の使用料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市健康局斎園管理課
- (2) 電話 078(322)5251

神戸市告示第590号

神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）並びに神戸市立斎場条例（以下「斎場条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

- (1) 手数料条例の規定に基づく埋火葬に関する証明手数料の徴収、収納業務
- (2) 斎場条例の規定に基づく斎場及び待合室の使用料の徴収、収納業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 株式会社 五輪 代表取締役 宮本 岳司朗
- (2) 事務所の所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月24日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月30日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 手数料条例第2条第1項（6）の手数料
- (2) 斎場条例別表第2（第4条関係）の使用料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市健康局斎園管理課
- (2) 電話 078（322）5251

神戸市告示第591号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第6号に規定する国際経済事業は次のとおりとし、令和8年4月1日より施行する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第2条第6号の規定による市長が指定するものは、同条第4号の規定による市長が指定するものとする。

神戸市告示第592号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第7号に規定する神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による国際経済事業の指定の件(令和2年3月告示第870号)は廃止する。

この運用は令和8年4月1日からとする。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第593号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第6号に規定する神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例による特例中核事業の指定の件(令和2年3月告示第869号)は廃止する。

この運用は令和8年4月1日からとする。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第594号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第5号に規定する中核事業の指定(令和2年3月告示第868号)の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日より施行する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

条例第2条第5号に規定する中核事業は次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすものとし、次のように改める。

- (1) 条例の別表第1の6の項に掲げる特定事業を行うもののうち主として研究開発を行うもので、延床面積1,000平方メートル以上の施設を取得し整備を行うもの
- (2) 特定事業を行うもので、当該事業の用に供する施設(家屋又は償却資産)の敷地である土地を10,000平方メートル以上取得し、延床面積1,000平方メートル以上の施設整備を行うもの
- (3) 特定事業を行うもので、当該事業の用に供する施設(家屋又は償却資産)の取得経費が10億円以上(消費税及び地方消費税を含まない)であって、延床面積1,000平方メートル以上の施設整備を行うもの

神戸市告示第595号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第4号に規定する特定事業の指定(令和2年3月告示第867号)の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日より施行する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

分野	対象事業	指定する事業
1 生活文化に関連する分野	(1) 繊維工業品、雑貨工業品、貴金属製品、家具製品、食料品、飲料水その他の生活文化に関する製品の製造又は卸売りの事業であって、当該製品の企画及び開発を併せて行うもの又は主として神戸市内において企画及び開発をした製品を扱うもの	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、食用油脂加工業、めん類製造業、豆腐・油揚げ製造業、あん類製造業、冷凍調理食品製造業、そう(惣)菜製造業、すし・弁当・調理パン製造業、レトルト食品製造業、他に分類されない食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業(繊維製衛生材料製造業を除く)、家具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業、プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業、プラスチック製容器製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、服飾用の最終製品を製造する他に分類されないその他のなめし革製品製造業、卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業、家具用の最終製品を製造するその他のガラス・同製品製造業、食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業、家具用の最終製品を製造する陶磁器製置物製造業、洋食器製造業、金属製サッシ・ドア製造業、鉄骨系プレハブ住宅製造業、建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)、電子デバイス製造業、電子部品製造業、半導体メモリメディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、民生用電気機械器具製造業、電気計測器製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電気音響機械器具製造業、貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業、その他の貴金属製品製造業、装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)及び服飾用の最終製品を製造する装身具・装飾品・ボタン・同関連製品(貴金属製及び宝石製のものを除く。)その他の家庭生活に直接関係する最終製品(主として全国の産地において画一的な製品を製造するものを除

		く。) 製造業並びにこれらの製造業において製造された製品を扱う各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業
	(2) (1) の製品に関するデザインその他企画及び開発に関する専門的なサービスを行う事業	土木建築サービス業及びデザイン業
	(3) (1) 及び (2) に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	住宅の製作物の供給を行う一般土木建築工事業、土木工事業、造園工事業及び建築工事業、建設業のうち災害の防止に資する技術の開発を行うもの、大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち、市民の多様化する生活ニーズを充足する新たな製品やサービスの開発等産業の高度化に寄与する人材の育成を行うもの、検査・分析・審査・認証などの技術サービス業（他に分類されないもの）のうち(1)及び(2)に掲げる事業に関連するもの、貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの
2 情報及び通信に関連する分野	(1) 情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器又は通信機器の開発又は製造を行う事業	情報通信機器に関する光ファイバーケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）、電子デバイス製造業、電子部品製造業、半導体メモリメディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、その他の電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電気音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、その他の高速大容量の電気通信回線を活用した高度情報通信システムに関連する機器の製造業
	(2) 電気通信による情報の流通の円滑化に資する電気通信事業又は放送事業に関するサービスを提供する事業	固定電気通信業（有線放送電話業を除く）、移動電気通信業、民間放送業（有線放送業を除く）、有線放送業、インターネット付随サービス業その他の高速大容量の電気通信回線又は電波を活用した通信又は放送事業に関するサービスを提供する事業及び情報の流通の円滑化に資する電気工事業
	(3) ソフトウェアの作成、情報処理サービス又は情報提供サービスを行う事業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映像情報制作・配給業（映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業を除く）及びその他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

	(4) 電気通信回線又は無線を利用して新たなサービスを提供し、又はサービスの提供の方式を改善する事業	金融業・保険業及びサービス業
	(5) 高度なソフトウェア技術を利用して映像の開発又は制作を行う事業	ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業のうち、高度な映像音響システム若しくは可視化システムの開発若しくはこれらのシステムのサービスの提供を行うもの
	(6) 電気通信回線又は電子機器を利用して顧客情報その他の情報のバックアップを行う事業	電気通信回線、電子機器・通信機器を利用して顧客情報及びコンピュータによる処理情報の保存及び活用を行う事業 又は災害に係る危険回避のためのバックアップを行う事業
	(7) (1) から (6) までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)から(6)までに掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、 検査・分析・審査・認証などの技術サービス業（他に分類されないもの）のうち(1)から(6)までに掲げる事業に関連するもの、 貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)から(6)までに掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの
3 国際化に関連する分野	(1) 外国企業等が我が国において行う事業の円滑な実施を支援する事業	貸事務所業、広告業、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所及び税理士事務所において行われる事業、経営コンサルタント業、翻訳業（著述家業を除く）、広告制作業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業及び同時通訳施設を備えた集会場において行われる事業
	(2) 外国企業等が行う事業のうち神戸市内の事業者の事業活動に係る技術の高度化又は経営の能率の向上に寄与するもの	先端の技術を有する製造業、先端の技術を有し、又は高度な情報若しくは手法を備えた専ら事業所を対象とするサービス業 及び高度な情報又は手法を備えた各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業
	(3) (1) 及び (2) に掲げる事業に類するもの	大学、短期大学、専修学校又は各種学校のうち(1)及び(2)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、

	として市長が特に必要があると認める事業	貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの
4 集客に関連する分野	(1) 高度な集客力を有する文化施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置及び運営を行う事業	高度な集客力を有するサービス業
	(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、 (1)に掲げる施設利用者のための駐車場を整備するもの、 貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの
5 物流に関連する分野	(1) 高度な荷さばき、保管、流通加工等の機能を有する物流施設の設置及び運営を行う事業	道路貨物運送業、水運業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）、こん包業及び運輸施設提供業、 製造業、卸売業及び小売業であって、荷さばき施設又は保管施設のほかに商品情報の表示、包装、組立て等を行うための流通加工施設を有しかつ高度な流通加工技術の開発若しくは利用するもの若しくは高度な物流機器や電子データ交換その他の物流業務全般の効率の向上に資する機器若しくはシステムの開発若しくは利用するもの又はサードパーティロジスティクスその他の新たな物流システムの開発若しくは利用するもの、 理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち新たな輸送又は流通システムの研究を行うもの
	(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学、短期大学、専修学校又は各種学校のうち(1)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、 貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの
6 医療、健康及び福祉に関連する分野	(1) 高度な医療技術又はバイオテクノロジーの発展に寄与する医療機器、医療用品、理化学機械器具又は歯科材料の開発又は製造を行	医療用機械器具製造業又は歯科用機械器具製造業に属する事業のうち医療機器の開発を行うもの、 医療用品製造業（動物用医療器械器具を除く）、 歯科材料製造業、理化学機械器具製造業又は光学機械器具・レンズ製造業に属する事業のうち医療用品、 理化学機械器具の開発を行うもの、 電子応用装置製造業のうち医療機器、理化学機械器具の開発を行うもの 及び工学研究所に属する事業のうち電子機器を利用した医療機器、理化学機械器具の研究を行うもの

う事業	
(2) バイオテクノロジーその他の高度な技術を利用して医薬品の開発を行う事業及び医薬品の製造に係る装置の開発又は製造を行う事業	医薬品原薬製造業、医薬品製剤製造業及び生物学的製剤製造業に属する事業のうち医薬品の開発を行うもの、 医学・薬学研究所に属する事業のうち医薬品の研究を行うもの、 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業に属する事業のうち医薬品の製造に係る装置の製造を行うもの、再生医療等製品若しくは再生医療等技術を用いた高度な医療技術又は製品の研究・開発を行うもの
(3) 介護を行う者の負担の軽減に資する福祉用具の開発又は製造を行う事業	製造業のうち高齢者及び障害者の義肢、装具その他の福祉用具の開発を行うもの 及び工学研究所に属する事業のうち高齢者その他これに準ずる者の義肢、装具その他の福祉用具の研究を行うもの
(4) 健康の保持及び増進を図るための製品を開発若しくは製造し、又はサービスを総合的に提供する事業	製造業のうち保健機能食品、特別用途食品又は健康補助食品の開発を行うもの、化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品を開発を行うもの、健康機器・医薬部外品その他の健康の保持・増進を図る製品の開発・製造を行うもの 及び健康診断の結果についての管理を行うサービス、医療機関の紹介その他の健康若しくは医療に関する情報提供を行うサービス又は健康に関する指導を行うサービス、その他の健康の保持・増進を図るサービスを総合的に提供する事業
(5) (1) から (4) までに規定する事業その他医療技術の発展に寄与する事業に係る専門的なサービスを提供する事業	専ら事業所を対象とするサービス業のうち、(1) から (4) までに規定する事業を支援する人材の育成、人材の派遣又はコンサルティングを行うもの、医療技術の発展に資する医療システムの開発を行うもの 及び機械メンテナンス、検査・分析その他の高度な医療技術もしくは福祉技術の発展に寄与するもの
(6) (1) から (5) までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	食料品製造業のうち病院用給食の製造を行うもの、 試薬の開発・製造を行うもの、 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）、 医薬品卸売業及び医療用品卸売業のうち高度な医療技術の開発に寄与するもの、 卸売業のうち高齢者及び障害者の義肢、装具その他の福祉用具の開発に寄与するもの、 心身の機能低下の防止及び改善を図るサービスを行うもの、 大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)から(5)までに掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、

		貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)から(5)までに掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの
7 環境に関連する分野	(1) 高度な技術を利用した集じん装置、排水処理装置その他の公害防止装置の開発を行う事業	製造業のうち高度な技術を利用した公害防止施設であって、公害の基因となる有害物の除去又は当該公害による被害の減少に著しい効果があると認められるものの開発を行うもの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち公害防止装置の研究を行うもの
	(2) 自然的作用により完全に分解することその他これに類することにより環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の開発を行う事業	製造業のうち微生物、光その他の自然的作用により分解するものの原材料の開発を行うもの又は木材以外の原材料を利用した紙の開発を行うもの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の研究を行うもの
	(3) 再生資源の利用の促進に資する技術の開発を行う事業	製造業のうち再生資源を利用して発電又は熱供給を行う機械又は装置の開発を行うもの又は再生資源を利用した原材料又は製品の開発を行うもの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち再生資源の利用の促進に資する技術の研究を行うもの
	(4) オゾン層を破壊する物質又はエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発を行う事業	製造業のうち石油以外のエネルギー資源を利用するために必要な機械又は装置その他石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械又は装置であって石油の消費の抑制に資する効果が著しいと認められるものの開発を行うもの、 オゾン層を破壊する物質に代替する物質を使用するために必要な機械又は装置の開発を行うもの又はオゾン層を破壊する物質に代替する物質の開発を行うもの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうちエネルギー又はオゾン層を破壊する物質の使用の合理化に資する技術の研究を行うもの
	(5) 水、土壌その他の自然において存在するものの浄化その他の回復に資する技術の開発を行う事業	製造業のうち水質又は土壌の汚染の浄化を行う機械又は装置の開発を行うもの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち水質又は土壌の浄化その他の自然の回復に資する技術の研究を行うもの
	(6) 都市の緑化の促進に資する高度な技術	製造業のうち植栽用の軽量な土壌又は人工地盤の開発を行うもの又は建築物の屋上又は屋内の緑化のために散水、施肥等を行う機械又は装置の開発を行うもの

	<p>の開発を行う事業</p>	<p>もの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち都市の緑化の促進に資する高度な技術の研究を行うもの</p>
	<p>(7) (1)から(6)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業</p>	<p>環境測定その他の企業の環境負荷低減の支援を行なうもの、 電気業、ガス業又は熱供給業に属する事業のうち高度な技術を利用し、環境への負荷の著しい低減を図るサービスの企画・開発を行うもの、 大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)から(6)までに掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、 貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)から(6)までに掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの</p>
<p>8 新製造技術及び新素材に関連する分野</p>	<p>(1) 高度ロボット、超小型機械その他の高精度な技術を利用した製品又は生産効率の向上に資する新製造システムの開発その他の新製造技術に係る事業</p>	<p>はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、事務用機械器具製造業、サービス用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電気機械器具製造業、ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業及び輸送用機械器具製造業のうち高精度な技術を利用した製品の開発を行うもの又は生産効率の向上に資する新製造システムの開発を行うもの、 製造業のうち災害の防止に資する技術の開発を行うもの 及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち高精度な技術若しくは高度な加工技術の研究を行うもの又は生産効率の向上に資する新製造システムの研究を行うもの</p>
	<p>(2) ファインセラミックスその他の新素材又は新材料の開発又は製造を行う事業</p>	<p>繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業及び業務用機械器具製造業のうち新素材若しくは新材料又はこれらを利用した製品の開発・製造を行うもの 及び理学研究所及び工学研究所に属する事業のうち新素材又は新材料の研究を行うもの</p>
	<p>(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業</p>	<p>大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)及び(2)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、 検査・分析・審査・認証などの技術サービス業（他に分類されないもの）のうち(1)及び(2)に掲げる事業に関連するもの、 貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの</p>

9 航空及び宇宙に関連する分野	(1) 航空輸送の大量化、超高速化その他の能力の向上に資する機械器具又は宇宙用機器の開発、製造又は整備を行う事業	航空機・同附属品製造業、航空機整備業及び製造業のうち宇宙用機器の開発・製造を行うもの
	(2) 航空運送その他の航空機を利用して行う事業又は航空運航を支援する事業	航空運輸業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）及び地上取扱業務、運航管理補助業務その他の航空運航を支援するサービスを提供する事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	食料品製造業のうち機内食の製造を行うもの、道路旅客運送業のうち空港利用者の移動に係るもの、大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)及び(2)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、検査・分析・審査・認証などの技術サービス業（他に分類されないもの）のうち(1)及び(2)に掲げる事業に関連するもの、貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所等を賃貸するもの

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、条例第2条第4号の市長が指定する特定事業から除外する。
  - (1) 国、地方公共団体又はそれらが資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人が行う事業（地方税法（昭和25年法律第226号）第348条において固定資産税の非課税適用から除外される場合は除く。）
  - (2) 神戸市の市税に滞納又は未申告があるものが行う事業
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が行う事業
  - (4) 法人でその役員の中に暴力団員があるものが行う事業
  - (5) 暴力団員がその事業活動を支配するものが行う事業
  - (6) 暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものが行う事業
  - (7) 暴力団員をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのあるもの

るものを行う事業

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

(9) 延床面積（共用部分の床面積を含まない。）が200平方メートル未満の施設を自ら取得することなく使用して行う事業

2 この表に掲げる事業の分類及び意義については、統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類による。

神戸市告示第596号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第1号ウに規定する地域の指定(令和2年3月告示第865号)の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日より施行する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

指定する地域を次のように改める。

神戸市中央区港島1丁目、港島6丁目9番4、ポートアイランド南地区(港島8丁目、港島9丁目、港島中町8丁目、港島南町1丁目、港島南町2丁目、港島南町3丁目、港島南町4丁目、港島南町5丁目、港島南町6丁目、港島南町7丁目、神戸空港)、神戸複合産業団地(西区見津が丘1丁目の一部、西神第3地区工業団地、西神流通業務団地)、西神第2地区における特定業務地区の区域(神戸サイエンスパーク)、西神第4地区工業団地及び西神第2流通業務団地

神戸市告示第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同上第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者

兵庫県西宮市神垣町5番30-201号

特定非営利活動法人 AFRIKCLEAN

代表者 理事 LUKUMWENA NSENDA

2 指定公金事務取扱者へ委託する公金事務の内容

アフリカ月間 in 神戸企画制作・実施運營業務に係る委託契約の仕様に定めるビジネスコンテスト開催にかかる渡航費の支援及び賞金の支出業務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和8年3月25日

4 指定公金事務取扱者への委託年月日

令和8年4月1日

神戸市告示第598号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者  
神戸市西区櫛谷町栃木 183 番地の 5  
栃木簡易水道組合  
組合長 芝田 道男
- 2 委託内容  
栃木簡易水道を使用し公共下水道へ排除する者への下水道使用料徴収・収納事務
- 3 指定年月日  
令和8年3月3日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日

神戸市告示第599号

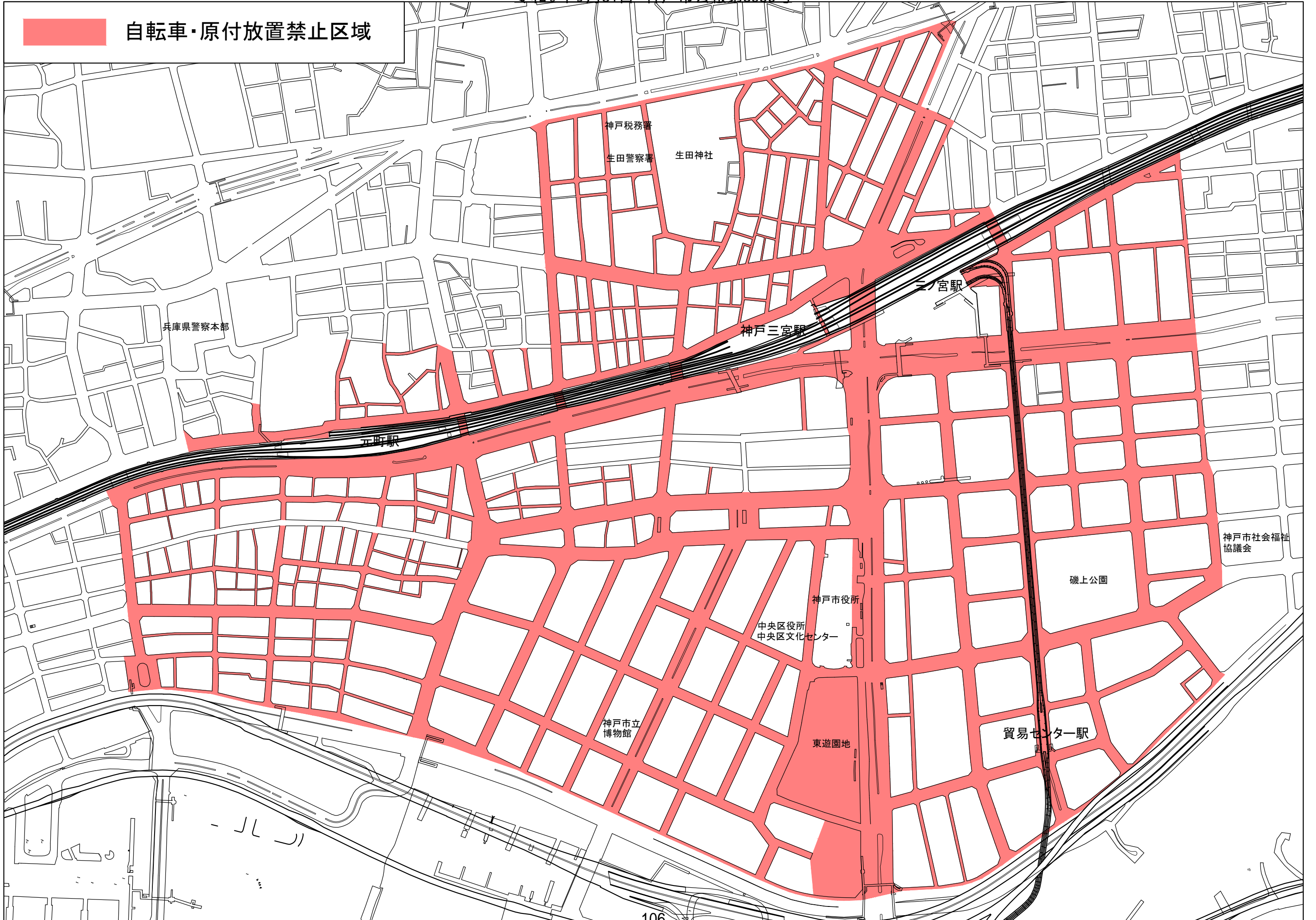
神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第9条第1項の規定により指定した三宮駅周辺及び元町駅周辺自転車等放置禁止区域を令和8年4月1日から別図のとおり変更するので、同条第4項において準用する規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造



自転車・原付放置禁止区域



神戸市告示第600号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第9条第1項の規定により、指定した自転車等放置禁止区域を同条第4項において準用する同条第2項により、禁止区域の変更を告示する。

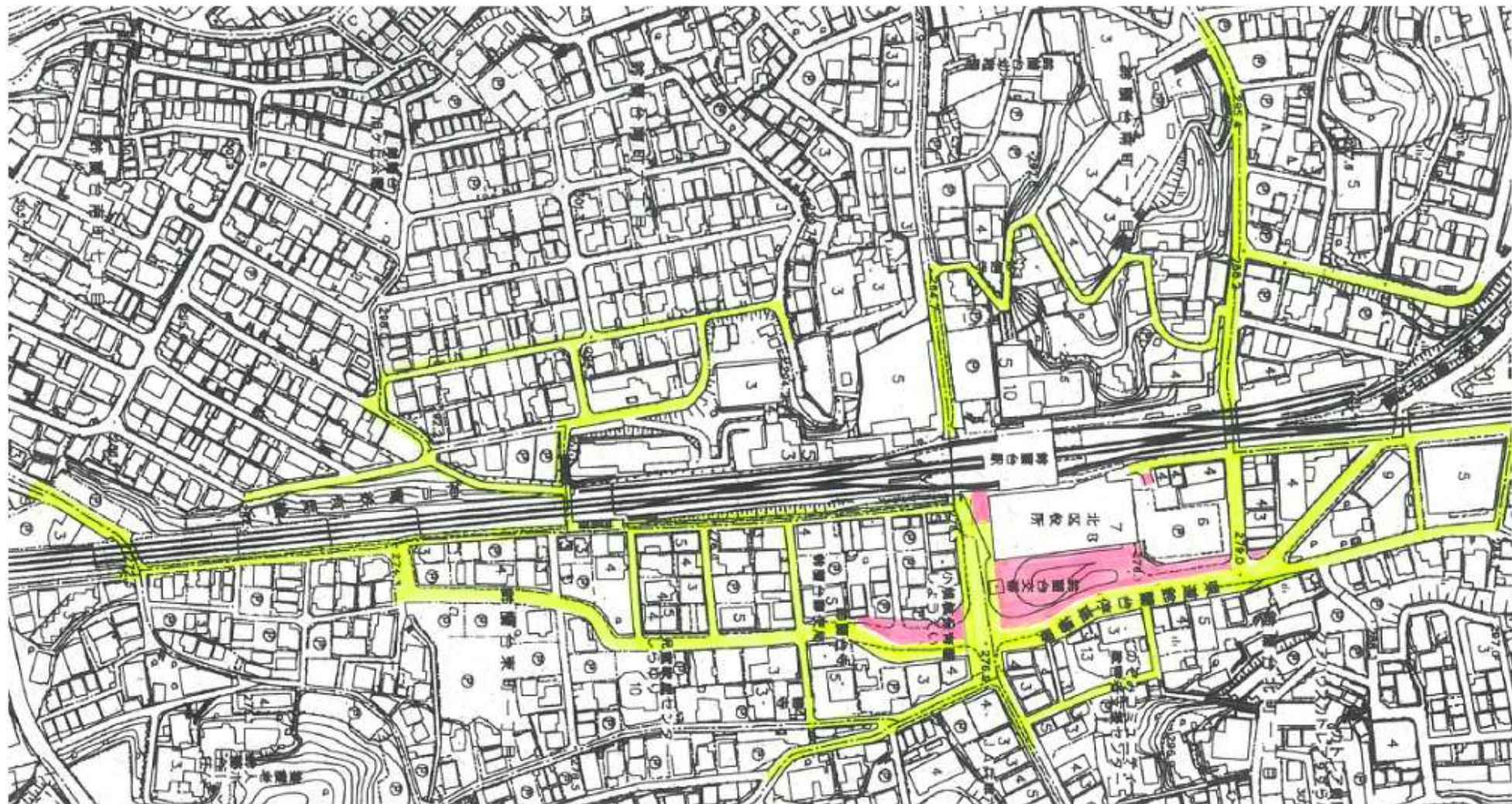
令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

効力発生年月日	名 称	区 域
令和8年3月31日	神戸電鉄鈴蘭台駅周辺自転車等放置禁止区域	別図のとおり



鈴蘭台駅前「自転車等放置禁止区域全体図」



凡例

従来の放置禁止区域

今回拡大する放置禁止区域

神戸市告示第601号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年2月2日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年2月6日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年2月12日	
	垂水駅周辺長期放置放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年2月16日	
	舞子駅周辺長期放置放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年2月19日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年2月25日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水195号線	神戸市垂水区高丸4丁目2243番8地先から 神戸市垂水区高丸4丁目2243番9地先まで	新	5.70	5.30
			旧	5.70	2.10

神戸市告示第603号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づく手数料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく手数料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

施設名	委託先
撤去した自転車等を保管する保管所 （東部建設事務所管内）	神戸市灘区新在家北町1丁目2番7号マルク新在家WEST内 阪神ステーションネット・アーキエムズ共同事業体 代表者 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 村田 豊喜
撤去した自転車等を保管する保管所 （中部・北建設事務所管内）	神戸市中央区磯辺通4丁目1番38号ザ・シティ神戸三宮ビル502 アーキエムズ・阪神ステーションネット・フジカ共同事業体 代表者 株式会社アーキエムズ 代表取締役 村田 雅明
撤去した自転車等を保管する保管所 （西部建設事務所管内）	東京都中央区日本橋小網町7番2号 サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清
撤去した自転車等を保管する保管所 （垂水・北建設事務所）	大阪市北区曽根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 蘆原 節二

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月9日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月26日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
手数料

神戸市告示第604号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

施設名	指定管理者
有料市立自転車駐車場 (東部建設事務所管内)	神戸市灘区新在家北町1丁目2番7号 マルク新在家WEST内 阪神ステーションネット・アーキエムズ共同事業体 代表者 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 村田 豊喜
有料市立自転車駐車場 (中部・北建設事務所管内)	神戸市中央区磯辺通4丁目1番38号 ザ・シティ神戸三宮ビル502 アーキエムズ・阪神ステーションネット・フジカ共同事業体 代表者 株式会社アーキエムズ 代表取締役 村田 雅明
有料市立自転車駐車場 (西部建設事務所管内)	東京都中央区日本橋小網町7番2号 サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清
有料市立自転車駐車場 (垂水・北建設事務所管内)	大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 蘆原 節二
有料市立自転車駐車場 (JR住吉駅前自転車駐車場)	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番2号 ビュータワー住吉館104 特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事 星野 裕志
有料市立自転車駐車場 (阪神御影駅前自転車駐車場)	神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号 特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク 理事 村山 メイ子
有料市立自転車駐車場	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の23

(塩屋駅前自転車駐車場)	特定非営利活動法人輝しおや 理事 小野 愛子
有料市立自転車駐車場 (西神南駅前自転車駐車場)	神戸市西区井吹台東町1丁目21番地の6 特定非営利活動法人ニューいぶき 理事 坂本 津留代
有料市立自転車駐車場 (西神中央駅前自転車駐車場)	神戸市西区竹の台3丁目17番地の73 特定非営利活動法人たけのコム 理事 西田 圭一

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年3月5日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年3月26日
- 5 委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
使用料

神戸市告示第605号

神戸市駐車場条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

- 1 業務名  
条例の規定に基づく使用料等の徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者  
東京都品川区西五反田二丁目20番4号  
タイムズ・日本管財共同事業体  
代表者 タイムズ24株式会社  
代表取締役 西川 光一
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年3月23日
- 4 委託する期間  
令和8年4月1日から令和8年12月31日まで
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
駐車場使用料

神戸市告示第606号

西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園における料金收受等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者  
神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社  
代表取締役 中丸 幸夫
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入  
都市公園内駐車場（西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園）使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者との契約期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 指定日及び委託日  
令和8年4月1日

神戸市告示第607号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託するので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

業務の名称	指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者として指定した日	委託期間
地形図等販売業務	兵庫県神戸市中央区 雲井通 6-1-15 サン シティビル7階 株式会社 丸善ジュ ンク堂書店 三宮駅 前店	販売料	令和8年3月 19日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日まで

神戸市告示第608号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称  
神戸市営住宅使用料等コンビニエンスストア収納代行業務
- 2 指定公金事務取扱者  
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地  
株式会社 電算システム  
代表取締役 高橋 譲太
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
住宅使用料等
- 4 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年3月5日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者  
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号  
日本生命三宮駅前ビル7階  
公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 柴田 和弘
- 2 委託する公金事務の概要  
サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る手数料徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和6年6月19日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第610号

神戸市港湾施設条例（以下「条例」という。）に規定する使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき公金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 西日本高速道路株式会社関西支社  
代表者 支社長 諸富 正和
- (2) 事務所の所在地 大阪府茨木市岩倉町1番13号

2 委託した歳入

港湾幹線道路使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金徴収業務を委託した日

令和8年4月1日

神戸市告示第611号

神戸市港湾施設条例（以下「条例」という。）に規定する使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき公金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

(1) 神戸港ウォーターフロントエリア

ア 名 称 神戸港“U”パークマネジメント共同事業体

代表者 早駒運輸株式会社

代表取締役 渡邊 真二

イ 事務所の所在地 神戸市中央区波止場町5番4号

(2) 中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル

ア 名 称 神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸観光局

会長 尾山 基

イ 事務所の所在地 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

(3) 神戸三宮フェリーターミナル

ア 名 称 株式会社神戸フェリーセンター

代表取締役社長 松村 賢一

イ 事務所の所在地 神戸市中央区新港町3番7号

2 委託した歳入

(1) 緑地使用料、旅客施設使用料、駐車場及び駐車施設使用料

(2) 旅客施設使用料、駐車場及び駐車施設使用料

(3) 旅客施設使用料、駐車場及び駐車施設使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

(1) 令和8年3月19日

(2) 令和8年2月27日

(3) 令和8年3月25日

4 指定公金事務取扱者に公金徴収業務を委託した日

令和8年4月1日

神戸市告示第612号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収及び収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

使用料等の徴収及び収納業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 一般財団法人神戸港湾福利厚生協会
- (2) 事務所の所在地 神戸市中央区新港町5番2号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年12月25日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月16日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例別表第（第7条関係）の使用料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市港湾局経営企画課
- (2) 電話 078（595）6268

神戸市告示第613号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定（経過措置適用）に基づき、神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる徴収業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都中央区日本橋3-9-1  
日本橋三丁目スクエア 12階  
弁護士法人ライズ総合法律事務所  
代表社員 田中 泰雄

2 委託年月日

令和8年4月1日

神戸市告示第614号

次の港湾施設は、令和8年3月31日をもって、その供用を廃止する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

起重機

名称	位置	能力
ガントリークレーン 六甲7号機	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	吊り上げ荷重55.0トン 定格荷重40.0トン
ガントリークレーン 六甲13号機	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	吊り上げ荷重48.4トン 定格荷重30.5トン
ガントリークレーン ポートアイランド8号機	神戸市中央区 港島8丁目13番地先	吊り上げ荷重55.5トン 定格荷重40.0トン

神戸市告示第615号

神戸市立御影公会堂条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 御影自治会連絡協議会

(2) 事務所の所在地 神戸市東灘区御影本町7丁目7番20号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月16日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月16日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
使用料

神戸市告示第616号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
代表取締役 篠 寛

2 指定納付受託者の所在地

〒150-0022  
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号

3 指定納付受託者に納入させる歳入

キャッシュレス決済に伴う、消防法（昭和23年法律第186号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく申請等に係る手数料

4 指定納付受託者の指定をする日

令和8年4月1日

神戸市告示第617号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項第1号の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定を取消したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

SP.LINKS 株式会社

〒108-0023

東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN19F

2 指定納付受託者の指定を取消す納付事務

キャッシュレス決済に伴う、消防法（昭和23年法律第186号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく申請等に係る手数料納付事務

3 指定納付受託者の指定を終了する日

令和8年3月31日

神戸市告示第618号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項第1号の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定を取消したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社ジャックス

〒150-8932

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

2 指定納付受託者の指定を取消す納付事務

キャッシュレス決済に伴う、消防法（昭和23年法律第186号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく申請等に係る手数料納付事務

3 指定納付受託者の指定を終了する日

令和8年3月31日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御影クラッセ

神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社阪急阪神 百貨店	大阪市北区角田町8 番7号	代表取締役 山口 俊比古	
株式会社パーク・ コーポレーション	東京都港区南青山5 丁目6番26号7階	代表取締役 井上 英明	
株式会社ヘルスラ イフ	京都市上京区丸太町 通河原町東入駒之町 536番地	代表取締役 小森 敏史	
株式会社キャメル 珈琲	東京都世田谷区代田 2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫	
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南 町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二	
山崎製パン株式会 社	東京都千代田区岩本 町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩	
株式会社プロフー ズ	岡山市中区平井1162 番地1	代表取締役 平田 知之	
株式会社パルグル ープホールディン グス	大阪府中央区道修町 3丁目6番1号	代表取締役 松尾 勇	

株式会社ココカラ ファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志	
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町 2丁目26番地4	代表取締役 田中 亮	
株式会社ブギーイ ンターナショナル	大阪府中央区安土町 3丁目3番9号	代表取締役 中山 善夫	
株式会社エヌディ シージャパン	香川県高松市番町1 丁目6番6号	代表取締役 石井 浩一	
株式会社ハンズ	東京都新宿区新宿6 丁目27番30号	代表取締役 桜井 悟	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋 浜町1丁目2番1号	代表取締役 三宅 英木	
楽天モバイル株式 会社	東京都世田谷区玉川 1丁目14番1号	代表取締役 三木谷 浩史	
ブルーブルーエジ ャパン株式会社	東京都新宿区下落合 2丁目17番7号	代表取締役 神山 邦雄	
株式会社チュチュ アンナ	大阪市阿倍野区天王 寺町北2丁目3番1 号	代表取締役 上田 崇敦	
株式会社BANK ANわものや	埼玉県上尾市宮本町 4番2号	代表取締役 形部 幸裕	
maテレコム株式会 社	東京都江東区豊洲3 丁目2番24号	代表取締役 柴崎 秀紀	
株式会社L'Ap partment Kobe	神戸市東灘区御影塚 町2丁目3番12- 102号	代表取締役 濱本 亮平	
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717番地1	代表取締役 柚木 治	
株式会社良品計画	東京都文京区後楽2 丁目5番1号	代表取締役 清水 智	
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6番56号	代表取締役 森 裕隆	
株式会社ティーガ イア	東京都渋谷区恵比寿 4丁目1番18号	代表取締役 石田 将人	
株式会社エイトカ ンパニー	神戸市東灘区向洋町 中6丁目9番地	代表取締役 野口 良治	
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町 712番地2	代表取締役 金子 真也	

株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目6番1号	代表取締役 加藤 通浩	
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 味志 謙司	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 英介	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史	
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	代表取締役 筒井 和宏	令和7年7月31日 退店のため
株式会社METRO PLUS	長崎市出島町5番2号	代表取締役 川崎 孝	令和8年1月31日 退店のため

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古	
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目6番26号7階	代表取締役 井上 英明	
株式会社ヘルスライフ	京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地	代表取締役 小森 敏史	
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫	
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二	
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩	
株式会社プロフーズ	岡山市中区平井1162番地1	代表取締役 平田 知之	
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 児島 宏文	令和7年3月1日 代表者変更のため

株式会社ココカラ ファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3丁目17番6号	代表取締役 岡澤 隆弘	令和7年4月1日 代表者変更のため
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町 2丁目26番地4	代表取締役 田中 亮	
株式会社ブギーイ ンターナショナル	大阪府中央区安土町 3丁目3番9号	代表取締役 中山 善夫	
株式会社エヌディ シージャパン	香川県高松市番町1 丁目6番6号	代表取締役 石井 浩一	
株式会社ハンズ	東京都新宿区新宿6 丁目27番30号	代表取締役 桜井 悟	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋 浜町1丁目2番1号	代表取締役 三宅 英木	
楽天モバイル株式 会社	東京都世田谷区玉川 1丁目14番1号	代表取締役 三木谷 浩史	
ブルーブルーエジ ャパン株式会社	東京都新宿区下落合 2丁目17番7号	代表取締役 神山 邦雄	
株式会社チュチュ アンナ	大阪市阿倍野区天王 寺町北2丁目3番1 号	代表取締役 上田 崇敦	
株式会社BANK ANわものや	埼玉県上尾市宮本町 4番2号	代表取締役 形部 幸裕	
maテレコム株式会 社	東京都江東区豊洲3 丁目2番24号	代表取締役 中村 孝裕	令和7年4月1日 代表者変更のため
株式会社L'Ap partment Kobe	神戸市東灘区御影塚 町2丁目3番12- 102号	代表取締役 濱本 亮平	
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717番地1	代表取締役 黒瀬 友和	令和7年4月1日 代表者変更のため
株式会社良品計画	東京都文京区後楽2 丁目5番1号	代表取締役 清水 智	
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6番56号	代表取締役 青木 彰宏	令和7年6月26日 代表者変更のため
株式会社ティーガ イア	東京都渋谷区恵比寿 4丁目1番18号	代表取締役 石田 将人	
株式会社エイトカ ンパニー	神戸市東灘区向洋町 中6丁目9番地	代表取締役 野口 良治	
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町 712番地2	代表取締役 金子 真也	

西川株式会社	東京都中央区日本橋 富沢町8番8号	代表取締役 西川 康行	令和7年10月8日 入店のため
株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目 6番1号	代表取締役 加藤 通浩	
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町 3丁目3番21号	代表取締役 味志 謙司	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目 11番5号	代表取締役 野口 実	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町 走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 英介	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚2丁目 38番地	代表取締役 河合 映治	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史	
株式会社トーシン	北海道帯広市西六条南 40丁目3番3号	代表取締役 宮本 達也	令和7年8月1日 入店のため
株式会社ブックファースト	大阪府北区芝田2丁目 1番18号	代表取締役 佐藤 大輔	令和8年2月1日 入店のため

3 届出年月日

令和8年2月2日

4 縦覧期間

令和8年3月31日から令和8年7月31日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サザンモール六甲B612、サザンモール六甲PLUS+  
神戸市灘区新在家南町1丁目1番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
小泉製麻株式会社	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	代表取締役 小泉 康史	
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 村田 謙	
トレック・ジャパン株式会社	兵庫県西宮市大井手町7番28号	代表取締役 フィリップ・トマス・マッグレイド	令和6年12月30日 退店のため
株式会社カラーズ	神戸市灘区桜口町4丁目1番1号ウェルブ六甲道4番街1番館	代表取締役 佐藤 種夫	
アクサス株式会社	徳島市山城西4丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司	
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫	令和7年6月29日 退店のため
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番40号	代表取締役 水野 敦之	

株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	代表取締役 大村 浩一	
株式会社G-7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台 2 丁目 1 番地の 3	代表取締役 岸本 安正	令和 7 年 6 月 15 日 退店のため
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号	代表取締役 野町 雅俊	
有限会社パール	神戸市北区藤原台南町 4 丁目 21 番 3 号	代表取締役 尾山 亮	令和 7 年 6 月 29 日 退店のため
株式会社デジウェーブ	兵庫県西宮市霞町 5 番 43 号 100	代表取締役 冬木 優也	令和 7 年 5 月 31 日 退店のため
株式会社ビジョンメガネ	大阪市西区南堀江 3 丁目 14 番 12 号	代表取締役 安東 晃一	
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町 2 丁目 1 番地	代表取締役 中村 友秀	
株式会社つゆき	徳島市籠屋町 2 丁目 20 番地	代表取締役 露木 寛之	令和 7 年 6 月 1 日 退店のため
外 1 名			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
小泉製麻株式会社	神戸市灘区新在家南町 1 丁目 2 番 1 号	代表取締役 小泉 康史	
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿 2 丁目 19 番 1 号	代表取締役 村田 謙	
株式会社カラーズ	東京都渋谷区恵比寿西 2 丁目 19 番 9 号	代表取締役 鳥居 貴佳	令和 5 年 4 月 6 日 住所変更のため 令和 4 年 10 月 1 日 代表者変更のため
アクサス株式会社	徳島市山城西 4 丁目 2 番地	代表取締役 久岡 卓司	
オーケー株式会社	横浜市西区みなとみらい 6 丁目 3 番 6 号	代表取締役 二宮 涼太郎	令和 7 年 12 月 11 日 新規出店のため
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町 1 丁目 8 番地 4	代表取締役 杉浦 克典	令和 7 年 12 月 11 日 新規出店のため
株式会社ビジョンメガネ	大阪市西区南堀江 3 丁目 14 番 12 号	代表取締役 安東 晃一	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治	令和 7 年 11 月 28 日 新規出店のため

株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪 4丁目 30 番 16 号	代表取締役 野町 雅俊	
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町 2 丁目 1 番地	代表取締役 中村 友秀	
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内 2 丁目 9 番 40 号	代表取締役 水野 敦之	
株式会社セカンドストリート	名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	代表取締役 一戸 綱樹	令和 7 年 11 月 28 日 新規出店のため
株式会社ゲオ	名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	代表取締役 村上 幸正	令和 7 年 11 月 28 日 新規出店のため
株式会社ゲオストア	名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	代表取締役 濱野 敏郎	令和 7 年 11 月 28 日 新規出店のため
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町 庄 266 番地の 1	代表取締役 大村 浩一	
外 1 名			

3 届出年月日

令和 8 年 1 月 20 日

4 縦覧期間

令和 8 年 3 月 31 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
舞多聞東3丁目地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市垂水区舞多聞東3丁目2番1号 他
- 3 縦覧期間  
令和8年3月31日から同年4月27日まで
- 4 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話 (078) 595-6555

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の廃止を承認したものは次のとおりです。

令和8年3月31日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-11号	令和8年3月5日	兵庫区小松通2丁目4番2、4番3、4番4、4番5、4番6、4番7、4番8、4番9	24.42	4.0
第R7-12号	令和8年3月11日	神戸市兵庫区下三条町47番	98.09	4.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市水道告示第27号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
71062	株式会社 中の島商会	尼崎市上坂部2丁目 6番10号	熱田 敏広	令和8年3月30日

神戸市水道告示第28号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年3月31日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42542	松栄工業株式会社	大阪府守口市春日町4番11号	松森 洋明	令和8年3月31日
42543	株式会社 施工管理センター 神戸支店	神戸市中央区吾妻通1丁目2-19	石黒 炭規	令和8年3月31日
42544	株式会社 コレクト	神戸市長田区房王寺町4丁目7番21号	宮 正太郎	令和8年3月31日
42545	丸一工建	加古川市西神吉町大国656番地の11	丸山 一十三	令和8年3月31日
42546	ナカノシマエン エンジニアリング 株式会社	尼崎市上坂部2丁目6番10号	山田 雄太	令和8年3月31日
42547	合同会社 アクリア	神戸市長田区野田町7丁目1-20 野田マンション1F	小林 一真	令和8年3月31日

神戸市水道局物品会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第10号

神戸市水道局物品会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局物品会計規程（平成29年3月水道管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（出納の通知）</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、神戸市</u> <u>消耗品調達システム（第2条第2号</u> <u>の消耗品の調達に係る事務処理を行</u> <u>うための情報処理システムであっ</u> <u>て、市長が管理するものをいう。以下</u> <u>同じ。）により発注を行った物品の出</u> <u>納にあっては、物品管理者の神戸市</u> <u>消耗品調達システムでの発注の承認</u> <u>をもって伝票等に代えるものとし</u> <u>る。この場合において、当該出納につ</u></p>	<p style="text-align: center;">（出納の通知）</p> <p>第6条 [略]</p>

いては、伝票等により行われたもの  
とみなして、次条の規定を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、水道  
局財務会計システム(局の予算及び  
会計事務について事務処理を行うた  
めの情報システムであって、管理者  
が管理するものをいう。以下「財務会  
計システム」という。)において決裁  
を行った物品の出納にあつては、物  
品管理者の財務会計システムでの決  
裁をもって伝票等に代えるものとす  
る。この場合において、当該出納につ  
いては、伝票等により行われたもの  
とみなして、次条、第16条及び第17条  
の規定を適用する。

(物品管理簿の記載)

第8条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、財務会  
計システムにおいて決裁を行った場  
合は、財務会計システムにおける物  
品管理者の決裁をもって伝票等によ  
り決裁を行ったものとみなす。

3 第1項の交付の場合には、物品の  
保管者を明らかにしておかなければ  
ならない。

(一括購入物品の引渡)

第14条 一の課又は事業所において一  
括購入し、直ちに他の課又は事業所

(物品管理簿の記載)

第8条 [略]

2 前項の交付の場合には、物品の保  
管者を明らかにしておかなければな  
らない。

(一括購入物品の引渡)

第14条 一の課又は事業所において一  
括購入し、直ちに他の課又は事業所

へ配分する物品については、物品引渡通知書又は備品異動伺書により引渡をすることができる。

(保管転換)

第16条 物品管理者は、前条の規定により不用の決定をした物品については、次により保管転換をすることができる。

(1) 備品 備品異動伺書

(2) [略]

2 [略]

別表第1 (第3条、第4条関係)

物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者
[略]	[略]	[略]
第1類の事業所	[略]	所長、副所長又は課長
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第6条関係)

物品の種類	伝票等の種類
1 調達物品	[略] 支出負担行為伺書等

へ配分する物品については、物品引渡通知書又は備品異動通知書により引渡をすることができる。

(保管転換)

第16条 物品管理者は、前条の規定により不用の決定をした物品については、次により保管転換をすることができる。

(1) 備品 備品異動通知書

(2) [略]

2 [略]

別表第1 (第3条、第4条関係)

物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者
[略]	[略]	[略]
第1類の事業所	[略]	所長又は課長
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第6条関係)

物品の種類	伝票等の種類
1 調達物品	[略] 要求決議書等 契約決議書

			等
2 寄附、贈与又は交換により受納した物品	[略] 備品異動伺	2 寄附、贈与又は交換により受納した物品	[略] 備品異動通
3 借用又は寄託を受けた物品	書	3 借用又は寄託を受けた物品	知書
4 生産品、廃材その他の受入れを必要とする物品		4 生産品、廃材その他の受入れを必要とする物品	
5 保管転換の物品	[略] 備品異動伺	5 保管転換の物品	[略] 備品異動通
	書		知書
6 廃棄又は売却をする物品	物品の不用 の決定及び 処分に係る 決議書	6 廃棄又は売却をする物品	不用品決定、 処分決議書 兼不用品売 却契約要求 決議書
	[略] 備品異動伺		[略] 備品異動通
	書		知書
7 寄附、贈与又は交換により払い出す物品	[略] 備品異動伺	7 寄附、贈与又は交換により払い出す物品	[略] 備品異動通
8 貸付又は寄託をする物品	書	8 貸付又は寄託をする物品	知書
9 亡失又は損傷により使用できない物品、自然損耗その他の理由により払い出す物品		9 亡失又は損傷により使用できない物品、自然損耗その他の理由により払い出す物品	
		10 共通物品	神戸市共通

			物品調達システムにより作成する 共通物品要求書(控)兼 受入通知書
10	一の課又は事業所 において一括購入し、 直ちに他の課又は事業 所へ配分する物品	[略] 備品異動伺 書	11
			[略] 備品異動通 知書

附 則

この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。

水道事業手許現金取扱規程及び工業用水道事業小口現金取扱規程を廃止する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第11号

水道事業手許現金取扱規程及び工業用水道事業小口現金取扱規程を廃止する規程

次に掲げる管理規程は、廃止する。

- (1) 水道事業手許現金取扱規程（昭和35年4月水道管理規程第1号）
- (2) 工業用水道事業小口現金取扱規程（昭和38年4月水道管理規程第2号）

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。  
（神戸市水道局会計規程の一部改正）
- 2 神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（担当事務）	（担当事務）
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]

3 分任貯蔵品出納員は、副所長、第1類事業所の課長及び第2類事業所長（水質試験所の所長を除く）をもつてあてて。

4～8 [略]

9 審査出納員は、第1類事業所の所長、副所長、課長及び第2類事業所の所長をもつてあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年7月神戸市条例第45号）第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

（金銭出納員への委任）

第6条 管理者は、次の各号に掲げる事務を、金銭出納員に委任する。

(1)～(5) [略]

（会計伝票等の作成）

第15条 第1類事業所の所長、副所長、課長（経営企画課専門役を含む、以下同じ。）又は第2類事業所の所長は、取引発生の都度、証拠となるべき書類（以下「証拠書類」という。）に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課専門役に送付しなければならない。

3 分任貯蔵品出納員は、第1類事業所の課長及び第2類事業所長（水質試験所の所長を除く）をもつてあてて。

4～8 [略]

9 審査出納員は、第1類事業所の所長、課長及び第2類事業所の所長をもつてあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年7月神戸市条例第45号）第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

（金銭出納員への委任）

第6条 管理者は、次の各号に掲げる事務を、金銭出納員に委任する。

(1)～(5) [略]

(6) 小口現金を保管転換すること。

（会計伝票等の作成）

第15条 第1類事業所の所長、課長（経営企画課専門役を含む、以下同じ。）又は第2類事業所の所長は、取引発生の都度、証拠となるべき書類（以下「証拠書類」という。）に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課専門役に送付しなければならない。

2～4 [略]

(会計伝票等の取消し等)

第16条 過誤その他の理由により、会計伝票等の取消し又は訂正をするときは、第1類事業所の所長、副所長、課長又は第2類事業所の所長は、直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成しなければならない。

(会計伝票等の審査)

第21条 経営企画課専門役は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1類事業所の所長、副所長、課長又は第2類事業所の所長に会計伝票等を返さなければならない。

(1)～(5) [略]

(収入又は支出の過誤処理)

第26条 収入又は支出に過誤を生じたときは、第1類事業所の所長、副所長、課長又は第2類事業所の所長は、速やかに過誤の訂正をしなければならない。

(管理者が保管する現金)

第28条 管理者は、次の各号に掲げる現金を自ら保管することができる。

(1) 出納取扱金融機関等に預け入れるまでの現金

2～4 [略]

(会計伝票等の取消し等)

第16条 過誤その他の理由により、会計伝票等の取消し又は訂正をするときは、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長は、直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成しなければならない。

(会計伝票等の審査)

第21条 経営企画課専門役は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長に会計伝票等を返さなければならない。

(1)～(5) [略]

(収入又は支出の過誤処理)

第26条 収入又は支出に過誤を生じたときは、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長は、速やかに過誤の訂正をしなければならない。

(管理者が保管する現金)

第28条 管理者は、次の各号に掲げる現金を自ら保管することができる。

(1) 出納取扱金融機関等に預け入れるまでの現金

(2) 公安に関する緊急のとき又は金融機関の営業時間外に支払を必要とするときに使用するための現金（以下「支払準備用現金」という。）

2 支払準備用現金の保管限度額は200,000円とする。

第29条 削除

(収入の調定)

第38条 収入の調定は、第1類事業所の所長、副所長、課長又は第2類事業所の所長が行う。

2 [略]

(納入通知書の発行)

第40条 第1類事業所の所長、副所長、課長又は第2類事業所の所長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入通知書を発行しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(2) 支払準備その他の用に供するための現金

(手許現金)

第29条 前条第2号の現金を手許現金とし、次の2種に区分する。

(1) 小口現金

(2) 支払準備用現金

2 手許現金の取扱いについては、別に定める。

(収入の調定)

第38条 収入の調定は、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長が行う。

2 [略]

(納入通知書の発行)

第40条 第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入通知書を発行しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(指定納付受託者による納付による  
収納)

第46条の2 [略]

2 [略]

3 第1類事業所の所長、副所長、課長  
又は第2類事業所の所長は、指定納  
付受託者を指定しようとするとき  
は、金銭出納員に協議しなければな  
らない。

4 [略]

(指定公金事務取扱者への委託によ  
る収納)

第46条の3 [略]

2 第1類事業所の所長、副所長、課長  
又は第2類事業所の所長は、指定公  
金事務取扱者に収納事務を委託しよ  
うとするときは、金銭出納員に協議  
しなければならない。

3、4 [略]

(支出の要求)

第49条 支出の要求は、第1類事業所  
の所長、副所長、課長又は第2類事業  
所の所長が行う。

2 [略]

3 第1類事業所の所長、副所長、課長  
又は第2類事業所の所長は、支払伝  
票を作成し、証拠書類を添付して経

(指定納付受託者による納付による  
収納)

第46条の2 [略]

2 [略]

3 第1類事業所の所長、課長又は第  
2類事業所の所長は、指定納付受託  
者を指定しようとするときは、金銭  
出納員に協議しなければならない。

4 [略]

(指定公金事務取扱者への委託によ  
る収納)

第46条の3 [略]

2 第1類事業所の所長、課長又は第  
2類事業所の所長は、指定公金事務  
取扱者に収納事務を委託しようとし  
るときは、金銭出納員に協議しなけ  
ればならない。

3、4 [略]

(支出の要求)

第49条 支出の要求は、第1類事業所  
の所長、課長又は第2類事業所の所  
長が行う。

2 [略]

3 第1類事業所の所長、課長又は第  
2類事業所の所長は、支払伝票を作  
成し、証拠書類を添付して経営企画

営企画課専門役に送付しなければならない。

(資金前渡)

第52条 [略]

2 前項の前渡金管理者は、所管課長（神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）第2条第4号に規定する所管課長をいう。以下同じ。）をもつてあてる。

3 [略]

4 公安に関する緊急のとき又は金融機関の営業時間外に支払を必要とするときは、金銭出納員は、支払準備用現金を前渡金管理者に前渡することができる。

5～7 [略]

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、第1類事業所の所長、副所長、課長又は第2類事業所の所長は口座振替依頼書を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しなければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。

課専門役に送付しなければならない。

(資金前渡)

第52条 [略]

2 前項の前渡金管理者は、所管課長（神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）第3条第4号に規定する所管課長をいう。以下同じ。）をもつてあてる。

3 [略]

4～6 [略]

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長は口座振替依頼書を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しなければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。

3、4 [略]

3、4 [略]

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第18号

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年交規程第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(乗車券の種別及び料金等)</p> <p>第3条 乗車券の種別及び通用期間並びに料金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 削除</u></p>	<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(乗車券の種別及び料金等)</p> <p>第3条 乗車券の種別及び通用期間並びに料金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 1日乗車券</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">料金</td> <td style="text-align: right;">830</td> </tr> </table>	料金	830
料金	830		

(5)、(6) [略]

2 [略]

第3条の2～第7条の2 [略]

(乗車券の効力)

第8条 [略]

2、3 [略]

4、5 [略]

6 乗車券（定期券を除く。）は、券面表示区間内の途中の駅で下車して出場したときは、前途無効とする。ただし、次項に定める場合（1券片をもって1人が1回に限る。）を除く。

7～9 [略]

第9条～第11条 [略]

(乗車券の発売場所)

通用区間	全線
通用期間	使用開始日当日

(5)、(6) [略]

2 [略]

第3条の2～第7条の2 [略]

(乗車券の効力)

第8条 [略]

2、3 [略]

4 1日乗車券は、使用開始日当日に限り、1券片をもって1人が、全線を乗車する場合に使用することができるものとし、その使用回数は制限しない。

5、6 [略]

7 乗車券（定期券及び1日乗車券を除く。）は、券面表示区間内の途中の駅で下車して出場したときは、前途無効とする。ただし、次項に定める場合（1券片をもって1人が1回に限る。）を除く。

8～10 [略]

第9条～第11条 [略]

(乗車券の発売場所)

第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。

乗車券の種類	発売場所
[略]	[略]
[略]	[略]
定期券	[略]
[略]	[略]
貸切乗車券	営業課

2 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号の場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券を発売することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 削除

(5)、(6) [略]

第12条の2 [略]

(乗車券の発売日)

第13条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

第13条の2 [略]

(乗車券の様式)

第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。

乗車券の種類	発売場所
[略]	[略]
[略]	[略]
定期券	[略]
1日乗車券	各駅、定期券発売所、駅売店等
[略]	[略]
貸切乗車券	営業推進課

2 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号の場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券を発売することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1日乗車券を発売する場合

(5)、(6) [略]

第12条の2 [略]

(乗車券の発売日)

第13条 [略]

2～4 [略]

5 1日乗車券は、随時発売する。

6 [略]

第13条の2 [略]

(乗車券の様式)

第14条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 削除

(15)、(16) [略]

第15条、第16条 [略]

(料金の払戻し)

第17条 改札前に定期券、回数券及び貸切乗車券以外の乗車券が不要となったときは、当該乗車券が通用期間内であるときに限り、これを駅（団体乗車券についてはその団体乗車券の発売駅）に提出して既納の料金から第23条に規定する手数料を差し引いた額の払戻しを受けることができる。

2～5 [略]

6 通用開始前の貸切乗車券が不要となったときは、これを営業課に提出し、既納の料金から第23条に規定する手数料を差し引いた額の払戻しを受けることができる。

第14条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 1日乗車券 様式第13号

(15)、(16) [略]

第15条、第16条 [略]

(料金の払戻し)

第17条 改札前に定期券、回数券、1日乗車券及び貸切乗車券以外の乗車券が不要となったときは、当該乗車券が通用期間内であるときに限り、これを駅（団体乗車券についてはその団体乗車券の発売駅）に提出して既納の料金から第23条に規定する手数料を差し引いた額の払戻しを受けることができる。

2～5 [略]

6 使用開始前の1日乗車券が不要となったときは、これを発売駅又は発売定期券発売所に提出して、既納の料金から第23条に規定する手数料を差し引いた額の払戻しを受けることができる。

7 通用開始前の貸切乗車券が不要となったときは、これを営業推進課に提出し、既納の料金から第23条に規定する手数料を差し引いた額の払戻しを受けることができる。

第17条の2～第22条 [略]

(手数料)

第23条 条例第9条の規定による乗車券の書換え（再発行を含む。以下同じ。）又は既納の料金の払戻しをする場合の手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

区分		手数料の額
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
料金の払戻し	[略]	[略]
	[略]	[略]
	定期券	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

第24条～第29条 [略]

第17条の2～第22条 [略]

(手数料)

第23条 条例第9条の規定による乗車券の書換え（再発行を含む。以下同じ。）又は既納の料金の払戻しをする場合の手数料の額は、次に掲げるとおりとする

区分		手数料の額
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
料金の払戻し	[略]	[略]
	[略]	[略]
	定期券	[略]
	1日乗車券	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

第24条～第29条 [略]



び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 [略]</p> <p>(乗車券の種類及び連絡の形態)</p> <p>第2条 乗車券の種類及び連絡の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>第2条の2～第4条 [略]</p> <p><u>第5条 削除</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p>(乗車券の種類及び連絡の形態)</p> <p>第2条 乗車券の種類及び連絡の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 1日乗車券</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(ア) 乗合自動車・高速鉄道連絡1日乗車券</u></p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>第2条の2～第4条 [略]</p> <p><u>(1日乗車券)</u></p> <p><u>第5条 市バス・地下鉄共通1日乗車券(以下「共通1日乗車券」という。)</u>は、本市乗合自動車全線及び本市高速鉄道全線において利用することができる。</p> <p><u>(1) 共通1日乗車券の料金は、1,040円とする。</u></p> <p><u>(2) 共通1日乗車券の有効期間は、</u></p>

当該乗車券の使用開始日当日限りとする。

2 校外学習・修学旅行用1日乗車券

(以下「校外学習等1日乗車券」という。)は、本市乗合自動車全線及び本市高速鉄道全線において利用することができる。

(1) 校外学習等1日乗車券の料金は、以下のとおりとする。

ア 高校生 830円

イ 中学生 620円

ウ 小学生 310円

(2) 校外学習等1日乗車券の有効期間は、当該乗車券の使用開始日当日限りとする。

(3) 校外学習等1日乗車券の利用対象者は、校外学習や修学旅行等で神戸を訪れる者で次に掲げる者とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在籍する者

イ 法第124条の規定により設立された学校であって、法第125条第2項に規定する教育課程に在籍

第5条の2 [略]

(発売場所)

第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の区分に応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。

乗車券の種類		発売場所
[略]		[略]
[略]		[略]
定期券	[略]	[略]
[略]		[略]
[略]		[略]

する者

ウ 法第134条第1項の規定によって設立された学校であって、管理者が認めた学校等に在籍する者

(4) 校外学習等1日乗車券の発売方法その他必要な事項は、管理者が別に定める。

第5条の2 [略]

(発売場所)

第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の区分に応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。

乗車券の種類		発売場所
[略]		[略]
[略]		[略]
定期券	[略]	[略]
1日乗車券	共通1日乗車券	各駅、定期券発売所、駅売店等
	校外学習等1日乗車券	営業推進課
[略]		[略]
[略]		[略]

<p>第7条、第7条の2 [略] (払戻し及び払戻手数料)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乗車券の払戻しに必要な手数料の額は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">乗車券の種類</th> <th style="width: 70%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期券</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条～第11条 [略]</p>	乗車券の種類	手数料	[略]	[略]	[略]	[略]	定期券	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第7条、第7条の2 [略] (払戻し及び払戻手数料)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乗車券の払戻しに必要な手数料の額は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">乗車券の種類</th> <th style="width: 70%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期券</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1日乗車券</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条～第11条 [略]</p>	乗車券の種類	手数料	[略]	[略]	[略]	[略]	定期券	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1日乗車券	210円	[略]	[略]	[略]	[略]
乗車券の種類	手数料																																
[略]	[略]																																
[略]	[略]																																
定期券	[略]																																
[略]	[略]																																
[略]	[略]																																
[略]	[略]																																
乗車券の種類	手数料																																
[略]	[略]																																
[略]	[略]																																
定期券	[略]																																
[略]	[略]																																
[略]	[略]																																
1日乗車券	210円																																
[略]	[略]																																
[略]	[略]																																

(神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程(平成18年交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第16条の2 [略]</p> <p>(ポストペイ料金)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により後払いする料金 (以下「ポストペイ料金」という。) は、料金計算期間内の利用額に応じた割引(以下「利用額割引」という。)を適用するものとし、料金計算期間内における乗合自動車、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)それぞれの料金の総額に対し、乗合自動車にあつては別表第2に、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)にあつては別表第3に、高速鉄道(北神線)にあつては別表第3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて1銭未満の端数を切捨てて得た額を合計して1円未満の端数を切捨てて得た額とする。なお、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)を乗り継いだ場合の利用額の按分は、北神線を大人170円、小児80円とし、残余の額を西神・山手線及び海岸線の利用額とする。</p>	<p>第1条～第16条の2 [略]</p> <p>(ポストペイ料金)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により後払いする料金 (以下「ポストペイ料金」という。) は、料金計算期間内の利用額に応じた割引(以下「利用額割引」という。)を適用するものとし、料金計算期間内における乗合自動車(<u>神姫バス株式会社の運行する路線のうち山手線を含む。</u>)、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)それぞれの料金の総額に対し、乗合自動車にあつては別表第2に、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)にあつては別表第3に、高速鉄道(北神線)にあつては別表第3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて1銭未満の端数を切捨てて得た額を合計して1円未満の端数を切捨てて得た額とする。なお、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)を乗り継いだ場合の利用額の按分は、北神線を大人170円、小</p>

4、5 [略]

第18条～第39条 [略]

別表第1（第7条関係） IC証票乗車券の名称、発行者及び様式例

名称	発行者	料金区分	ポスト・SF機能の有無	記名の有無	様式例
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	
[略]		[略]		[略]	

見80円とし、残余の額を西神・山手線及び海岸線の利用額とする。


4、5 [略]





第18条～第39条 [略]

別表第1（第7条関係） IC証票乗車券の名称、発行者及び様式例

名称	発行者	料金区分	ポスト・SF機能の有無	記名の有無	様式例
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	
[略]		[略]		[略]	

		略 ]	略 ]				略 ]	略 ]	
[略]		[略 ]	[略 ]				[略 ]	[略 ]	
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]
[略]		[略 ]	[略 ]	[略]			[略 ]	[略 ]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市福祉乗車証	[略]	[略]	[略]	[略]	本人用		[略]	[略]	本人用
					本人用 (介)				本人用 (介)

				護者付)  略 介護者用 				護者付)  略 介護者用 
別表第1の2～別表第4	[略]	別表第1の2～別表第4	[略]	別表第5（第26条関係）	発売しない	別表第5（第26条関係）	発売しない	
IC証票定期券				IC証票定期券				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
乗合自動車乗車料規程第18条の2及び 高速鉄道乗車料規程第6条に定める定期券の一括発売（同時に発売するICOCAを媒体とするものを除く）				乗合自動車乗車料規程第18条の2及び 高速鉄道乗車料規程第6条に定める定期券の一括発売（同時に発売するICOCAを媒体とするものを除く）				
[略]				連絡運輸規程第2条第3号に定める定期券のうち右に掲げるもの		(ア) 乗合自動車・他鉄道連絡定期券		
[略]				[略]				
別表第6	[略]	別表第6	[略]					

(身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程の一部改正)

第4条 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程（昭和42年交規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号  
福祉乗車証



様式第2号を次のように改める。

様式第2号  
福祉乗車証<介護付乗車証>



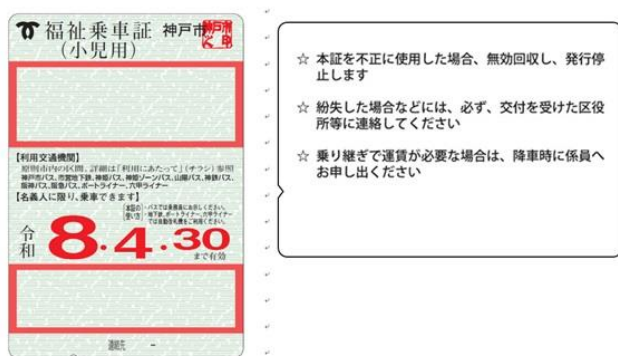
様式第3号を次のように改める。

様式第3号  
介護者用通行証



様式第4号を次のように改める。

様式第4号  
小児福祉乗車証



様式第5号を次のように改める。

様式第5号。

小児福祉乗車証<介護付き乗車証>



- ☆ 本証を不正に使用した場合、無効回収し、発行停止します
- ☆ 紛失した場合などには、必ず、交付を受けた区役所等に連絡してください
- ☆ 乗り継ぎで運賃が必要な場合は、降車時に係員へお申し出ください

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

小児介護者用通行証



- ☆ 本証を不正に使用した場合、無効回収し、発行停止します
- ☆ 紛失した場合などには、必ず、交付を受けた区役所等に連絡してください
- ☆ 乗り継ぎで運賃が必要な場合は、降車時に係員へお申し出ください

様式第7号を次のように改める。

様式第7号。

敬老優待乗車証。



様式第8号を次のように改める。

様式第8号 神戸市福祉乗車証特別証

The image shows three versions of the '神戸市福祉乗車証特別証' (Kobe City Welfare Ride Pass Special Certificate) form. Each form is divided into two main columns. The left column contains the title '神戸市福祉乗車証 特別証', the KOBE logo, a '訂正無効' (Invalid if corrected) warning, and fields for the holder's name, start date (0000年-0月00日から), and expiration date (0000年00月-0日まで). Below these are fields for 'No.' and '年度' (2025年度). The right column contains detailed usage instructions, a '神戸市地下鉄' (Kobe City Subway) logo, and a table for '新交通取引履歴印簿' (New Transit Transaction History Stamp Book) with a 3x3 grid of stamp areas.

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 神戸市敬老優待乗車制度特別証

The image shows the revised '神戸市敬老優待乗車制度特別証' (Kobe City Senior Welfare Ride Pass Special Certificate) form. It has a purple header and includes a '寿' (Longevity) symbol. The left column contains the title, a '訂正無効' (Invalid if corrected) warning, and fields for the holder's name, start date (年 月 日から), and expiration date (年 月 日まで). Below these are fields for 'No.' and '購入' (Purchase). The right column contains detailed usage instructions, a '神戸市地下鉄' (Kobe City Subway) logo, and a table for '新交通購入履歴印簿' (New Transit Purchase History Stamp Book) with a 3x3 grid of stamp areas.



様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第18条関係）  
通学定期券購入申込書  
（表面）

（裏面）

※定期券ご購入の際に必ずお読みください※

～本人情報記入欄～ ●定期券ご購入の際に必ずお読みください●

(1)記載された本人情報は、定期券の発行業務に使用されるほか、定期券の発行、適正な利用等の観点から、必要範囲より関係機関より連携し、提供を受ける必要がある場合があります。

(2)個人情報の取り扱い等については、発行・利用規約の取扱いに準じます。個人データの提供を承諾する旨に同意することとなります。

(3)ICカードの発行に際しては、個人情報を活用し、ICカードの発行業務に必要となる範囲で本人識別に必要な連携を受けることとなります。

～定期券の発行～

(1)定期券の発行開始日は4日前から開始いたします。（定期券発行は開始）

(2)定期券の発行開始日は1学期：3月26日～、2学期：6月18日～、3学期：12月23日～

～定期券の購入～

(1)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(2)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(3)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(4)ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

～定期券の発行～

(1)定期券の発行開始日は4日前から開始いたします。（定期券発行は開始）

(2)定期券の発行開始日は1学期：3月26日～、2学期：6月18日～、3学期：12月23日～

～定期券の購入～

(1)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(2)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(3)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(4)ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

～定期券の発行～

(1)定期券の発行開始日は4日前から開始いたします。（定期券発行は開始）

(2)定期券の発行開始日は1学期：3月26日～、2学期：6月18日～、3学期：12月23日～

～定期券の購入～

(1)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(2)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(3)定期券の購入は、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

(4)ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。ただし、ICカードが発行された後、ICカードの発行に際しては、ICカードの発行と同時に行われます。

（神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部改正）

第6条 神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程（昭和52年交規程第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条、第2条 [略]  (振替輸送の実施)	第1条～第11条 [略]  (振替輸送の実施)
第3条 運転指令区長は、災害その他	第3条 運転指令区長は、災害その他

運転事故等により、高速鉄道の列車が長時間運行不能となり、又は運転不能となると認められた場合には、この旨を地下鉄経営課長に報告するものとする。

2 地下鉄経営課長は、前項の報告を受けた場合において、振替輸送の必要を認めるときは、その指示により振替輸送を実施するものとする。

(振替輸送の報告)

第4条 地下鉄経営課長は、前条により振替輸送を実施するときは、直ちに交通事業管理者に報告する。

(振替輸送の指示)

第5条 地下鉄経営課長は、第3条により報告を受け振替輸送を本市乗合自動車により行う必要を認めるときは、速やかに市バス経営課長に振替輸送の指示を与えるものとする。

2 地下鉄経営課長は、第3条により報告を受け振替輸送を他鉄道等により行う必要を認めるときは、速やかに委託する輸送機関の担当部署に振替輸送の依頼を行うものとする。

第6条、第7条 [略]

(振替乗車の実施)

第8条 駅務助役は、振替輸送を実施する場合において乗客から振替乗車

運転事故等により、高速鉄道の列車が長時間運行不能となり、又は運転不能となると認められた場合には、この旨を運輸長に報告するものとする。

2 運輸長は、前項の報告を受けた場合において、振替輸送の必要を認めるときは、その指示により振替輸送を実施するものとする。

(振替輸送の報告)

第4条 運輸長は、前条により振替輸送を実施するときは、直ちに交通事業管理者に報告する。

(振替輸送の指示)

第5条 運輸長は、第3条により報告を受け振替輸送を本市乗合自動車により行う必要を認めるときは、速やかに市バス運輸サービス課長に振替輸送の指示を与えるものとする。

2 運輸長は、第3条により報告を受け振替輸送を他鉄道等により行う必要を認めるときは、速やかに委託する輸送機関の担当部署に振替輸送の依頼を行うものとする。

第6条、第7条 [略]

(振替乗車票の交付)

第8条 駅務助役は、振替輸送を実施する場合において乗客から振替乗車

の請求があるときは、その所持する乗車券の提示を求め、これを確認のうえ、次の各号に定める取扱いをするものとする。

(1) 乗客が所持する乗車券の降車駅が運行中断区間内の駅の場合は、乗車券の提示を求める。ただし、バスを含む一部の振替輸送を行う場合は、振替乗車票(様式1)を交付する。

(2) 乗客が所持する乗車券の途中区間が運行を中断し、振替輸送を行う場合は、その振替輸送区間の振替乗車を実施する。この場合において、前途の運行区間については所持する乗車券で乗車の取扱いをする。ただし、この号の取扱いは、第8条の2に規定する乗車券に限る。

2 振替乗車票を交付する場合は、一人1枚を原則とする。ただし、振替輸送区間が乗合自動車路線を2系統以上にまたがって利用することとなる乗客に対しては、その利用することとなる系統数に相当する枚数とする。

3～5 [略]

(振替輸送を実施する乗車券の種類)

の請求があるときは、その所持する乗車券の提示を求め、これを確認のうえ、次の各号に定める取扱いをするものとする。

(1) 乗客が所持する乗車券の降車駅が運行中断区間内の駅の場合は、乗車券を回収し、これと引換えに振替乗車票(様式1)を交付する。ただし、定期券にあつては、これを回収せずに、振替乗車票を交付する。

(2) 乗客が所持する乗車券の途中区間が運行を中断し、振替輸送を行う場合は、その振替輸送区間の振替乗車票を交付する。この場合において、前途の運行区間は所持する乗車券で乗車の取扱いをする。

2 振替乗車票の交付は、一人1枚を原則とする。ただし、振替輸送区間が乗合自動車路線を2系統以上にまたがって利用することとなる乗客に対しては、その利用することとなる系統数に相当する枚数とする。

3～5 [略]

(振替輸送を実施する乗車券の種類)

第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。

(1)～(4) [略]

(5) エコファミリー乗車券(改札後のものに限る。)

(6) 企画乗車券(改札後のものに限る。)

(7) その他地下鉄経営課長が振替輸送の必要があると認める乗車券及び乗車証

第9条、第10条 [略]

(振替輸送終了の連絡)

第11条 地下鉄経営課長は、運転指令区長の報告に基づき、振替輸送の取扱いの必要がなくなつたときは、直ちにこの旨を関係箇所に連絡するものとする。

(振替輸送終了後の手続)

第12条 管区駅長は、振替輸送の取扱い終了後、バスを含む一部の振替輸送を行った場合は振替輸送取扱報告書(様式2)、他鉄道との振替輸送を行った場合は普通報告書(様式3)を作成し、甲片に回収乗車券を添えて、地下鉄経営課長に提出するものとする。

第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。

(1)～(4) [略]

(5) エコファミリー乗車券

(6) 企画乗車券

(7) その他運輸長が振替輸送の必要があると認める乗車券及び乗車証

第9条、第10条 [略]

(振替輸送終了の連絡)

第11条 運輸長は、運転指令区長の報告に基づき、振替輸送の取扱いの必要がなくなつたときは、直ちにこの旨を関係箇所に連絡するものとする。

(振替輸送終了後の手続)

第12条 管区駅長は、振替輸送の取扱い終了後、振替輸送取扱報告書(様式2)を作成し、甲片に回収乗車券を添えて、地下鉄運輸サービス課長に提出するものとする。

2 市バス経営課長又は営業課長は、前項の振替輸送取扱報告書を地下鉄経営課長に送付するものとする。

3 地下鉄経営課長は、前項の振替輸送取扱報告書に基づき、関係課と協議のうえ、所定の手続により乗車料金の振替整理をするものとする。

第13条 [略]

2 市バス運輸サービス課長又は営業推進課長は、前項の振替輸送取扱報告書を地下鉄運輸サービス課長に送付するものとする。

3 地下鉄運輸サービス課長は、前項の振替輸送取扱報告書に基づき、関係課と協議のうえ、所定の手続により乗車料金の振替整理をするものとする。

第13条 [略]

様式2を次のように定める。

様式2 (甲)

**振替輸送取扱報告書**

年 月 日

地下鉄経営課長 様

駅

振替理由	のため	
運行不能区間	駅から	駅
振替区間	駅から	駅
振替日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	

発行・回収		収札
振替乗車票 発行枚数	原乗車券 回収枚数	振替乗車票 収札枚数
枚	枚	枚

備考

営業課

(乙)

**振替輸送取扱報告書**

年 月 日

地下鉄経営課長 様

駅

振替理由	のため	
運行不能区間	駅から	駅
振替区間	駅から	駅
振替日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	

発行・回収		収札
振替乗車票 発行枚数	原乗車券 回収枚数	振替乗車票 収札枚数
枚	枚	枚

備考

駅控



(神戸市乗合自動車振替輸送取扱規程の一部改正)

第7条 神戸市乗合自動車振替輸送取扱規程(平成6年交規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(高速鉄道に対する振替輸送の報告及び要請)</p> <p>第4条 <u>市バス経営課長</u>は、乗合自動車が第2条に定める区間において運行不能となつた場合には、直ちに交通事業管理者に報告するとともに<u>地下鉄経営課長</u>に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請する。</p> <p>(振替輸送の指示)</p> <p>第5条 <u>地下鉄経営課長</u>は、前条により振替輸送の要請を受けたときは、速やかに管区駅長に指示する。</p> <p>(振替輸送の実施)</p>	<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(高速鉄道に対する振替輸送の報告及び要請)</p> <p>第4条 <u>市バス運輸サービス課長</u>は、乗合自動車が第2条に定める区間において運行不能となつた場合には、直ちに交通事業管理者に報告するとともに<u>地下鉄運輸サービス課長</u>に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請する。</p> <p>(振替輸送の指示)</p> <p>第5条 <u>地下鉄運輸サービス課長</u>は、前条により振替輸送の要請を受けたときは、速やかに管区駅長に指示する。</p> <p>(振替輸送の実施)</p>

第6条 市バス経営課長は、振替輸送の実施にあたって、次の各号に掲げる事項を関係輸送機関等に通報しなければならない。

(1)～(5) [略]

第7条、第7条の2 [略]

(振替輸送終了の連絡)

第8条 市バス経営課長は、振替輸送の必要がなくなつたときは、直ちにこの旨を地下鉄経営課長に連絡する。

(振替輸送取扱報告書の提出)

第9条 市バス経営課長は、振替輸送の取扱い終了後、振替輸送取扱報告書(様式第1号)を地下鉄経営課長に提出する。

(乗車料金の振替)

第10条 市バス経営課長は、前条の振替輸送取扱報告書に基づき、所定の手続きにより乗車料金の振替整理をする。

第11条、第12条 [略]

第6条 市バス運輸サービス課長は、振替輸送の実施にあたって、次の各号に掲げる事項を関係輸送機関等に通報しなければならない。

(1)～(5) [略]

第7条、第7条の2 [略]

(振替輸送終了の連絡)

第8条 市バス運輸サービス課長は、振替輸送の必要がなくなつたときは、直ちにこの旨を地下鉄運輸サービス課長に連絡する。

(振替輸送取扱報告書の提出)

第9条 市バス運輸サービス課長は、振替輸送の取扱い終了後、振替輸送取扱報告書(様式第1号)を地下鉄運輸サービス課長に提出する。

(乗車料金の振替)

第10条 市バス運輸サービス課長は、前条の振替輸送取扱報告書に基づき、所定の手続きにより乗車料金の振替整理をする。

第11条、第12条 [略]

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第9条関係)

振替輸送取扱報告書

地下鉄経営課長 様

市バス経営課長

区 間		発行枚数	記 事
か ら	ま で		

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程第17条第6項及び第23条を改める規定、第2条中神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程第8条第3項を改める規

定については、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程第3条第1項第4号の規定に基づき発行された1日乗車券については、令和8年9月30日までの間、なお従前の例により使用することができるものとする。
- 3 施行日前にこの規程の第2条の規定による改正前の神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定に基づき発売された市バス・地下鉄共通1日乗車券及び校外学習・修学旅行用1日乗車券については、令和8年9月30日までの間、なお従前の例により使用することができるものとする。

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第19号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程等の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程(平成26年3月31日交規程第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則(平成26年3月31日交規程第14号)</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券のうち共用区路線の回数券は、この規程による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(以下「新乗合自動車規程」という。)第3条第1項第2号の規定にかかわらず、<u>令和8年6月30日までの</u></p>	<p>附 則(平成26年3月31日交規程第14号)</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券のうち共用区路線の回数券は、この規程による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(以下「新乗合自動車規程」という。)第3条第1項第2号の規定にかかわらず、<u>当分の間、この規程の施行後</u></p>

間、この規程の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、新乗合自動車規程第3条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。

4～6 [略]

7 この規程の施行の際現に旧高速鉄道規程の規定に基づく1日乗車券料金を支払った者に対して発行されている1日乗車券については、令和8年9月30日までの間、なお従前の例により使用することができるものとする。

8～9 [略]

10 この規程の施行の際現にこの規程の第4条の規定による改正前の神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「旧共通乗車規程」という。）の規定に基づく市バス・地下鉄共通1日乗車券の小児料金を支払った者に対して発行されている小児用の市バス・地下鉄共通1日乗車券については、令和8年9月30日までの間、なお従前の例により使用することができるものとする。

11 この規程の施行の際現に旧共通乗車規程の規定に基づく市バス・地下鉄共通1日乗車券の大人料金及び校外学習・修学旅行用1日乗車券の料金を支払った者に対して発行されている大人用の市バス・地下鉄共通1日乗車券及び校外学習・修学旅行用1日乗車券については、令和8年9

においても、なお使用することができるものとする。この場合において、新乗合自動車規程第3条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。

4～6 [略]

7 この規程の施行の際現に旧高速鉄道規程の規定に基づく1日乗車券料金を支払った者に対して発行されている1日乗車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。

8～9 [略]

10 この規程の施行の際現にこの規程の第4条の規定による改正前の神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「旧共通乗車規程」という。）の規定に基づく市バス・地下鉄共通1日乗車券の小児料金を支払った者に対して発行されている小児用の市バス・地下鉄共通1日乗車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。

11 この規程の施行の際現に旧共通乗車規程の規定に基づく市バス・地下鉄共通1日乗車券の大人料金及び校外学習・修学旅行用1日乗車券の料金を支払った者に対して発行されている大人用の市バス・地下鉄共通1日乗車券及び校外学習・修学旅行用1日乗車券については、なお従前の例により使用す

<p>月30日までの間、なお従前の例により使用することができるものとする。</p>	<p>ることができるものとする。</p>
---	----------------------

第2条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程（令和元年9月30日交規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則（令和元年9月30日交規程第7号）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成26年4月1日以前に平成26年3月31日交規程第14号による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程第3条第1項第3号の規定に基づき発行された回数券については、<u>令和8年6月30日までの間</u>、この規程の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、この規程の第1条の規定による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「新乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る</p>	<p>附 則（令和元年9月30日交規程第7号）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成26年4月1日以前に平成26年3月31日交規程第14号による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程第3条第1項第3号の規定に基づき発行された回数券については、<u>当分の間</u>、この規程の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、この規程の第1条の規定による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「新乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額にな</p>

<p>金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>8 施行日前に旧高速鉄道規程第3条第1項第4号の規定に基づき発行された1日乗車券については、<u>令和8年9月30日までの間</u>、なお従前の例により使用することができるものとする。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 施行日前にこの規程の第3条の規定による改正前の神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定に基づき発売された市バス・地下鉄共通1日乗車券及び校外学習・修学旅行用1日乗車券の高校生については、<u>令和8年9月30日までの間</u>、なお従前の例により使用することができるものとする。</p> <p>11～13 [略]</p>	<p>るときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>8 施行日前に旧高速鉄道規程第3条第1項第4号の規定に基づき発行された1日乗車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 施行日前にこの規程の第3条の規定による改正前の神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定に基づき発売された市バス・地下鉄共通1日乗車券及び校外学習・修学旅行用1日乗車券の高校生については、なお従前の例により使用することができるものとする。</p> <p>11～13 [略]</p>
---	--

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第20号

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程等の一部を改正する規程

(神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部改正)

第1条 交通局高速鉄道安全管理規程(平成18年12月28日交規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1編～第3章第1節 [略]	第1編～第3章第1節 [略]
第2節 安全統括管理者等の責務(第5条—第 <u>18</u> 条)	第2節 安全統括管理者等の責務(第5条—第 <u>17</u> 条)
第3節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法(第 <u>19</u> 条—第 <u>25</u> 条)	第3節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法(第 <u>18</u> 条—第 <u>24</u> 条)
第2編 [略]	第2編 [略]
第1章 運転の管理(第 <u>26</u> 条—第 <u>34</u> 条)	第1章 運転の管理(第 <u>25</u> 条—第 <u>33</u> 条)

<p>第2章 鉄道施設の管理</p> <p>第1節 鉄道路木施設の管理 (第35条—第38条)</p> <p>第2節 鉄道電気施設の管理 (第39条—第42条)</p> <p>第3章 車両の管理 (第43条—第46条)</p> <p><u>第4章 サイバーセキュリティの管理 (第47条—第52条)</u></p> <p>[略]</p> <p>(交通事業管理者の責務等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>6 交通事業管理者は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態、<u>サイバーセキュリティ侵害のおそれのある事態</u> (以下、「事故・災害等」という。)の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を「高速鉄道運転事故等復旧対策要綱」及び「高速鉄道災害対策要綱」等に定め、職員 (職員に準ずる者を含む) に周知・徹底しなければならない。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>第2章 鉄道施設の管理</p> <p>第1節 鉄道路木施設の管理 (第34条—第37条)</p> <p>第2節 鉄道電気施設の管理 (第38条—第41条)</p> <p>第3章 車両の管理 (第42条—第45条)</p> <p>[略]</p> <p>(交通事業管理者の責務等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>6 交通事業管理者は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態 (以下、「事故・災害等」という。)の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を「高速鉄道運転事故等復旧対策要綱」及び「高速鉄道災害対策要綱」等に定め、職員 (職員に準ずる者を含む) に周知・徹底しなければならない。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第4条 [略]</p>
---	--

<p>(7) <u>サイバーセキュリティ責任者</u>： <u>安全統括管理者の指揮の下、サイ バーセキュリティに関する事項を 統括する。</u></p> <p>(8) <u>経営企画課長</u>：輸送の安全の確保 に必要な財務に関する事項を統括 する。</p> <p>(9) <u>人事総務課長</u>：輸送の安全の確 保に必要な例規、要員に関する事項 及び身体機能検査の実施に関する事 項を統括する。</p> <p>[略]</p> <p>3 第1項の安全統括管理者、運転管 理者、<u>サイバーセキュリティ責任者</u> その他の管理者は、輸送の安全の確 保に関し、運転や施設、車両の計画 に必要な基礎的情報その他の必要な 情報に係る相互の連絡を緊密にし、 打ち合わせを正確に行うことによ り、各々の業務を適切に遂行し、管 理しなければならない。</p> <p>4～第11条 [略]</p> <p><u>(サイバーセキュリティ責任者の責 務)</u></p> <p>第12条 <u>輸送の安全確保に支障を及ぼ すおそれのないようサイバーセキュ リティを管理するため、サイバーセ キュリティ責任者として高速鉄道部</u></p>	<p>(7) <u>経営企画課長</u>：輸送の安全の確 保に必要な財務<u>及び例規</u>に関する事 項を統括する。</p> <p>(8) <u>経営企画課課長（業務改革担 当）</u>：輸送の安全の確保に必要な要 員に関する事項及び身体機能検査の 実施に関する事項を統括する。</p> <p>[略]</p> <p>3 第1項の安全統括管理者、運転管 理者その他の管理者は、輸送の安全 の確保に関し、運転や施設、車両の 計画に必要な基礎的情報その他の必 要な情報に係る相互の連絡を緊密に し、打ち合わせを正確に行うこと により、各々の業務を適切に遂行し、 管理しなければならない。</p> <p>4～第11条 [略]</p>
---	--

<p><u>部長（技術担当）を充てる。</u></p> <p>2 <u>サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティを確保する責務を有する。</u></p> <p>3 <u>サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保に必要な措置の検討に当たり、職員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>サイバーセキュリティ責任者は、職員に対するサイバーセキュリティの確保に必要な教育・訓練を適切に管理するものとする。</u></p> <p>5 <u>サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。</u></p> <p>6 <u>サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受け取るものとする。</u></p> <p>（経営企画課長の責務）</p> <p>第13条 経営企画課長は、鉄道施設の状況、必要経費、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送</p>	<p>（経営企画課長の責務）</p> <p>第12条 経営企画課長は、鉄道施設の状況、必要経費、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸</p>
--	--

<p>の安全を確保するために必要な投資、予算に関する計画に関する事項を管理する。</p> <p>(人事総務課長の責務)</p> <p><u>第14条</u> <u>人事総務課長</u>は、職員の労働状況、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送の安全を確保するために必要な<u>例規及び人事</u>に関する計画を管理するほか、身体機能検査を実施する。</p> <p>(運輸長の責務)</p> <p><u>第15条</u> 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう運輸に関する事項を統括するため、運輸長として<u>地下鉄経営課長</u>を充てる。</p> <p>(地下鉄職員研修所長の責務)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(事故防止施策の推進に関する組織)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>4 安全対策室の室長として、<u>地下鉄経営課長</u>、副室長として施設課長を充てる。</p> <p><u>第18条～第46条</u> [略]</p> <p><u>第4章</u> サイバーセキュリティの</p>	<p>送の安全を確保するために必要な投資、予算に関する計画<u>及び例規</u>に関する事項を管理する。</p> <p>(<u>経営企画課課長</u> (業務改革担当)の責務)</p> <p><u>第13条</u> <u>経営企画課課長</u> (業務改革担当)は、職員の労働状況、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送の安全を確保するために必要な人事に関する計画を管理するほか、身体機能検査を実施する。</p> <p>(運輸長の責務)</p> <p><u>第14条</u> 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう運輸に関する事項を統括するため、運輸長として<u>地下鉄運輸サービス課長</u>を充てる。</p> <p>(地下鉄職員研修所長の責務)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(事故防止施策の推進に関する組織)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>4 安全対策室の室長として、<u>地下鉄運輸サービス課長</u>、副室長として施設課長を充てる。</p> <p><u>第17条～第45条</u> [略]</p>
--	--

管理

(サイバーセキュリティ侵害の防止  
対策の検討)

第47条 サイバーセキュリティ責任者

は、サイバーセキュリティの確保に  
資する情報を分析、整理し、これら  
の防止対策の検討を行うものとす  
る。

2 サイバーセキュリティ責任者は、

前項の検討を通じて、不安全事故の  
再発防止又は安全意識の向上の観点  
から輸送業務に携わる者に知らしめ  
ることが重要である事項について  
は、職員等が共有できるようにしな  
なければならない。

(サイバーセキュリティ侵害の報告  
及び対応)

第48条 職員等は、サイバーセキュリ

ティ侵害に対する責任者、対応方法  
その他必要な事項をよく理解し、サ  
イバーセキュリティ侵害が発生した  
場合は、必要な対応をとらなければ  
ならない。

2 サイバーセキュリティ責任者は、

必要に応じ、あらかじめ定めた責任  
者の権限を超越して適切かつ柔軟な  
対応を行わなければならない。

3 サイバーセキュリティ侵害の発生

を知った者は、速やかにあらかじめ定められた方法により、その情報を報告しなければならない。

4 サイバーセキュリティ責任者は、規程等により、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(業務の確認(及び外部能力の活用))

第49条 サイバーセキュリティ責任者は、適宜、業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。

2 前項の業務の実施及び管理の状況の確認については、必要に応じて適宜、外部能力を活用して行う。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第50条 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保のため安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法について定めなければならない。

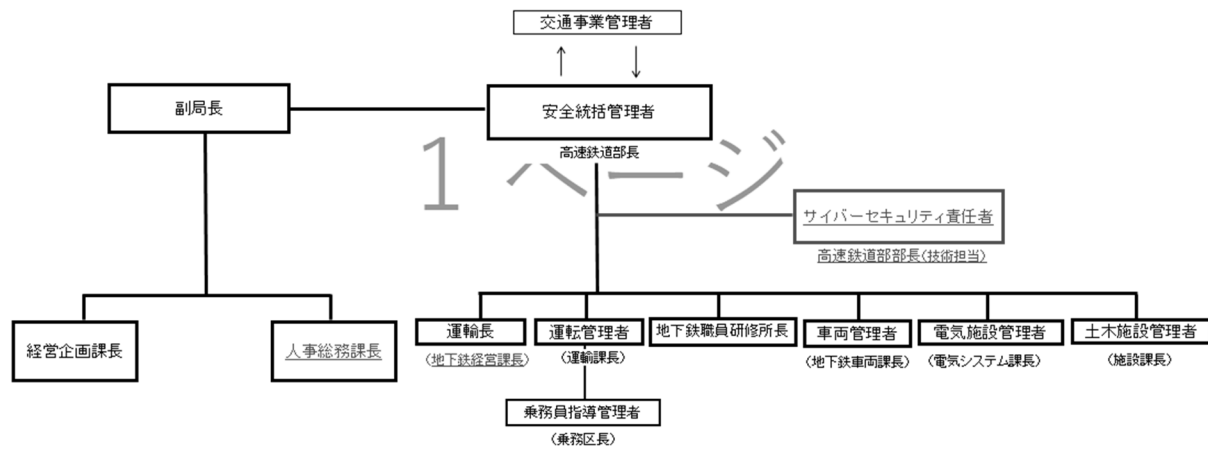
(規程等の整備)

第51条 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保のため必要となる規程を定める。

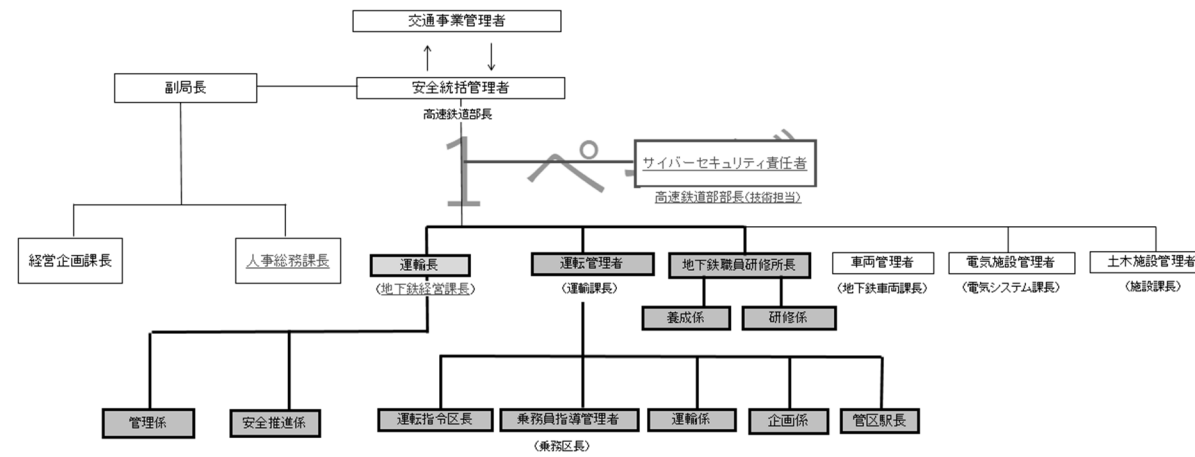
<p><u>2 対象設備に係る業務を委託する場合にあっては、サイバーセキュリティの確保のため、受託者毎に委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格を確認するよう規程に定める。</u></p> <p><u>（規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等）</u></p> <p><u>第52条 本規程、サイバーセキュリティの確保に係る帳票類その他の必要な資料等は、必要な部門に備え、適切に保管する。</u></p>	
--	--

改正後

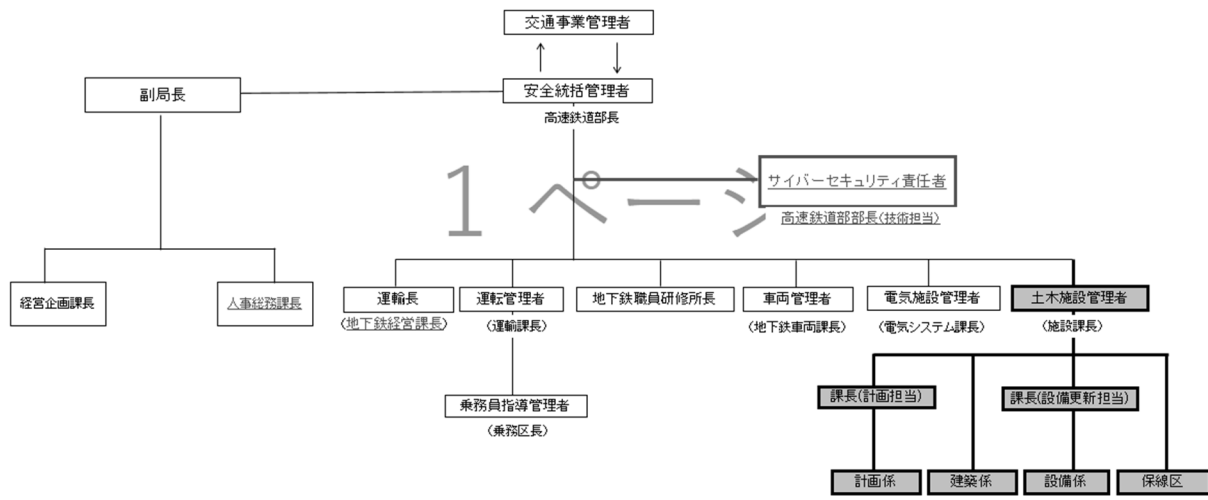
【第1図】安全管理体制図



【第2図】運転管理体制図

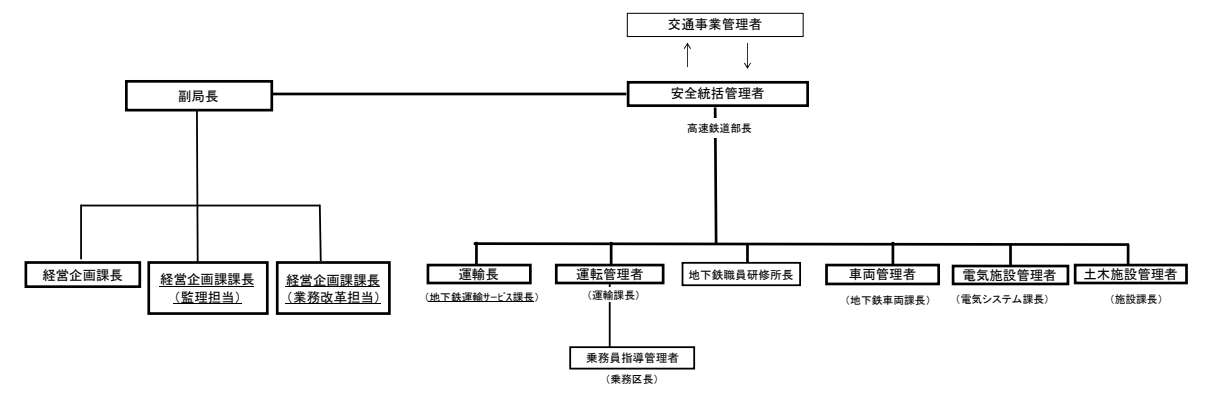


【第3図】鉄道土木施設管理体制図

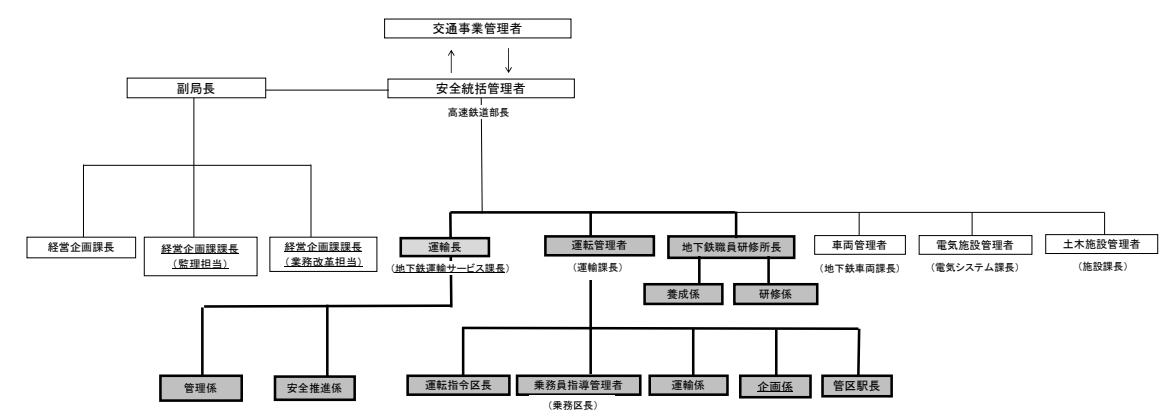


改正前

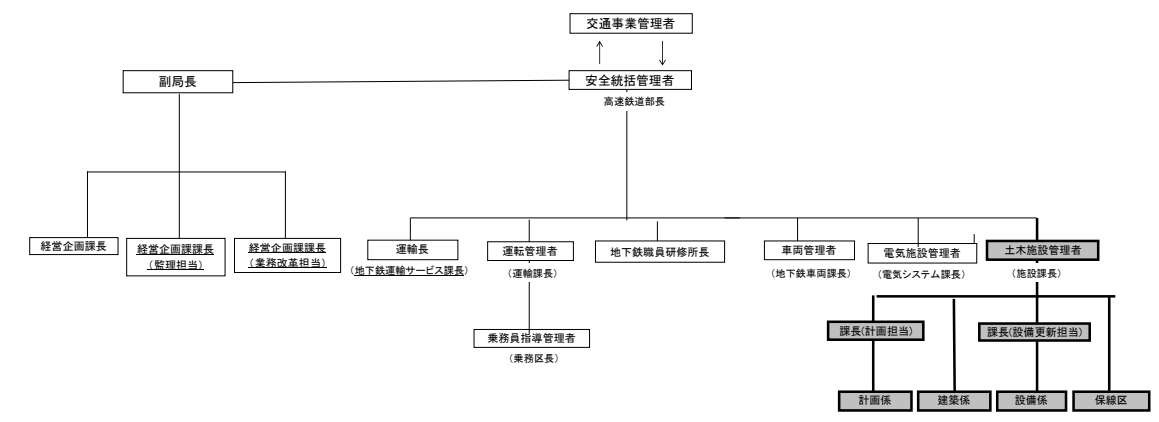
【第1図】安全管理体制図



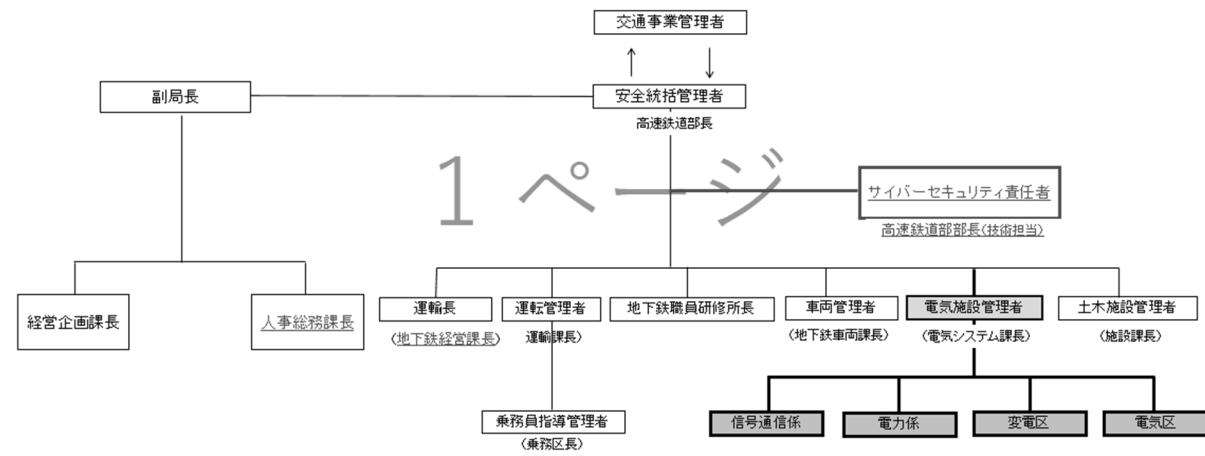
【第2図】運転管理体制図



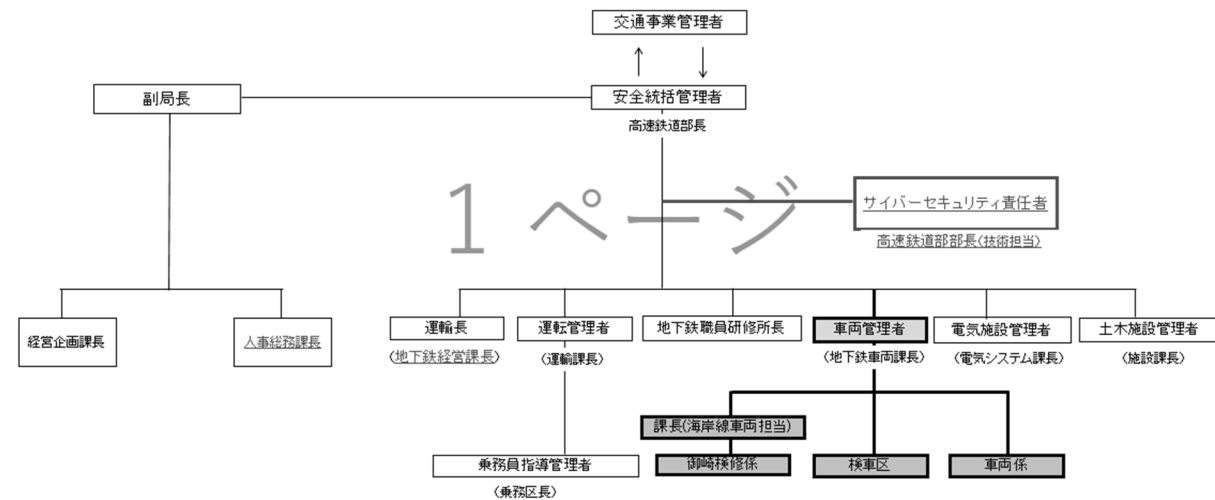
【第3図】鉄道土木施設管理体制図



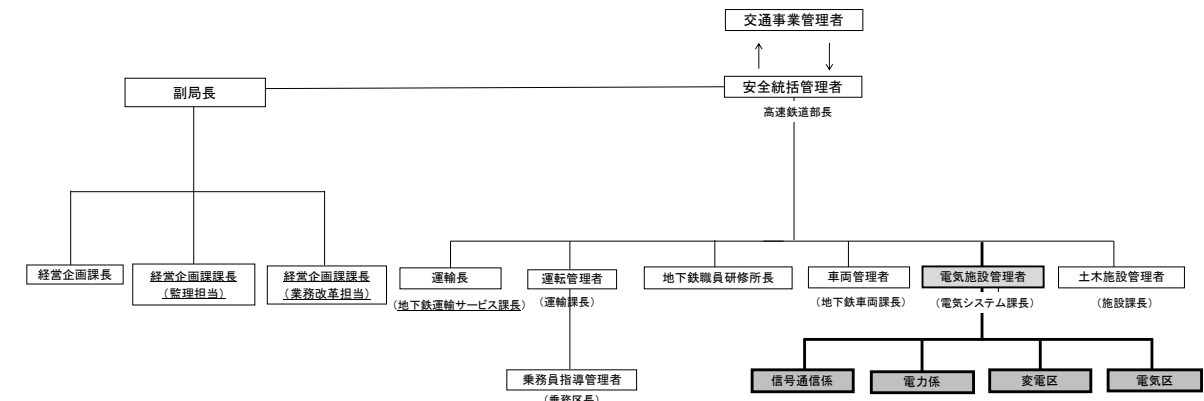
【第4図】鉄道電気施設管理体制図



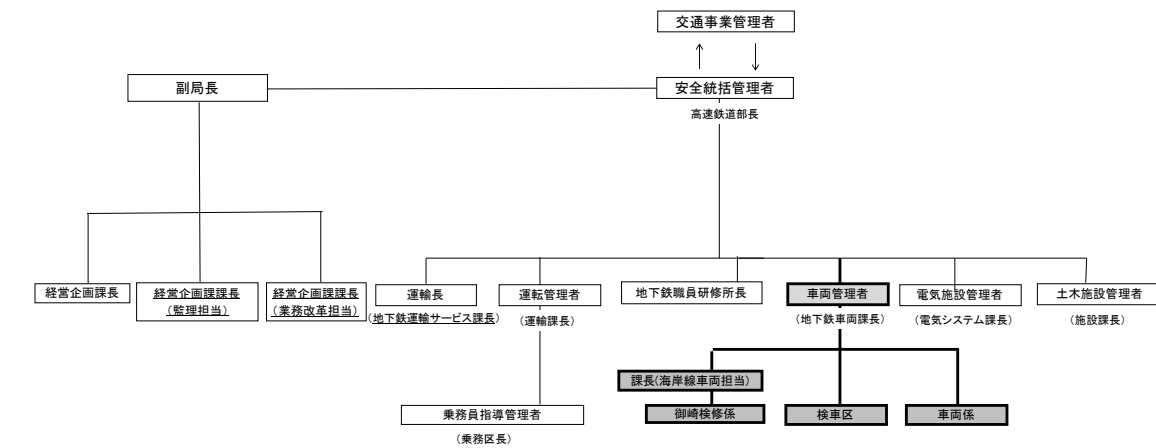
【第5図】車両管理体制図



【第4図】鉄道電気施設管理体制図



【第5図】車両管理体制図



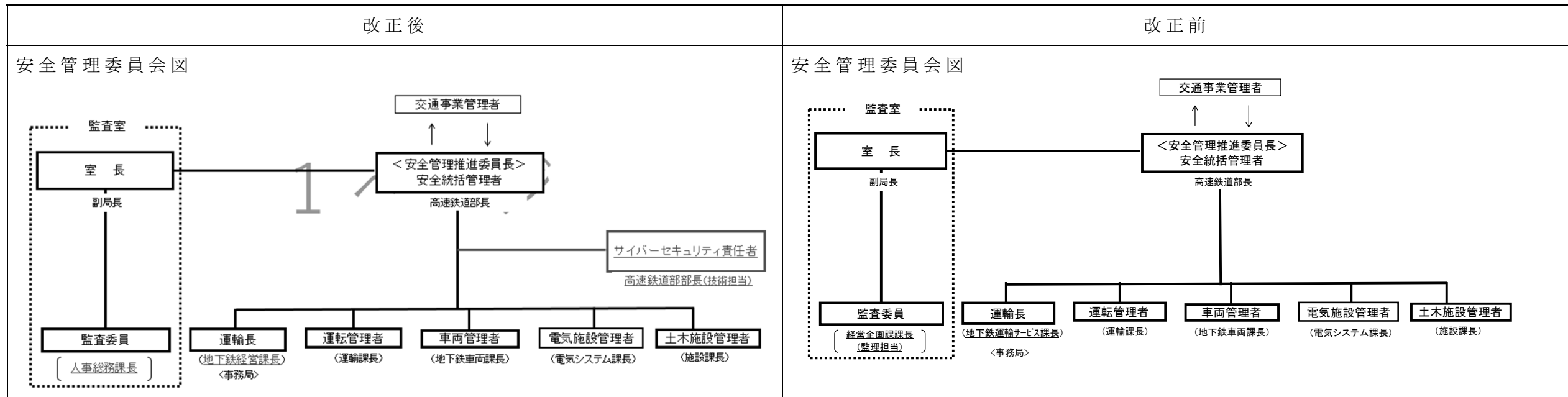
(安全管理推進委員会規程の一部改正)

第2条 安全管理推進委員会規程（平成18年12月28日交規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 1～5 [略]</p> <p>6 委員会の事務は、<u>地下鉄経営課</u>（以下、「事務局」という。）において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 1～5 [略]</p> <p>6 委員会の事務は、<u>地下鉄運輸サービス課</u>（以下、「事務局」という。）において処理する。</p>



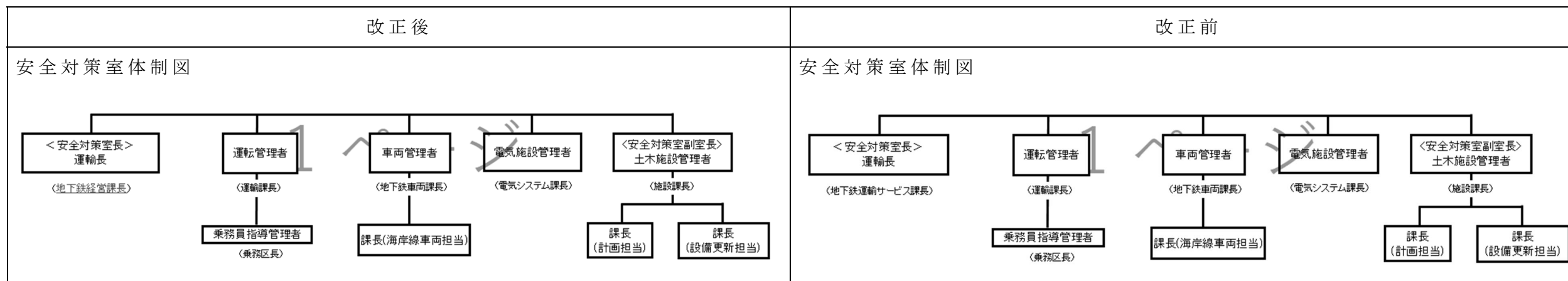
(安全対策室規程の一部改正)

第3条 安全対策室規程（平成18年12月28日交規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>3 室長には、<u>地下鉄経営課長</u>を充てる。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 委員会の事務は、<u>地下鉄経営課</u>（以下、「事務局」という。）において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>3 室長には、<u>地下鉄運輸サービス課長</u>を充てる。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 委員会の事務は、<u>地下鉄運輸サービス課</u>（以下、「事務局」という。）において処理する。</p>



(監査室規程の一部改正)

第4条 監査室規程(平成18年12月28日交規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 1～4 [略]</p> <p>5 監査室の事務は、<u>人事総務課</u>(以下、「事務局」という。)において処理する。</p> <p>【別図】 <b>監査室体制図</b></p> <pre> graph TD     A["&lt;室長&gt; 副局長"] --- B["&lt;監査委員&gt;"]     B --- C["経営企画課長"]     B --- D["人事総務課長 【事務局】"]             </pre>	<p>第3条 1～4 [略]</p> <p>5 監査室の事務は、<u>経営企画課</u>(以下、「事務局」という。)において処理する。</p> <p>【別図】 <b>監査室体制図</b></p> <pre> graph TD     A["&lt;室長&gt; 副局長"] --- B["&lt;監査委員&gt;"]     B --- C["経営企画課長"]     B --- D["経営企画課長 (監理担当) 【事務局】"]     B --- E["経営企画課長 (業務改革担当)"]             </pre>

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第21号

神戸市交通局会計規程の一部を改正する規程

神戸市交通局会計規程（昭和29年4月1日交規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第82条の2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 指定納付受託者から地方自治法第231条の2の3第3項の規定による変更の届出を受けたときは、速やかに出納職に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 地方自治法第231条の2の7第1項の規定により指定の取消しを行うときは、あらかじめ出納職に協議しなければならない。</u></p>	<p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第82条の2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

(不渡り等の処理)

第83条 第82条第1項に規定する証券が不渡りその他の事故により支払を拒絶されたときは、当該収入は、はじめから納付がなかったものとみなす。この場合において、収入徴収者又は出納金融機関等は、納入者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかった旨及び納付者の請求により当該証券を還付し、さきに交付した領収書を返還しなければならない旨を書面で通知しなければならない。

(徴収又は収納の委託)

第83条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、出納職に協議しなければならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

3 受託者から地方公営企業法第33条の2の規定において準用する地方自

(不渡り等の処理)

第83条 第82条第1項に規定する証券が不渡りその他の事故により支払を拒絶されたときは、当該収入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合において、収入徴収者又は出納金融機関等は、納入者に対し、すみやかに、当該証券について支払がなかつた旨及び納付者の請求により当該証券を還付し、さきに交付した領収書を返還しなければならない旨を書面で通知しなければならない。

(徴収又は収納の委託)

第83条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により公金の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、出納職に協議しなければならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

治法第243条の2第3項の規定による変更の届出を受けたときは、速やかに出納職に報告しなければならない。

4 地方公営企業法第33条の2の規定において準用する地方自治法第243条の2の3第1項の規定により指定の取消しを行うときは、あらかじめ出納職に協議しなければならない。

(支出の事務の委託)

第94条の4 地方公営企業法第33条の2の規定において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により  
支出の事務の委託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、支払資金見積額、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成し、出納職に協議しなければならない。委託内容を変更しようとするときも、同様とする。

(資金前渡)

第95条 次の各号に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1) ~ (20) [略]

(21) 指定金融機関及び指定代理金融機関で取り扱うことができない払込

(支出の事務の委託)

第94条の4 地方公営企業法第33条の2の規定により支出の事務の委託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、支払資金見積額、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成し、出納職に協議しなければならない。委託内容を変更しようとするときも、同様とする。

(資金前渡)

第95条 次の各号に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1) ~ (20) [略]

<p><u>書を用いて支払う経費</u></p> <p>(22) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第147条の2 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 地方自治法第243条の2の9第1項第1号から第3号までに掲げる行為について、専決、決定又は代行決裁を行っている職員</p> <p>(2) 地方自治法第243条の2の9第1項第4号に掲げる行為を行うことを指定された若しくは指定することを命ぜられた職員</p> <p>附 則 (令和6年3月29日交規程第17号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2</u> [略]</p>	<p>(21) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第147条の2 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 地方自治法第243条の2の8第1項第1号から第3号までに掲げる行為について、専決、決定又は代行決裁を行っている職員</p> <p>(2) 地方自治法第243条の2の8第1項第4号に掲げる行為を行うことを指定された若しくは指定することを命ぜられた職員</p> <p>附 則 (令和6年3月29日交規程第17号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>3</u> [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第147条の2の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

神戸市交通告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市北条口1丁目17番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務 中央南営業所管理委託業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 山陽バス株式会社 代表取締役社長 川久保 文照	清水が丘営業所管理委託業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 三田 和司	松原営業所管理委託業務 魚崎営業所管理委託業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

神戸市交通告示第3号

路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後																																																										
1 普通区（均一制）の運転系統及び料金																																																										
料金 230円																																																										
系統番号	区間	主な経由地																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
92の4	石屋川～三宮神社	布引																																																								
92の6	楠丘町2丁目～元町1丁目	布引																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
112	神戸駅前～JR鷹取駅	大学病院前、名倉町、東須磨地域交流センター下																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
[略]																																																										
3 近郊区（対キロ区間制）の運転系統及び料金																																																										
[略]																																																										
第62A系統（神戸北町～谷上駅）																																																										
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>神戸北町</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>240</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>桂木2丁目</td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>桂木3丁目</td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>日の峰1丁目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>松が枝町 松が枝町2丁目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>箕谷</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>谷上駅</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>230</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p>			神戸北町	190	190	200	200	200	240	190	桂木2丁目		190	190	190	190	230	190	桂木3丁目			190	190	190	230	190	日の峰1丁目				190	190	230	190	松が枝町 松が枝町2丁目					190	190	190	箕谷						190	190	谷上駅							230
神戸北町	190	190	200	200	200	240	190																																																			
桂木2丁目		190	190	190	190	230	190																																																			
桂木3丁目			190	190	190	230	190																																																			
日の峰1丁目				190	190	230	190																																																			
松が枝町 松が枝町2丁目					190	190	190																																																			
箕谷						190	190																																																			
谷上駅							230																																																			

改正前																																																										
1 普通区（均一制）の運転系統及び料金																																																										
料金 230円																																																										
系統番号	区間	主な経由地																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
92の1	石屋川～三宮神社	布引																																																								
92の2	石屋川車庫前～元町1丁目	布引、楠丘町2丁目																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
95	神戸駅前～神戸駅前	新開地、新長田駅前																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
112	神戸駅前～JR鷹取駅	大学病院前、名倉町、東須磨地域福祉センター下																																																								
[略]	[略]	[略]																																																								
新港町	三宮駅前～三宮駅前	新港町																																																								
[略]																																																										
3 近郊区（対キロ区間制）の運転系統及び料金																																																										
[略]																																																										
第62A系統（神戸北町～谷上駅）																																																										
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>神戸北町</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>240</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>桂木2丁目</td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>桂木3丁目</td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>日の峰1丁目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>松が枝町 松が枝町2丁目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>箕谷</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>谷上駅</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>230</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p>			神戸北町	190	190	200	200	200	240	190	桂木2丁目		190	190	190	190	230	190	桂木3丁目			190	190	190	230	190	日の峰1丁目				190	190	230	190	松が枝町 松が枝町2丁目					190	190	190	箕谷						190	190	谷上駅							230
神戸北町	190	190	200	200	200	240	190																																																			
桂木2丁目		190	190	190	190	230	190																																																			
桂木3丁目			190	190	190	230	190																																																			
日の峰1丁目				190	190	230	190																																																			
松が枝町 松が枝町2丁目					190	190	190																																																			
箕谷						190	190																																																			
谷上駅							230																																																			

[略]

4 普通区と近郊区にまたがる運転系統及び料金

[略]

第25系統(三宮バスターミナル～ビーナスブリッジ～再度公園～森林植物園前)

森林植物園前	190	190	190	230	280	350	440	520	580
五辻	190	190	210	280	310	420	480	550	
森林植物園西口	190	190	230	290	380	480	520		
学習の森前	190	190	240	330	410	470			
再度公園	190	220	310	390	450				
大竜寺	190	280	330	400					
二本松	200	270	340						
ビーナスブリッジ	230	230							
中山手3丁目	230								
三宮バスターミナル									

(単位:円)

[略]

[略]

4 普通区と近郊区にまたがる運転系統及び料金

[略]

第25系統(三宮バスターミナル～ビーナスブリッジ～再度公園～森林植物園前)

森林植物園前	190	190	190	230	280	340	440	510	580
五辻	190	190	210	260	310	420	490	550	
森林植物園西口	190	190	230	290	390	460	520		
学習の森前	190	190	240	330	410	470			
再度公園	190	220	310	390	450				
大竜寺	190	260	330	400					
二本松	200	270	340						
ビーナスブリッジ	230	230							
中山手3丁目	230								
三宮バスターミナル									

(単位:円)

[略]

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日 神戸市公報第3956号

神戸市交通告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、同規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

受託者及び指定日	委託業務	委託期間
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 井波 洋 令和8年4月1日	定期券発売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫 令和8年4月1日	共用乗車券発売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 代表取締役社長 川添 誠二 令和8年4月1日	定期券発売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪府大阪市浪速区湊町2丁目1番57号 株式会社スрутとKANSAI 代表取締役 木田 俊郎 令和8年4月1日	ICカードによる交通利用に関する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市福島区鷺洲1丁目1番31号 株式会社阪神コンテンツリンク 執行役員 野田 英明 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号 総合製作サークル幻視工房 代表 中野 雄基 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
神戸市西区小山2丁目1番8号 株式会社神戸コスモス 代表取締役社長 堀口 寛之 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
東京都大田区平和島 5丁目4番1号 株式会社ほとバスエージェンシー 代表取締役 田中 博昭 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 日本出版販売株式会社 代表取締役社長 富樫 建 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

東大阪市菱江2丁目4番10号 Sanyo トラフィコ株式会社 代表取締役 森園 昌弘 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番3号 阪急三番街 株式会社 紀伊國屋書店 梅田本店 店長 長谷川 紀雄 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市西淀川区柏里2丁目3番9号 松本商事株式会社 代表取締役 松本 信弘 令和8年4月1日	企画商品販売業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市北区中崎西2丁目4番12号 阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社 代表取締役 上田 均 令和8年4月1日	広告取扱業務及び業務広告掲 出撤去業務	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市北区梅田3丁目3番10号 双日ライフワン株式会社 代表取締役 梅田 毅 令和8年4月1日	Uライン三宮ビル総合管理業 務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
神戸市中央区港島中町6丁目9番1 株式会社こうべ未来都市機構 代表取締役専務 浜本 泰幸 令和8年4月1日	パーティ総合管理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

神戸市交通告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき委託した自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務について、受託者の告示事項に変更があったので、同規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

- 1 受託者の名称  
神姫バス株式会社
- 2 変更事項  
事務所の所在地
- 3 旧所在地  
姫路市西駅前町1番地
- 4 新所在地  
兵庫県姫路市北条口1丁目17番地
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和10年1月15日まで

神戸市交通告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる料金等	指定日	委託期間
東京都港区南青山5丁目1番22号 株式会社 ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	・定期券発売所および自動定期券発行機においてカード決済により発売した定期券の料金 ・市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等による乗車料金	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市中央区今橋四丁目5番15号 三井住友カード株式会社 代表取締役社長 大西 幸彦	市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等による乗車料金	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号 トヨタファイナンス株式会社 代表取締役社長 西 利之	定期券発売所および自動定期券発行機においてカード決済により発売した定期券の料金	令和7年6月1日	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第11号

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年3月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>第1条～第6条 [略]</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td>福祉局</td> <td>局長、副局長、部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、国保年金医療課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、<u>監査指導課長</u>、<u>監査指導課課長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表2、別表3 [略]</p> <p>別表4</p> <table border="1"> <tr> <td>交通局</td> <td>自動車部部長、高速鉄道部部長、<u>市バス経営課長</u>、<u>市バス経営課課長</u>、石屋川営業所長、中央営業所長、<u>地下鉄経営課長</u>、<u>地下鉄経営課課長</u>、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長</td> </tr> </table> <p>別表5 [略]</p>	福祉局	局長、副局長、部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、国保年金医療課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、 <u>監査指導課長</u> 、 <u>監査指導課課長</u>	[略]	[略]	交通局	自動車部部長、高速鉄道部部長、 <u>市バス経営課長</u> 、 <u>市バス経営課課長</u> 、石屋川営業所長、中央営業所長、 <u>地下鉄経営課長</u> 、 <u>地下鉄経営課課長</u> 、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長	<p>第1条～第6条 [略]</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td>福祉局</td> <td>局長、副局長、部長、<u>監査指導部長</u>、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、国保年金医療課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、<u>監査指導部課長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表2、別表3 [略]</p> <p>別表4</p> <table border="1"> <tr> <td>交通局</td> <td>自動車部部長、高速鉄道部部長、<u>市バス運輸サービス課長</u>、<u>市バス運輸サービス課課長</u>、石屋川営業所長、中央営業所長、<u>地下鉄運輸サービス課長</u>、<u>地下鉄運輸サービス課課長</u>、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長</td> </tr> </table> <p>別表5 [略]</p>	福祉局	局長、副局長、部長、 <u>監査指導部長</u> 、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、国保年金医療課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、 <u>監査指導部課長</u>	[略]	[略]	交通局	自動車部部長、高速鉄道部部長、 <u>市バス運輸サービス課長</u> 、 <u>市バス運輸サービス課課長</u> 、石屋川営業所長、中央営業所長、 <u>地下鉄運輸サービス課長</u> 、 <u>地下鉄運輸サービス課課長</u> 、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長
福祉局	局長、副局長、部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、国保年金医療課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、 <u>監査指導課長</u> 、 <u>監査指導課課長</u>												
[略]	[略]												
交通局	自動車部部長、高速鉄道部部長、 <u>市バス経営課長</u> 、 <u>市バス経営課課長</u> 、石屋川営業所長、中央営業所長、 <u>地下鉄経営課長</u> 、 <u>地下鉄経営課課長</u> 、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長												
福祉局	局長、副局長、部長、 <u>監査指導部長</u> 、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、国保年金医療課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、 <u>監査指導部課長</u>												
[略]	[略]												
交通局	自動車部部長、高速鉄道部部長、 <u>市バス運輸サービス課長</u> 、 <u>市バス運輸サービス課課長</u> 、石屋川営業所長、中央営業所長、 <u>地下鉄運輸サービス課長</u> 、 <u>地下鉄運輸サービス課課長</u> 、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長												

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市固定資産評価審査委員会 委員長 櫻井 美津夫

神戸市固定資産評価審査委員会規程第1号

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

神戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年9月固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員会の書記等の設置）	（委員会の書記等の設置）
第6条 [略]	第6条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 嘱託は、審査申出書の受付事務に従事するものとし、 <u>固定資産税調整課、固定資産税土地課及び固定資産税家屋課</u> に配置する。	4 嘱託は、審査申出書の受付事務に従事するものとし、 <u>固定資産税企画課、固定資産税第1課、固定資産税第2課及び固定資産税第3課</u> に配置する。
<u>（公文書の管理）</u>	
第24条 <u>委員会における公文書の管理</u> <u>については、法令及び神戸市公文書</u>	

等管理条例（令和8年3月神戸市条例第28号）に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。

第25条 [略]

第24条 [略]

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

市税事務所長訓令甲第2号

市税事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

市税事務所長 野 崎 重 和

市税事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

市税事務所長の権限に属する事務の専決規程（令和7年4月市税事務所訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">課長共通専決事項 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">市民税企画課長専決事項</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（<u>固定資産税調整課課長（窓口サービス担当）</u></p>	<p style="text-align: center;">（課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">課長共通専決事項 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">市民税企画課長専決事項</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（<u>市民税第1課長専決事項及び市民税第2課</u></p>

専決事項に属するものを除く。)

(4) 市税に関する証明及び閲覧に係る手数料の調定及び収納に関すること(固定資産税調整課課長(窓口サービス担当)専決事項に属するものを除く。)

(5) [略]

市民税企画課課長専決事項

市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。)に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること(固定資産税調整課課長(窓口サービス担当)専決事項に属するものを除く。)

市民税第1課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。)に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること(固定資産税調整課課長(窓口サービス担当)専決事項に属するものを除く。)

市民税第2課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。)に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関するこ

長専決事項に属するものを除く。)

(4) 市税に関する証明及び閲覧に係る手数料の調定及び収納に関すること。

(5) [略]

市民税企画課課長専決事項

市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。)に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること

市民税第1課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。)に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること(市民税企画課課長専決事項及び市民税第2課長専決事項に属するものを除く。)

市民税第2課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。)に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関するこ

と（固定資産税調整課課長（窓口サービス担当）専決事項に属するものを除く。）。

法人税務課長専決事項 [略]

固定資産税調整課長専決事項

(1) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事  
こと。

(2) [略]

(3) 償却資産に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関する事  
こと。

固定資産税調整課課長（窓口サービス担当）専決事項

市税に関する証明書（固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に係るものに  
限る。）の作成、交付及び手数料の徴収に関する事  
こと

固定資産税土地課長専決事項

(1) 地方税法第 411 条第 2 項に規定

と（市民税企画課長専決事項及び市民税第 1 課長専決事項に属するものを除く。）。

法人税務課長専決事項 [略]

固定資産税企画課長専決事項

(1) 別表に定める固定資産税企画課長の決裁区分に属する事項に関する事  
こと。

(2) 固定資産税（償却資産に限る。以下この項において同じ。）及び特  
別土地保有税の賦課に関する事  
こと。

(3) [略]

(4) 固定資産税に関する各種の台帳の整備に関する事  
こと。

固定資産税第 1 課長専決事項

(1) 別表に定める固定資産税第 1 課長の決裁区分に属する事項に関する事  
こと。

(2) 地方税法第 411 条第 2 項に規定

する公示の日以後における固定資産（土地に限る。）の価格等の決定及び修正に関すること。

(2) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（固定資産税家屋課長専決事項に属するものを除く。）。

(3) 土地に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

(4) 特別土地保有税の賦課並びに徴収猶予及びその取消しに関すること。

する公示の日以後における 東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び北区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する 固定資産（担当区域に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋及び償却資産を除く。）の価格等の決定及び修正に関すること。

(3) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(4) 担当区域に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

#### 固定資産税第2課長専決事項

(1) 別表に定める固定資産税第2課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における長田区、須磨区、垂水区及び西区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する固定資産（担当区域に所在する家屋のうち木造家屋

固定資産税家屋課長専決事項

- (1) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における固定資産（家屋に限る。）の価格等の決定及び修正に関すること。
- (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（固定資産税土地課長専決事項に属するものを除く。）。
- (3) 家屋に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

収税企画課長専決事項～収納管

以外の家屋及び償却資産を除く。）の価格等の決定及び修正に関すること。

- (3) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (4) 担当区域に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

固定資産税第3課長専決事項

- (1) 別表に定める固定資産税第3課長の決裁区分に属する事項に関すること。
- (2) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における固定資産（市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に限る。）の価格等の決定及び修正に関すること。
- (3) 固定資産（市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (4) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

収税企画課長専決事項～収納管

理課長専決事項 [略]

理課長専決事項 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表（第2条関係） 財務関係事務 1-1、1-2 [略] 1-3 その他								別表（第2条関係） 財務関係事務 1-1、1-2 [略] 1-3 その他							
[略]	決裁事項	専決範囲	決裁区分				備考	[略]	決裁事項	専決範囲	決裁区分				備考
			特定部長	特定課長	課長共通	特定職					特定部長	特定課長	課長共通	特定職	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
02	[略]	[略]		[略]		[略]		02	[略]	[略]		[略]		[略]	
								03	特別土地保有税の徴収猶予及びその取消し	全て		○		固定資産税企画課長、固定資産税第1課長、固定資産税第	



附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、市民税企画課長専決事項の項、市民税企画課課長専決事項の項、市民税第1課長専決事項の項及び市民税第2課長専決事項の項の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。

神戸市市税事務所告示第5号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250009	令和8年3月19日 (令和8年1月26日から令和13年1月25日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク 理事長 村山 メイ子 神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号

福祉事務所長訓令甲第1号

福祉事務所

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

東灘福祉事務所長	工藤健一
灘福祉事務所長	岸上佳代
中央福祉事務所長	増田匡
兵庫福祉事務所長	古泉泰彦
北福祉事務所長	三木由美子
長田福祉事務所長	田中幸夫
須磨福祉事務所長	岩城敬二
垂水福祉事務所長	若松謙一
西福祉事務所長	豊永太郎

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月福祉事務所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長の専決事項）	（課長の専決事項）
第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長	第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長

(課を主管する課長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

課長共通専決事項

(1)～(4) [略]

保健福祉課長専決事項(北神区役所除く)

(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。)第59条に規定する特別児童扶養手当、第71条第3号に規定する長期にわたって臥床している老人又はひとりぐらし老人等に対する特殊寝台その他の日常生活用具の給付又は貸与の決定(同一人に対する二回目以降の給付又は貸与の決定に限る。)、第62条第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する事務(負担額の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。措置及び解除の決定を除く。)、第71条第1号に規定する事務のうち第6

(課を主管する課長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

課長共通専決事項

(1)～(4) [略]

保健福祉課長専決事項(北神区役所除く)

(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。)第59条に規定する特別児童扶養手当、第71条第3号に規定する長期にわたって臥床している老人又はひとりぐらし老人等に対する特殊寝台その他の日常生活用具の給付又は貸与の決定(同一人に対する二回目以降の給付又は貸与の決定に限る。)、第62条第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する事務(負担額の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。措置及び解除の決定を除く。)、第71条第1号に規定する事務のうち第6

2条に掲げる事務に関する事務（不納欠損処分を除く。）、第63条各号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務（

\_\_\_\_\_保健福祉課係長（行政事務センター所長を兼務する者に限る）の専決事項に属するものは除く。）、

第58条第1項第1号及び第3号に規定する事務

\_\_\_\_\_に関すること。

- (2) 規則第58条第2項第1号、第69条、第69条の2に規定する事務（いずれも、措置等の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。措置の解除に関すること及び不納欠損処分を除く。）に関すること。

(3) [略]

- (4) 規則第58条第2項第2号に規定する事務（負担額の決定に関することを除く。）のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務

2条に掲げる事務に関する事務（不納欠損処分を除く。）、第63条第1号及び第3号から第9号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務（支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関すること及び保健福祉課係長（行政事務センター所長を兼務する者に限る）の専決事項に属するものは除く。）、第63条第2号に規定する更正医療に関する事務並びに第58条第1項第1号及び第3号に規定する事務（支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。））に関すること。

- (2) 規則第58条第2項第1号、第69条、第71条第5号に規定する事務（いずれも、措置等の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。措置の解除に関すること\_\_\_\_\_は除く。）に関すること。

(3) [略]

- (4) 規則第58条第2項第2号に規定する事務（負担額の決定に関することを除く。）のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務

者が負担する金額の徴収に関する  
こと、第60条に規定する児童手当に  
関する事務（保健福祉課係長（行政  
事務センター所長を兼務する者に  
限る）の専決事項に属するものは除  
く。）、第61条に規定する母子及び  
父子並びに寡婦福祉法に規定する  
事務（第3号に規定する売店の設置  
に関するものを除く。）、第71条第  
5号に規定する母子家庭小口援護  
資金の償還に関する事務並びに第6  
4条に規定する父子家庭児童福祉資  
金貸付金に関する事務に関するこ  
と。

(5)～(7) [略]

生活支援課長専決事項

(1)～(2) [略]

保健福祉課長専決事項（北神区役所  
に限る）

(1) 規則第59条に規定する特別児  
童扶養手当、第71条第3号に規定す  
る長期にわたって臥床している老  
人又はひとりぐらし老人等に対す  
る特殊寝台その他の日常生活用具  
の給付又は貸与の決定（同一人に対  
する二回目以降の給付又は貸与の  
決定に限る。）、第62条第1号、第  
2号、第3号及び第5号に規定する  
事務（負担額の決定については同一  
人に対する二回目以降のものに限

者が負担する金額の徴収に関する  
こと、第60条に規定する児童手当に  
関する事務（保健福祉課係長（行政  
事務センター所長を兼務する者に  
限る）の専決事項に属するものは除  
く。）、第61条に規定する母子及び  
父子並びに寡婦福祉法に規定する  
事務（第3号に規定する売店の設置  
に関するものを除く。）、第71条第  
6号に規定する母子家庭小口援護  
資金の償還に関する事務並びに第6  
4条に規定する父子家庭児童福祉資  
金貸付金に関する事務に関するこ  
と。

(5)～(7) [略]

生活支援課長専決事項

(1)～(2) [略]

保健福祉課長専決事項（北神区役所  
に限る）

(1) 規則第59条に規定する特別児  
童扶養手当、第71条第3号に規定す  
る長期にわたって臥床している老  
人又はひとりぐらし老人等に対す  
る特殊寝台その他の日常生活用具  
の給付又は貸与の決定（同一人に対  
する二回目以降の給付又は貸与の  
決定に限る。）、第62条第1号、第  
2号、第3号及び第5号に規定する  
事務（負担額の決定については同一  
人に対する二回目以降のものに限

る。措置及び解除の決定を除く。)、  
第71条第1号に規定する事務のうち第62条に掲げる事務に関する事務（不納欠損処分を除く。）、第63条各号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務( \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_保健福祉課係長(行政事務センター所長を兼務する者に限る)の専決事項に属するものは除く。)、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第58条第1項第1号及び第3号に規定する事務 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に関すること。

- (2) 規則第58条第2項第1号、第69条、第69条の2に規定する事務(いずれも、措置等の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。措置の解除に関すること及び不納欠損処分を除く。)に関すること。

(3)～(5) [略]

- (6) 規則第58条第2項第2号に規定する事務(負担額の決定に関する

る。措置及び解除の決定を除く。)、  
第71条第1号に規定する事務のうち第62条に掲げる事務に関する事務（不納欠損処分を除く。）、第63条第1号及び第3号から第9号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務(支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関すること及び保健福祉課係長 (行政事務センター所長を兼務する者に限る)の専決事項に属するものは除く。)、第63条第2号に規定する更正医療に関する事務並びに第58条第1項第1号及び第3号に規定する事務(支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。)に関すること。

- (2) 規則第58条第2項第1号、第69条、第71条第5号に規定する事務(いずれも、措置等の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。措置の解除に関すること \_\_\_\_\_ は除く。)に関すること。

(3)～(5) [略]

- (6) 規則第58条第2項第2号に規定する事務(負担額の決定に関する

ことを除く。)のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第60条に規定する児童手当に関する事務(保健福祉課係長(行政事務センター所長を兼務する者に限る)の専決事項に属するものは除く。)、第61条に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事務(第3号に規定する売店の設置に関することを除く。)、第71条第5号に規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務並びに第64条に規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関すること。

(7)～(9) [略]

ことを除く。)のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第60条に規定する児童手当に関する事務(保健福祉課係長(行政事務センター所長を兼務する者に限る)の専決事項に属するものは除く。)、第61条に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事務(第3号に規定する売店の設置に関することを除く。)、第71条第6号に規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務並びに第64条に規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関すること。

(7)～(9) [略]